

平成 23 年

第 1 回 十島村議会定例会会議録

開会 平成 23 年 3 月 10 日 (木)

閉会 平成 23 年 3 月 18 日 (金)

十 島 村 議 会

平成23年第1回（3月） 十島村議会定例会

第1号（3月10日）（木）

1.	開 会		1
2.	日 程 報 告		1
3.	日 程 第 1	会議録署名議員の指名.....	1
4.	日 程 第 2	会期の決定.....	1
5.	日 程 第 3	会期日程の決定.....	1
6.	日 程 第 4	諸般の報告.....	2
7.	日 程 第 5	行政報告及び平成23年度施政方針.....	3
8.	日 程 第 6	一般質問.....	11
9.	日 程 第 7	報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（東之 浜港改修工事の工事請負変更契約の締結）.....	23
10.	日 程 第 8	報告第2号 専決処分の報告について（特定離島ふるさとおこし推進 事業 元浦港防波堤整備の工事請負変更契約の締結）.....	27
11.	日 程 第 9	報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度 「フェリーとしま」第一種中間検査工事及び一般工事 の工事請負変更契約の締結）.....	28
12.	日 程 第 10	議案第1号 動産の買入契約の変更契約の締結について.....	32
13.	日 程 第 11	議案第2号 権利の放棄について（産業振興資金延滞金）.....	33
14.	日 程 第 12	議案第3号 権利の放棄について（特別導入型基金）.....	36
15.	日 程 第 13	議案第4号 権利の放棄について（特別導入型基金）.....	38
16.	追 加 日 程 第 1	議案第4号の撤回について.....	39
17.	日 程 第 14	議案第5号 権利の放棄について（特定離島：貸付牛）.....	40
18.	日 程 第 15	議案第6号 権利の放棄について（特定離島：貸付牛）.....	41
19.	日 程 第 16	議案第7号 十島村道路線の区域の認定について（宝島坂下線）.....	42
20.	日 程 第 17	議案第8号 十島村道路線の区域の認定について（宝島釜川線）.....	42
21.	日 程 第 18	議案第9号 十島村道路線の区域の認定について（宝島星窪線）.....	42
22.	日 程 第 19	議案第10号 十島村道路線の区域の認定について（宝島横道線）.....	42
23.	日 程 第 20	議案第11号 十島村道路線の区域の認定について（宝島荒木崎線）.....	42
24.	日 程 報 告		45
25.	散 会		45

第2号（3月11日）（金）

1. 開 議	46
2. 日 程 報 告	46
3. 日 程 第 1 議案第 12 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	46
4. 日 程 第 2 議案第 13 号 十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	49
5. 日 程 第 3 議案第 14 号 十島村水産物処理施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	51
6. 日 程 第 4 議案第 15 号 十島村農地利活用に関する条例の制定について	53
7. 日 程 第 5 議案第 16 号 指定管理者の指定について（口之島生活改善施設）	61
8. 日 程 第 6 議案第 22 号 指定管理者の指定について（平島生活改善施設）	61
9. 日 程 第 7 議案第 29 号 指定管理者の指定について（悪石島生活改善施設）	61
10. 日 程 第 8 議案第 41 号 指定管理者の指定について （宝島生活改善施設・大型洗濯施設）	61
11. 日 程 第 9 議案第 17 号 指定管理者の指定について（西之浜漁港漁船上 架施設・口之島製氷施設・口之島給油施設）	63
12. 日 程 第 10 議案第 19 号 指定管理者の指定について （中之島農産物集出荷施設）	63
13. 日 程 第 11 議案第 20 号 指定管理者の指定について （中之島港漁船上架施設・中之島製氷施設）	63
14. 日 程 第 12 議案第 23 号 指定管理者の指定について （平島農産物集出荷施設・平島製氷施設）	63
15. 日 程 第 13 議案第 25 号 指定管理者の指定について （切石港、元浦港漁船上架施設）	63
16. 日 程 第 14 議案第 26 号 指定管理者の指定について（諏訪之瀬島製氷施 設・諏訪之瀬島冷凍冷蔵施設）	63
17. 日 程 第 15 議案第 27 号 指定管理者の指定について （諏訪之瀬島被覆栽培施設）	63
18. 日 程 第 16 議案第 30 号 指定管理者の指定について（悪石島農産物集出 荷施設・やすら浜港漁船上架施設・悪石島製氷 施設）	64
19. 日 程 第 17 議案第 32 号 指定管理者の指定について （小宝島農産物集出荷施設）	64
20. 日 程 第 18 議案第 33 号 指定管理者の指定について （小宝島製氷施設）	64

21.	日程第 19	議案第 34 号	指定管理者の指定について (城之前漁港漁船上架施設)	64
22.	日程第 20	議案第 36 号	指定管理者の指定について (宝島農産物集出荷施設)	64
23.	日程第 21	議案第 37 号	指定管理者の指定について (前籠漁港漁船上架施設)	64
24.	日程第 22	議案第 38 号	指定管理者の指定について (宝島製塩施設)	64
25.	日程第 23	議案第 39 号	指定管理者の指定について (宝島製 氷施設・宝島急速冷凍施設)	64
26.	日程第 24	議案第 40 号	指定管理者の指定について (宝島鮮魚加工センター)	64
27.	日程第 25	議案第 18 号	指定管理者の指定について (口之島家畜保護施 設・口之島家畜育成施設・口之島堆肥舎施設)	68
28.	日程第 26	議案第 28 号	指定管理者の指定について (諏訪之瀬島共同利 用施設・諏訪之瀬島堆肥舎施設)	68
29.	日程第 27	議案第 31 号	指定管理者の指定について (悪石島共同利用施 設・悪石島家畜保護施設・悪石島堆肥舎施設)	68
30.	日程第 28	議案第 35 号	指定管理者の指定について (小宝島共同利用施設・小宝島堆肥舎施設)	68
31.	日程第 29	議案第 42 号	指定管理者の指定について (宝島共同利用施 設・宝島堆肥舎施設・宝島畜産機械格納庫)	68
32.	日程第 30	議案第 21 号	指定管理者の指定について (中之島家畜育成施設・中之島堆肥舎施設)	69
33.	日程第 31	議案第 24 号	指定管理者の指定について (平島共同利用施 設・平島家畜保護施設・平島堆肥舎施設)	70
34.	日程第 32	議案第 43 号	予算補正について(平成 22 年度十島村一般会 計補正予算 第 5 号)	71
35.	日程報告			87
36.	散 会			87

第3号（3月14日）（月）

1. 開 議	88
2. 日 程 報 告	88
3. 日 程 第 1 議案第 44 号 予算補正について（平成 22 年度十島村国民健康保険 特別会計補正予算 第 3 号）	88
4. 日 程 第 2 議案第 45 号 予算補正について（平成 22 年度十島村老人保健医療 特別会計補正予算 第 1 号）	89
5. 日 程 第 3 議案第 46 号 予算補正について（平成 22 年度十島村船舶交通特別 会計補正予算 第 5 号）	90
6. 日 程 第 4 報告第 47 号 予算補正について（平成 22 年度十島村介護保険特別 会計補正予算 第 2 号）	99
7. 日 程 第 5 議案第 48 号 予算補正について（平成 22 年度十島村簡易水道特別 会計補正予算 第 5 号）	101
8. 日 程 第 6 議案第 49 号 予算補正について（平成 22 年度十島村後期高齢者医 療特別会計補正予算 第 1 号）	109
9. 日 程 第 7 発議第 1 号 十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定 について	110
10. 日 程 第 8 議案第 50 号 予算について（平成 23 年度十島村一般会計予算）	111
11. 日 程 第 9 議案第 51 号 予算について （平成 23 年度十島村国民健康保険特別会計予算）	111
12. 日 程 第 10 議案第 52 号 予算について （平成 23 年度十島村船舶交通特別会計予算）	111
13. 日 程 第 11 議案第 53 号 予算について （平成 23 年度十島村介護保険特別会計予算）	111
14. 日 程 第 12 議案第 54 号 予算について （平成 23 年度十島村簡易水道特別会計予算）	111
15. 日 程 第 13 議案第 55 号 予算について （平成 23 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算）	111
16. 日 程 報 告	123
17. 散 会	123

第4号（3月18日）（金）

1. 開 議		124
2. 日 程 報 告		124
3. 日 程 第 1 議案第 50 号 予算について		124
(平成 23 年度十島村一般会計予算)		
4. 日 程 第 2 議案第 51 号 予算について		124
(平成 23 年度十島村国民健康保険特別会計予算)		
5. 日 程 第 3 議案第 52 号 予算について		
(平成 23 年度十島村船舶交通特別会計予算)		 124
6. 日 程 第 4 報告第 53 号 予算について		
(平成 23 年度十島村介護保険特別会計予算)		 124
7. 日 程 第 5 議案第 54 号 予算について		
(平成 23 年度十島村簡易水道特別会計予算)		 124
8. 日 程 第 6 議案第 55 号 予算について		
(平成 23 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算)		 124
9. 日 程 第 7 議案第 56 号 小宝島港改修工事請負契約の締結について		 131
10. 日 程 第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について		 136
11. 日 程 第 9 陳情第 1 号 環太平洋連携協定（T P P）交渉への対応に関する 意見書の提出についての陳情書		 136
12. 日 程 第 10 発議第 2 号 環太平洋連携協定（T P P）交渉参加への慎重な対 応を求める意見書		 137
13. 日 程 第 11 総務委員会の閉会中の所管事務調査の件		 138
14. 日 程 第 12 経済委員会の閉会中の所管事務調査の件		 138
15. 日 程 第 13 閉会中の議会運営委員会の継続調査の件		 138
16. 閉 会		139

平成23年第1回（3月）十島村議会定例会

会期日程

月	日	曜	船	日 程	備 考
3	9	水	入 出		
3	10	木		本会議	<議会運営委員会> <議会広報調査特別委員会> <郡議員研修会>
3	11	金	入 出	本会議	
3	12	土			
3	13	日	入		
3	14	月	出	本会議	<予算審査特別委員会> 経済課（一般）（簡水） <常任委員会（総務・経済）>所管事務調査の件
3	15	火			<予算審査特別委員会> 総務課（一般） 経済課（船舶） 教育委員会（一般）
3	16	水	入		<予算審査特別委員会> 住民課（一般）（国保・介護・後期） 総括質疑・採決
3	17	木			<予算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）> <全員協議会>
3	18	金	出	本会議	
3	19	土			
3	20	日	入		

平成23年第1回（3月）十島村議会定例会 提出案件一覧表

月日	曜	件 名	日程
3月10日	木	<議会運営委員会> <議会広報調査特別委員会> 議会ライブ中継の件 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 会期日程の決定 第 4 諸般の報告 第 5 行政報告及び平成23年施政方針 第 6 一般質問（日高助廣議員→村長） 第 7 報告 第 1号 専決処分：東之浜港改修工事の工事請負変更契約締結 第 8 報告 第 2号 専決処分：特定離島ふるさとおこし推進事業 元浦港防波堤整備の工事請負変更契約締結 第 9 報告 第 3号 専決処分：「フェリーとしま」第一種中間検査工事及び一般工事変更契約の締結 第10 議案 第 1号 動産の買入れ契約の変更契約締結（戸籍総合システム機器） 第11 議案 第 2号 権利の放棄（産業振興資金延滞金） 第12 議案 第 3号 権利の放棄（特別導入型基金） 第13 議案 第 4号 権利の放棄（特別導入型基金） 第14 議案 第 5号 権利の放棄（特定離島：貸付牛） 第15 議案 第 6号 権利の放棄（特定離島：貸付牛） 第16 議案 第 7号 道路認定：十島村道路線の区域の認定（宝島坂下線） 第17 議案 第 8号 道路認定：十島村道路線の区域の認定（宝島釜川線） 第18 議案 第 9号 道路認定：十島村道路線の区域の認定（宝島星窪線） 第19 議案 第10号 道路認定：十島村道路線の区域の認定（宝島横道線） 第20 議案 第11号 道路認定：十島村道路線の区域の認定（宝島荒木崎線） <郡議員研修会> 17：00 ～	1
3月11日	金	第 1 議案 第12号 条例改正：職員の育児休業等に関する条例の一部改正 第 2 議案 第13号 条例改正：十島村畜産施設の設備及び管理に関する条例の一部改正 第 3 議案 第14号 条例改正：十島村水産物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 第 4 議案 第15号 条例制定：十島村農地利活用に関する条例の制定 第 5 議案 第16号 指定管理者の指定：口之島生活改善施設（口之島自治会） 第 6 議案 第22号 指定管理者の指定：平島生活改善施設（平島自治会） 第 7 議案 第29号 指定管理者の指定：悪石島生活改善施設（悪石島自治会） 第 8 議案 第41号 指定管理者の指定：宝島生活改善施設・大型洗濯施設（宝島婦人会） 第 9 議案 第17号 指定管理者の指定：口之島漁船上架施設・製氷施設・給油施設（口之島漁協） 第10 議案 第19号 指定管理者の指定：中之島農産物集出荷施設（中之島びわ生産組合） 第11 議案 第20号 指定管理者の指定：中之島漁船上架施設・製氷施設（中之島製氷組合） 第12 議案 第23号 指定管理者の指定：平島農産物集出荷施設・製氷施設（平島自治会） 第13 議案 第25号 指定管理者の指定：切石港、元浦港漁船上架施設（切石港、元浦港漁船上架利用組合） 第14 議案 第26号 指定管理者の指定：諏訪之瀬島製氷施設・冷凍冷蔵施設（諏訪之瀬島製氷組合） 第15 議案 第27号 指定管理者の指定：諏訪之瀬島被覆栽培施設（諏訪之瀬島農業生産組合） 第16 議案 第30号 指定管理者の指定：悪石島農産物集出荷施設・漁船上架施設・製氷施設（悪石島自治会） 第17 議案 第32号 指定管理者の指定：小宝島農産物集出荷施設（小宝島自治会） 第18 議案 第33号 指定管理者の指定：小宝島製氷施設（小宝島製氷組合） 第19 議案 第34号 指定管理者の指定：城之前漁港漁船上架施設（小宝島漁船上架管理組合） 第20 議案 第36号 指定管理者の指定：宝島農産物集出荷施設（宝島ササベリア生産組合） 第21 議案 第37号 指定管理者の指定：前籠漁港漁船上架施設（宝島漁船上架利用組合） 第22 議案 第38号 指定管理者の指定：宝島製塩施設（宝島製塩組合） 第23 議案 第39号 指定管理者の指定：宝島製氷施設・急速冷凍施設（宝島製氷組合） 第24 議案 第40号 指定管理者の指定：宝島鮮魚加工センター（宝島自治会） 第25 議案 第18号 指定管理者の指定：口之島家畜保護施設・家畜育成施設・堆肥舎施設（口之島畜産組合） 第26 議案 第28号 指定管理者の指定：諏訪之瀬島共同利用施設・堆肥舎施設（諏訪之瀬島畜産組合）	2

月 日	曜	件 名	日程
		第27 議案 第 31号 指定管理者の指定：悪石島共同利用施設・家畜保護施設・堆肥舎施設（悪石島畜産組合） 第28 議案 第 35号 指定管理者の指定：小宝島共同利用施設・堆肥舎施設（小宝島畜産組合） 第29 議案 第 42号 指定管理者の指定：宝島共同利用施設・堆肥舎施設・畜産機械格納庫（宝島畜産組合） 第30 議案 第 21号 指定管理者の指定：中之島家畜育成施設・堆肥舎施設（中之島畜産組合） <u>平泉二太議員：除斥</u> 第31 議案 第 24号 指定管理者の指定：平島共同利用施設・家畜保護施設・堆肥舎施設（平島畜産組合） <u>用澤満男議員：除斥</u> 第32 議案 第 43号 予算補正（22年度一般会計 補正第5号） + 594,807 → 4,050,057 千円	一括
3月12日	土		3
3月13日	日		4
3月14日	月	第 1 議案 第 44号 予算補正（22年度国保特会 補正第3号） + 7,352 → 106,365 千円 第 2 議案 第 45号 予算補正（22年度老人特会 補正第1号） + 5 → 245 千円 第 3 議案 第 46号 予算補正（22年度船舶特会 補正第5号） + 172 → 929,031 千円 第 4 議案 第 47号 予算補正（22年度介護特会 補正第2号） - 7,399 → 84,294 千円 第 5 議案 第 48号 予算補正（22年度簡水特会 補正第5号） + 10,118 → 67,243 千円 第 6 議案 第 49号 予算補正（22年度後期高齢者特会 補正第1号） - 285 → 7,712 千円 第 7 発議 第 1号 十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定 第 8 議案 第 50号 平成23年度当初予算（一般会計） 第 9 議案 第 51号 平成23年度当初予算（国保特会） 第10 議案 第 52号 平成23年度当初予算（船舶特会） 第11 議案 第 53号 平成23年度当初予算（介護特会） 第12 議案 第 54号 平成23年度当初予算（簡水特会） 第13 議案 第 55号 平成23年度当初予算（後期高齢者特会） 一括 <予算審査特別委員会> 経済課（一般）（簡水） <常任委員会（総務・経済）>所管事務調査の件	5
3月15日	火	<予算審査特別委員会> 総務課（一般） 経済課（船舶） 教育委員会（一般）	6
3月16日	水	<予算審査特別委員会> 住民課（一般）（国保・介護・後期） 総括質疑・採決	7
3月17日	木	<予算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）> <全員協議会>	8
3月18日	金	第 1 議案 第 50号 平成23年度当初予算（一般会計） 第 2 議案 第 51号 平成23年度当初予算（国保特会） 第 3 議案 第 52号 平成23年度当初予算（船舶特会） 第 4 議案 第 53号 平成23年度当初予算（介護特会） 第 5 議案 第 54号 平成23年度当初予算（簡水特会） 第 6 議案 第 55号 平成23年度当初予算（後期高齢者特会） 第 7 議案 第 56号 小宝島港改修工事の請負契約締結 第 8 諮問 第 1号 人権擁護委員候補者の推薦 第 9 陳情 第 1号 環太平洋連携協定（TPP）交渉への対応に関する意見書の提出についての陳情書 第10 発議 第 2号 環太平洋連携協定（TPP）交渉参加への慎重な対応を求める意見書 第11 総務委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件 第12 経済委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件 第13 議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続調査の件	9

(議決結果)

平成23年第1回(3月)十島村議会定例会

議案番号	件名	議決年月日	議決結果	議決番号
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて(東之浜港改修工事の工事請負変更契約締結)	23.03.10	承認	承認第1号
報告第2号	専決処分の報告について(特定離島ふるさとおこし推進事業元浦港防波堤整備の工事請負変更契約締結)	23.03.10	報告	
報告第3号	専決処分の承認を求めることについて(平成22年度「フェリーとしま」第一種中間検査工事及び一般工事の工事請負変更契約の締結)	23.03.10	承認	承認第2号
議案第1号	動産の買入れ契約の変更契約の締結について	23.03.10	原案可決	議決第1号
議案第2号	権利の放棄について(産業振興資金延滞金)	23.03.10	原案可決	議決第2号
議案第3号	権利の放棄について(特別導入型基金)	23.03.10	原案可決	議決第3号
議案第4号	権利の放棄について(特別導入型基金)	23.03.10	撤回	
	議案第4号の撤回について	23.03.10	許可	
議案第5号	権利の放棄について(特定離島:貸付牛)	23.03.10	原案可決	議決第4号
議案第6号	権利の放棄について(特定離島:貸付牛)	23.03.10	原案可決	議決第5号
議案第7号	十島村道路線の区域の認定について(宝島坂下線)	23.03.10	原案可決	議決第6号
議案第8号	十島村道路線の区域の認定について(宝島釜川線)	23.03.10	原案可決	議決第7号
議案第9号	十島村道路線の区域の認定について(宝島星窪線)	23.03.10	原案可決	議決第8号
議案第10号	十島村道路線の区域の認定について(宝島横道線)	23.03.10	原案可決	議決第9号
議案第11号	十島村道路線の区域の認定について(宝島荒木崎線)	23.03.10	原案可決	議決第10号
議案第12号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23.03.11	原案可決	議決第11号
議案第13号	十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23.03.11	原案可決	議決第12号
議案第14号	十島村水産物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23.03.11	原案可決	議決第13号
議案第15号	十島村農地利活用に関する条例の制定について	23.03.11	原案可決	議決第14号
議案第16号	指定管理者の指定について(口之島生活改善施設)	23.03.11	原案可決	議決第15号

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
議案第22号	指定管理者の指定について（平島生活改善施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第16号
議案第29号	指定管理者の指定について（悪石島生活改善施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第17号
議案第41号	指定管理者の指定について（宝島生活改善施設・宝島大型洗濯施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第18号
議案第17号	指定管理者の指定について（西之浜漁港漁船上架施設・口之島製氷施設・口之島給油施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第19号
議案第19号	指定管理者の指定について（中之島農産物集出荷施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第20号
議案第20号	指定管理者の指定について（中之島港漁船上架施設・中之島製氷施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第21号
議案第23号	指定管理者の指定について（平島農産物集出荷施設・平島製氷施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第22号
議案第25号	指定管理者の指定について（切石港、元浦港漁船上架施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第23号
議案第26号	指定管理者の指定について（諏訪之瀬島製氷施設・諏訪之瀬島冷凍・冷蔵施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第24号
議案第27号	指定管理者の指定について（諏訪之瀬島被覆栽培施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第25号
議案第30号	指定管理者の指定について（悪石島農産物集出荷施設・やすら浜港漁船上架施設・悪石島製氷施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第26号
議案第32号	指定管理者の指定について（小宝島農産物集出荷施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第27号
議案第33号	指定管理者の指定について（小宝島製氷施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第28号
議案第34号	指定管理者の指定について（城之前漁港漁船上架施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第29号
議案第36号	指定管理者の指定について（宝島農産物集出荷施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第30号
議案第37号	指定管理者の指定について（前籠漁港漁船上架施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第31号
議案第38号	指定管理者の指定について（宝島製塩施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第32号
議案第39号	指定管理者の指定について（宝島製氷施設・宝島急速冷凍施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第33号
議案第40号	指定管理者の指定について（宝島鮮魚加工センター）	23. 03. 11	原案可決	議決 第34号
議案第18号	指定管理者の指定について（口之島家畜保護施設・口之島家畜育成施設・口之島堆肥舎施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第35号
議案第28号	指定管理者の指定について（諏訪之瀬島共同利用施設・諏訪之瀬島堆肥舎施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第36号

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
議案第31号	指定管理者の指定について（悪石島共同利用施設・悪石島家畜保護施設・悪石島堆肥舎施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第37号
議案第35号	指定管理者の指定について（小宝島共同利用施設・小宝島堆肥舎施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第38号
議案第42号	指定管理者の指定について（宝島共同利用施設・宝島堆肥舎施設・宝島畜産機械格納庫）	23. 03. 11	原案可決	議決 第39号
議案第21号	指定管理者の指定について（中之島家畜育成施設・中之島堆肥舎施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第40号
議案第24号	指定管理者の指定について（平島共同利用施設・平島家畜保護施設・平島堆肥舎施設）	23. 03. 11	原案可決	議決 第41号
議案第43号	予算補正について （平成22年度十島村一般会計補正予算 第5号）	23. 03. 11	原案可決	議決 第42号
議案第44号	予算補正について （平成22年度十島村国民健康保険特別会計補正予算 第3号）	23. 03. 14	原案可決	議決 第43号
議案第45号	予算補正について （平成22年度十島村老人保健医療特別会計補正予算 第1号）	23. 03. 14	原案可決	議決 第44号
議案第46号	予算補正について （平成22年度十島村船舶交通特別会計補正予算 第5号）	23. 03. 14	原案可決	議決 第45号
議案第47号	予算補正について （平成22年度十島村介護保険特別会計補正予算 第2号）	23. 03. 14	原案可決	議決 第46号
議案第48号	予算補正について （平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算 第5号）	23. 03. 14	原案可決	議決 第47号
議案第49号	予算補正について（平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算 第1号）	23. 03. 14	原案可決	議決 第48号
発議第 1号	十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定について	23. 03. 14	原案可決	発議議決 第 1号
議案第 50号	予算について （平成23年度十島村一般会計予算）	23. 03. 18	原案可決	議決 第49号
議案第 51号	予算について （平成23年度十島村国民健康保険特別会計予算）	23. 03. 18	原案可決	議決 第50号
議案第 52号	予算について （平成23年度十島村船舶交通特別会計予算）	23. 03. 18	原案可決	議決 第51号
議案第 53号	予算について （平成23年度十島村介護保険特別会計予算）	23. 03. 18	原案可決	議決 第52号
議案第 54号	予算について （平成23年度十島村簡易水道特別会計予算）	23. 03. 18	原案可決	議決 第53号
議案第 55号	予算について （平成23年度十島村後期高齢者医療特別会計予算）	23. 03. 18	原案可決	議決 第54号
議案第 56号	小宝島港改修工事請負契約の締結について	23. 03. 18	原案可決	議決 第55号
諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	23. 03. 18	答申	（異議なし答申）

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
陳情 第 1号	環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉への対応に関する意見書の提出についての陳情書	23. 03. 18	採択	陳情採択 第1号
発議 第 2号	環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉参加への慎重な対応を求める意見書	23. 03. 18	原案可決	発議議決 第 2号
	総務委員会の閉会中の所管事務調査の件	23. 03. 18	決定	
	経済委員会の閉会中の所管事務調査の件	23. 03. 18	決定	
	議会運営委員会の所管事務調査の閉会中の継続調査の件	23. 03. 18	決定	

平成23年3月10日(木)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君
副	村	長	福	満	征	一郎 君
教	育	長	齊	脇		司 君
総	務	課	長	肥	後	政 司 君
住	民	課	長	前	田	貢 君
経	済	課	長	松	下	賢 次 君
教育委員会教育総務課長				久	保	源 一 郎 君
会	計	管	理	者	安	藤 浩 樹 君
経済課航路対策室長				沖	中	猛 則 君 (日程第9、報告第3号のみ)
経済課航路対策室担当				安	藤	巧 君 (日程第9、報告第3号のみ)

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 日 高 尚 子 君

平成23年3月11日(金)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君		
副	村	長	福	満	征	一郎	君	
教	育	長	齊	脇		司	君	
総	務	課	長	肥	後	政	司	君
住	民	課	長	前	田		貢	君
経	済	課	長	松	下	賢	次	君
教育委員会教育総務課長			久	保	源	一	郎	君
会計管理者			安	藤	浩	樹	君	

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 日 高 尚 子 君

平成23年3月14日(月)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君	
副	村	長	福	満	征	一	郎 君 (入札のため一時退席)
教	育	長	齊	脇		司	君
総	務	課	長	肥	後	政	司 君
住	民	課	長	前	田		貢 君
経	済	課	長	松	下	賢	次 君
教育委員会教育総務課長			久	保	源	一	郎 君
会 計 管 理 者			安	藤	浩	樹	君
経済課航路対策室長			沖	中	猛	則	君 (日程第3、議案第46号のみ)
経済課航路対策室担当			安	藤		巧	君 (日程第3、議案第46号のみ)

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 日 高 尚 子 君

平成23年3月18日(金)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君					
副	村	長	福	満	征	一郎	君				
教	育	長	齊	脇		司	君				
総	務	課	長	肥	後	政	司	君			
住	民	課	村	民	室	長	肥	後	勇	喜	君
経	済	課	長	松	下	賢	次	君			
教育委員会教育総務課長				久	保	源	一	郎	君		
会	計	管	理	者	安	藤	浩	樹	君		

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	日	高	尚	子	君
---------	---	---	---	---	---

平成23年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第1-1号）

平成23年3月10日（木） 午前・午後 1 時 00分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
		<議会運営委員会>		
		<議会広報調査特別委員会> ①議会ライブ中継の件		
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2		会期の決定		
第 3		会期日程の決定		
第 4		諸般の報告		
第 5		行政報告及び平成23年度施政方針		
第 6		一般質問（日高助廣議員→村長）		
第 7	報告第 1号	専決処分の承認を求めることについて（東之浜港改修工事の工事請負変更契約締結）		
第 8	報告第 2号	専決処分の報告について（特定離島ふるさとおこし推進事業 元浦港防波堤整備の工事請負変更契約締結）		
第 9	報告第 3号	専決処分の承認を求めることについて（平成22年度「フェリーとしま」第一種中間検査工事及び一般工事の工事請負変更契約の締結）		
第 10	議案第 1号	動産の買入れ契約の変更契約の締結について		
第 11	議案第 2号	権利の放棄について（産業振興資金延滞金）		
第 12	議案第 3号	権利の放棄について（特別導入型基金）		
第 13	議案第 4号	権利の放棄について（特別導入型基金）		
追加 日程 第1		議案第4号の撤回について		
第 14	議案第 5号	権利の放棄について（特定離島：貸付牛）		
第 15	議案第 6号	権利の放棄について（特定離島：貸付牛）		
第 16	議案第 7号	十島村道路線の区域の認定について（宝島坂下線）		

平成23年第1回（3月）十島村議会定例会

3月10日（木）

△開会宣言

○議長（日高通君）

只今から、平成23年第1回（3月）十島村議会定例会を開会致します。

△開議宣告

○議長（日高通君）

これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（日高通君）

本日の日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（日高通君）

日程第1、会議録署名議員の指名を致します。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番、用澤満男君及び7番、有川和則君を指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（日高通君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの9日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月18日までの9日間に決定しました。

△日程第3 会期日程決定の件

○議長（日高通君）

日程第 3、会期日程決定の件を議題とします。

お諮りします。

会期日程につきましては、配布致しております日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

よって、そのように決定します。

△日程第 4 諸般の報告

○議長（日高通君）

日程第 4、諸般の報告を行います。

はじめに、会議・研修会関係についてご報告いたします。

1 月 27 日に、鹿児島県町村議会議長会主催、財団法人 鹿児島県市町村振興協会の後援によります「町村議会議員研修会」が開催され、4 名の議員が出席しております。内容は、時事総合研究所客員研究員の小関哲哉氏によります「沸騰する東アジア情勢－日本は生き残れるか」と題しました講演、鹿児島大学副学長の萩野誠氏によります「鹿児島の経済について」の講演、県町村議会議長会の徳留事務局長によります「地方議会議員年金制度の見直しについて」でありました。資料を配布しておりますのでお目通し願います。

2 月 24 日、「県町村議会議長会第 62 回定期総会」が開催されております。自治功労者表彰の後、議事に移り 8 案件が審議されております。主なものは、理事の補充選任報告、21 年度決算の承認、23 年度事業計画案及び予算案でありましたが、特段の異議もなく全て原案のとおり可決・決定しております。

なお、決議及び「環太平洋連携協定（T P P）交渉への対応に関する特別決議」を全会一致で行なっております。関係資料の抜粋を添付しておりますので、お目通し下さい。

次に、全国町村議会議長会から「地方議会議員年金制度の見直しについての総務省対応方針」について、送付を受けております。また、全国町村議会議員共済会からも「平成 23 年度地方議会議員年金制度に係る負担金」について、および「地方議会議員年金制度廃止に係る事務取扱」について、それぞれ送付がありました。これらの内容としましては、平成 23 年 6 月から地方議会議員年金制度が廃止され、過去債務財源を各地方公共団体の公費で負担することや、廃止後の給付の取り扱い等についてであります。

先日事務局から議員各位に送付させたところでありますが、この地方議会議員年金制度の廃止に関しては、私たち地方議会議員に密接に係わる件でもありまして、本日（3 月 10 日）郡議員研修会を開催し、県町村議会議長会から改めて説明いただくこととしております。

次に、県後期高齢者医療広域連合議会事務局から「平成 23 年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会議案」の関係書類の送付を受けております。資料は、議員控室に備えておりますのでお目通し願います。

次に、監査結果の報告を行います。

監査委員より、昨年 11 月定例会以後に実施されました 12 月、1 月、2 月の例月出納検査結果、並びに 2 月 15 日から 22 日にかけて実施されました定期監査の結果についての報告がありました。これらの内容につきましては、配布いたしておりますとおりですので、お目通し願います。

最後に、先の 11 月定例会を主な内容としました「議会だより」第 52 号を 2 月 10 日に発行いたしております。

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第5 行政報告及び平成23年度施政方針

○議長（日高通君）

日程第5、行政報告及び平成23年度施政方針を行います。

村長から、行政報告及び平成23年度施政方針についての申し出がありました。

これを許可いたします。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

平成23年第1回村議会定例会の開会に当たりまして当面する村政の諸問題の推移等に関する行政報告ならびに平成23年度の施政方針について申し述べることにいたします。

最初に、当面する村政の諸問題の推移等につきましてご報告申し上げます。

本年度の職員採用計画につきましては先の議会でも報告しましたとおり、一般職員2名を本年1月1日付けで採用する予定でありましたが、採用予定の1名に病氣療養の必要が生じたことから1名のみを採用しました。

この採用した職員には、新規採用者村内研修を実施し、本村が抱える特殊事情等について体験させております。

なお、残りの1名の採用については、次点合格の者を本年4月1日付けで採用する予定にしております。

また、ブロードバンドの整備が終わり本村の高度情報化の進展に対応するため、非常勤職員として電算専門員1名を本年1月から採用しております。

この電算専門員を、庁内は勿論のこと村内のインターネット関連の業務に専従させることにより住民に対する情報関連サービスの向上が図れるものと考えております。

昨年12月31日付けで中之島診療所の看護師が自己都合により退職しております。後任については、先月中旬に採用試験を実施しており、その結果をもとに本年4月1日付けで採用する予定にしております。

地域の課題解決や地域の活性化を図るため、地域が主体となり組織する地域づくり組織は、まだまだ自発的な活動の展開までは至っておりませんが、初年度の目標でありました組織の立ち上げや組織の役割、意義等に関する理解を深めることについては、ほぼ達成されたと考えております。

各島においては、4回から10回程度の話し合い活動がなされており、形態や進捗状況はそれぞれ違いますが、大切なことは、最終的にそれぞれの地域の特色を活かし、実際に住んでいる島民にとって暮らしよい地域づくりができることであります。

これまで1年余りの活動を通じまして、村政座談会や自治会との関連性や行政施策との区分などそのあり方について、疑問視されている点もあるかと思いますが、村政座談会は自治会の総意に基づき、ハード事業を中心に村行政の施策に対する地域からの要望を挙げていただく場であり、この地域づくり組織は、住民が主体性をもって取り組む地域施策を話し合い、形にしていける場であり、これを自治会に提案し、自治会の総意として実行していくことであると考えております。

このことにつきましては、行政支援のあり方も含め、今後、要綱等の整理を検討しているところであります。また、1月に先進地視察研修として、長崎県五島列島の北に位置する小値賀町（おぢかちょう）に住民4名と職員6名を、沖永良部島に住民7名と職員7名を、それぞれ派遣しました。小値賀町は、農家民泊や農業体験観光、古民家活用、観光ガイド、担い手育成事業等を展開する先進地であります。

同町は、複数の島で構成された自治体ということが本村と類似しており、本村の住民も農家民泊や農林水産業の体験事業、並びにIターン者の関わり方などに関心をもって視察されたようであります。

参加した住民の報告によりますと、本村の島の暮らしや農林水産業を体験していただくことによって、これまでにない目的を持った階層の旅行者が増えることから、地域の発展のために是非取り組みたいという意欲的な意見が聞かれたところであります。

また、その他、行政とNPOの役割分担や来客者とのコミュニケーション及びプロ意識をもった観光ガイドの話など、多くの研修効果があったものと思われまます。

一方、沖永良部島は、バレイショやバナナ、エンドウ、さとうきび、花き、及び畜産用の粗飼料な

どの栽培が行われており、基盤整備や平張りハウス、農業機械の整備がなされた先進地であります。

参加者は、本村と同じような気象や環境下において、どのような栽培方法があるのか、どのような台風対策をしているのか、流通はどのようにしているのか等に関心をもって視察されたようであります。

参加した住民の報告によりますと、生産者同士の連携がとても強く、一致団結して農業を盛り上げる環境作りがとても印象に残ったようであります。

また、沖永良部島で行われていた基盤整備や平張りハウス、農産物の出荷体制や加工技術など、本村でも活用したいと大変意欲的な報告をいただいております。

今回の研修において、住民も職員もそれぞれ、多くのことに刺激を受け、自らが考え、相協力して実践しなければならないという意識付けができたものと考えております。

これらの研修が実を結び、村の発展に寄与するものと大いに期待しているところであります。

なお、地域づくり組織の話し合い活動は、2月までに述べ40回の話し合い活動等が行なわれ、述べ約630名の住民が参加し、職員は述べ72名を派遣、述べ34名がTV会議で参加したことになります。

住民向けブロードバンド「結いネット」につきましては、地域イントラネット基盤整備事業に引き続き、地域情報通信基盤整備事業として実施してまいりましたが、平成22年11月30日に完了しております。

12月1日からは、当初申込みの234戸のインターネット接続サービスを正式に開始いたしました。

本年1月以降は、3戸の新規申込み、1戸の解約届けがあり、現在の契約者数は、236戸となっております。

完成検査におきまして、ほとんどの家庭で当初の設計どおり2メガ強の通信速度が確認されましたが、混みあう時間帯におきましては通信速度が遅くなることがあるため、回線の最適な通信速度を確保するための手段を講じる必要があり、今後、整備した情報通信施設を最大限に有効活用するため解決しなければならない課題であると考えております。

「十島村戸籍総合システム」データ作成業務につきましては、計画した工程に従い順調に進捗しております。

今後につきましては、今年3月中に法務大臣に電子情報処理組織の指定の申出を行い、平成23年7月4日に現在戸籍のシステムの稼働を予定しております。

その後8月に除籍及び昭和改製原戸籍のシステムの稼働、平成24年1月末に平成改製原戸籍のシステムを稼働させることにより「十島村戸籍総合システム」データ作成業務は完了することになります。

住民の皆様へは各システムの稼働時期を考慮しながら適切に周知してまいります。

人口減少対策の1つとして定住促進条例の一部を改正し、中学生以下の児童と同居している扶養親族を対象とした、生活資金助成金の交付につきましては、条例改正が7月であったことから、平成22年9月期は7月から8月の2ヶ月間を対象として、児童総数57人で、総額119万円を交付しており、12月期は3ヶ月間を対象として児童総数57人で、総額178万円を交付しております。

また、平成23年3月期につきましては、対象者63人を予定し、総額189万円を交付する予定で事務処理を進めております。

平成22年7月の事業の開始以降から平成23年1月末までに交付を行った中で、出生により2人、転入により10人が増えている状況でございます。

また、本村の人口は平成23年1月末現在で、男304人、女296人、合計600人となっております。

この間に転入された方々につきましては、教職員や会社員等を除き、定住目的で移住をされたUターン者が4世帯6人、Iターン者が10世帯21人となっております。

反対に、定住目的で転入された方が同期間中に転出した件数は、3世帯3人となっております、平成22年度から取り組んでまいりました人口対策が緩やかではありますが、効果が現われて来ているものと思っております。

宝島における十島村小規模多機能居宅介護類似事業は、地域住民の理解と協力のもと概ね順調に運営ができております。

介護事業所への転換について、11月に宝島自治会や利用者家族及びケアスタッフ等と協議してき

た結果、地域住民も介護事業所への転換を希望していることがわかりました。

そこで村としましては、平成23年度も引き続きこの事業を実施しつつ、平成23年度中に介護保険が適用できる事業所へ転換したいと考えております。

そのため、4月から現在の事業（やすらぎ教室）に加え、24時間365日のサービス「通い・訪問・泊まり（食事・入浴を含む）」を実施できるよう準備を進めているところであります。

しかしながら、介護保険が適用できる事業所への転換については主に次の4つの課題をクリアしていかなければなりません。

まず、第1に、介護事業所の建設であります。これについては平成23年度の国の介護基盤整備事業の交付金を申請し、準備を進めております。この事業につきましては、上限額が3,000万円であり、本村の建設費用等を考慮すると一般財源を上乗せする必要があります。

第2に本村において介護保険適用の事業を実施するには、現行の小規模多機能型居宅介護の基準を満たすことが難しいため、介護保険法第42条の3第2号（地域密着型サービスでの相当サービス）で実施できるよう現在、国や県と協議しているところでございます。

第3に、マンパワーの確保であります。24時間365日のサービスを提供するためには、確実な人材確保が必要であります。

そのため外部から職員も増員しますが、地域住民の理解・協力が不可欠でありまして、それが重要であります。

村としても地域への説明や新たなマンパワーの確保を行うための研修等を外部事業者と協力して実施することにしております。

第4に、利用者負担について、住民・利用者の理解を得る必要があります。これまで島内に介護サービス事業所がなく、介護保険制度やサービス利用にかかる利用者負担について、住民は知る機会が少なかったことから、抵抗感や不満感があると考えています。

介護保険制度のしくみや利用者負担について住民周知を徹底し、理解を得られるように努め、介護保険適用へスムーズに移行できるよう努めて参ります。

そのため、3月10日に各島から住民に参加してもらい、「共生ホームよかあんべ」の施設見学等の研修を計画しているところでございます。

なお、宝島以外の島の介護サービス事業については、まずは宝島の事業を軌道にのせ、その上で、介護保険事業としての介護サービスの定着状況を見ながら、各島のニーズや地域状況（地域の支えあい・地域力）等を勘案し、宝島と同様に住民の機運を高める集会や基盤づくり活動を実施しまして、順次、介護サービス事業を展開していきたいと考えております。

いずれにしてもこの事業については、平成23年度においても引き続き取り組んでいくものであります。平成23年度に策定する第5期介護保険事業計画との整合性をもたせる必要があります。島内に泊まりまで提供できる介護事業所をもつことによって、「住民のいつまでも島で暮らしたいという願い」を実現でき、村外施設に使われていた介護保険給付費を島内において使うことができるようになれば、さらに、島内に雇用を創出し、また、結果的に住民負担の軽減にも繋がることは本村福祉行政においても画期的な取り組みであると考えております。

子牛セリ市は、新しい年を迎えてから1月8日、2月2日、3月8日の3回開催されております。

1月セリの結果は、登記牛で去勢の平均が363,053円、メスの平均が296,611円、合計平均が330,730円、また2月セリでは、同じく登記牛の去勢の平均が377,450円、メスの平均が302,500円、合計平均では349,344円となっております。これは1月セリに比較しまして去勢で14,397円、メスで5,889円、合計で18,614円の高値で取引されております。

ここ数年、口蹄疫直後の子牛価格は低迷しておりましたが、昨年10月セリから価格が上向き、年明けから急激に上昇しております。2月セリでは、登録の去勢で513,000円という久しぶりに50万円台の子牛も登場し、大変喜ばしいことであります。

しかしながら、先日開催されました鹿児島中央地区畜産担当者の会議報告を聞きますと、「価格上昇は口蹄疫の影響による需要増によるものであり、子牛自体の品質はむしろ劣っている。」という分析がなされているようであります。

また、十島村の畜産全体をみますと、2月までの平成22年度の子牛販売は、評価牛、自家保留を除くと登記牛330頭、無登記牛62頭の合計392頭で、1億142万円の販売額にとどまってお

ります。

畜産農家数も平成21年12月末で84戸であったものが、平成22年12月末では4戸減少して80戸となり、こちらも減少に歯止めがかかっていない状況にあります。畜産組合の法人化や振興対策を急いで講じなければならないと強く認識しているところであります。

政府は、「環太平洋戦略的経済連携協定」、いわゆるTPPへの参加について検討することを表明し、「平成の開国」を行うとしております。

しかし、TPPへの参加については、識者の間でも評価は分かれており、農林漁業のダメージや食料安全保障の観点から、多くの道府県議会から反対の意見書提出や特別決議の採択が相次いでおります。

これがなんの補完制度もなく実施されますと日本の畜産は壊滅的な打撃を受けるのではないかと言われておりまして、畜産を基幹産業としている本村にとりましても非常に重要な問題であり、小さな自治体ではありますが静観することはできないと考えているところであります。

林道舗装事業につきましては、2月中に口之島線235m、椎崎線350mの事業が完成しております。

道路事業は、過疎対策道路事業の平島東海岸線改良工事も延長160mで完成しており、特定離島ふるさとおこし推進事業での各島の側溝整備も総延長1,081mで完成しております。

港湾整備につきましては、国庫補助改修事業の元浦港改修は完成しておりますが、小宝島港と東之浜港改修につきましては、国の制度改正に伴った事業費流用承認の決定が2月になされたことから、やむなく繰越す事態となっております。

また、特定離島ふるさとおこし推進事業の元浦港防波堤整備、防舷材設置事業は完成しておりますが、南之浜港船揚場整備につきましては、設計変更による潮待ち施工時期の調整に時間を要することから、やむなく繰越すことになりました。

地籍調査事業については、中之島サツダ地区0.17平方キロメートルが既に完了し、地権者の縦覧も終えております。

12月～1月にかけての「フェリーとしま」の運航は、冬型気圧配置が強まり天候不良により欠航するなど運航ダイヤが乱れ、定期船利用者の皆様方にはご不便をおかけしました。

また、2月には「フェリーとしま」の中間検査等の工事を施工するため、入渠期間中は三島村の村営船「みしま」を代替運航しました。2月18日の上り便の「みしま」において、補機関故障のため、宝島から直行で鹿児島に回航し修理をした後、1日遅れで小宝島からの上り便の航海に復帰する事態となり利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。

「フェリーとしま」入渠工事については、2月28日中間検査工事等を完了し、鹿児島港に回航しました。

中間検査の工事内容につきましては、先の議会で報告しましたとおり、船舶安全法の規定による項目について整備・点検を行い、2月26日最終項目について受検し、鹿児島湾において機関の前後進試験、旋回試験、主機関等のリモコン試験等の海上試運転を実施しました。

いずれも異常無く終了し、再度入渠先の岸壁に接岸し、各種機器類、主・補機関等の点検を実施し異常はありませんでした。

なお、入渠工事請負契約を平成22年11月22日に締結していたため、入渠以前及び入渠以降に追加工事が発生したことから、専決処分により変更契約を締結し施工しております。

9月に工事請負契約いたしました悪石島導・配水管布設工事と宝島配水管布設工事は完成し、村の検査も完了しております。

また、12月に工事請負契約を締結している諏訪之瀬島配水管布設工事、悪石島給水管切り替え工事、小宝島水道メーター取り替え工事の完成は3月中旬を予定しております。

水道料金の改正につきましては、条例改正により4月より実施されることとなりますが、今後の水道事業を円滑に進めるために、村民の皆さまにはご理解をいただき、応分のご負担をお願いするところであります。

1月10日成人の日に、平成23年十島村新成人を祝う会が開催されました。本年は、対象者全員の8名の新成人が参加され、多くの方々から祝福を受け、盛会のうちに終了いたしております。

1月17日、中之島で保護している生後10ヶ月のトカラ馬が左後足を骨折したため、鹿児島大学農学部動物病院に搬送いたしました。経過は順調で3月末まで入院の予定になっております。

2月上旬、諏訪之瀬島に転入世帯があり、新年度から新1年生が入学するため、学級増が見込まれております。

以上で行政報告を終わります。

続きまして、施政方針について申し述べることにいたします。

平成23年度の国の予算は、「成長と雇用の実現、デフレ脱却への道筋」、「国民生活を第一に」、「確固たる戦略に基づく予算編成」の理念の下、「新成長戦略」を着実に推進するとともに、「財政運営戦略・中期財政フレーム」に定めた財政規律の下に、成長と雇用拡大を実現するとの基本的考え方により編成されています。

百年に一度といわれた米国発のリーマンショックに端を発した世界的な金融危機からおおよそ二年半が経過し、日本経済は海外経済の改善や各種の経済対策の効果等を背景として、大企業を中心に収益の回復が見られ、景気の持ち直しが期待されるものの、いまだ足踏み状態にあると言われており、雇用についても失業率が5%を超える高水準にあり依然として厳しい状況にあります。

このような状況を反映して、税収は一定程度の増加が見込まれるなど、改善の兆しが見えてはいるものの、個人所得の回復はいまだ現れておらず、まだまだ低い水準にございます。国・地方ともに財政状況は非常に厳しいものとなっております。

このような状況の中、急速な円高の進行等の厳しい経済情勢にスピード感を持って対応し、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとするため、新成長戦略の本格実施を図ることとし、「21の国家戦略プロジェクト」を推進するとともに、マニフェストに掲げる重要な政策課題に対応することとされています。

さらに、元気な日本を復活させるための施策に重点配分を行う仕組みとして、「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」に基づき、「元気な日本復活特別枠」を設定し、予算配分を行なうとともに、これまでの事業仕分けの対象事業については、その結果を予算査定に適切に反映させるなど徹底した予算組替えと無駄の削除に努め、その結果、平成23年度の国の一般会計予算の規模は、92兆4,116億円（前年度比1,124億円、0.1%増）となっています。

平成23年度の地方財政の見通しについては、企業収益の回復等によりまして、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度回復するものの、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等によりまして、定員純減や人事委員会勧告等の反映に伴い、給与関係経費が大幅に減少してもなお依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれています。

このため、平成23年度の地方財政対策として、財政運営戦略に基づき、社会保障関係経費の自然増に対する地方財源の確保を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本として、地方交付税の増額や地方税の充実など地方財政対策が講じられた結果、平成23年度の地方財政計画の規模は、82兆5,200億円（前年度比3,900億円、率にして0.5%増）となっています。

地方交付税については、地方一般財源総額が平成22年度並みとされ、地方財政運営に必要となる最低条件は満たしたと考えられます。

しかしながら、脆弱な地方財政の体質が改善されたものとは言いがたく、常態化した地方財政の財源不足の解消に向けた抜本的対策が急務であるとの全国知事会からの要望を受け、三位一体改革で削減された地方交付税の復元をするとともに、地域経済を活性化し、元気な日本の復活を図る観点から、一般会計からの別枠加算1兆2,650億円、繰越金の活用1兆126億円、地域活性化・雇用対策費1兆2,000億円が措置された結果、平成23年度の地方交付税総額は、17兆3,734億円（前年度比4,799億円、率にして2.8%増）となっております。

一方、鹿児島県の平成23年度当初予算は、平成22年3月補正予算と連携し、「県政刷新大綱」を踏まえた行財政構造改革を着実に進めながら、雇用や経済の回復に努めつつ、明るい展望をもって着実に歩みを進め、県勢の発展を図る観点から、「力みなぎる・かごしま」の実現に向け、「改革・活力・安心」の予算として、国の経済対策に対応し、県内の経済状況を踏まえ、積極的な経済対策の取組を行なうとともに、「持続可能性への挑戦」、「産業おこしへの挑戦」、「鹿児島おこしへの挑戦」の「三つの挑戦」と「環境」、「食料」、「医療・福祉」の「三つの課題」に取組みつつ、「生涯を通じて安心して暮らせる社会づくり」、「新時代に対応した戦略的な産業おこし」などの戦略的な施策がとられています。

また、「県政刷新大綱」を踏まえ、人件費の抑制、普通建設事業費等の所要一般財源の抑制、県有

財産の売却促進など、より一層の歳出削減と歳入確保の考え方にに基づき編成した結果、平成23年度鹿児島県一般会計予算総額は、7,771億円（前年度比33億円、率にして0.4%増）となり、3年連続のプラス予算となっています。

本村の財政状況につきましては、自主財源に乏しく、特に村税では、前年度比3,002千円（率にして4.2%）の減を見込んでおり、自前の財源指数を示す財政力指数は、基準数値の1を大きく下回る0.06でございまして、慢性的な財源不足となっていることから、地方交付税に依存した厳しい財政運営を強いられています。

また、本村の地理的特異性によりまして、今後においてブロードバンド運営経費、あるいは高齢者の増加等による扶助費の増加、教育施設やコミセン等の公共施設の老朽化による維持改修に要する経費の増加、人口激減対策に係る産業支援や定住支援に伴う経費等の財政需要が見込まれております。

このように本村の行財政運営には特に厳しい現実がのしかかってきておりますが、変革の時代に着実に対応し、第4次総合振興計画の「村づくりの目標と基本理念」を検証しながら、村民の皆様と協働で夢と希望のもてる「としま」を築くため、次の三つの「目標とする地域像」を掲げて、平成23年度の村政の運営に努めてまいります。

まず、第1みんなで支えあうところ豊かな「としま」の創造のためにということで、そのひとつとして「結いのところ」で人情豊かな島づくりに努めます。

社会経済環境が大きく変化するなか、外海離島の十島村においても、住民の連帯感や地域社会への帰属意識が希薄になってきております。

住民が仲良く夢を語り合い、それぞれの島に誇りを持ち、トカラらしい心の豊かさを実感できる地域社会を実現するため、トカラに昔から引き継がれてきた「結いのところ」を大切に、集落内の自治活動や村内の島間の交流活動等が活発化するよう積極的に支援し、人情豊かな島づくりに努めてまいります。

二つ目に、住みやすくきれいな島を後世に残すため、ゴミの減量、分別収集、リサイクルを進めます。

トカラのイメージは自然が豊かできれいな島々であります。これは十島村の財産でございまして、住民の誇りでなければなりません。そのためにゴミの減量、分別収集、リサイクルを徹底してまいります。

また、地産地消を奨励し、島外から移入する物資を減らし、島外から移入する物資に付随するゴミを減らす工夫も必要であります。

このような地道な島民の努力は島を活性化させ、ところ豊かな島の生活の実現につながるものと確信しております。

三つ目に、健やかな青少年を育てるため「としま」の環境を生かした特色ある教育の充実に努めます。

また、伝統芸能や文化財の保護伝承に努め、トカラの文化を守ります。

豊かな自然と今なお独特の祭事、郷土芸能が受け継がれている「としま」の地域風土に加え、集落住民の人情や心優しさは、都市の教育環境にはないものであります。

さらに、テレビ会議システムなどICTの活用等により、「としま」の教育環境は他の自治体に例のない独特の教育環境をアピールできるものと考えております。

これらの環境を生かし「生きる力を育む教育の推進と魅力ある文化風土づくり」に努めてまいります。

次に第2に掲げるものですが、活力にみちた「としま」の創造のためにということで、まず1点目は「としま」の特性を生かし産業の活性化に努めます。

これまで域内活性化のため特定離島ふるさとおこし推進事業を中心にあらゆる施策を講じてきておりますが、厳しい自然、不利な地理的条件、そして担い手の高齢化などマンパワー不足等により残念ながら期待通りの成果は上がっておりません。

このような現状を打開し、産業の活性化を図り、村民所得を向上させるためには、従来の政策に加え、「現状から一歩踏み出す発想と実践力」が必要であります。

例えば、現在「竹林改良事業と筍搬出道路整備事業」を実施しておりますが、これを行政が整備しただけでは当然のことながら事業効果はでてまいりません。

これに加えて、関係住民が自ら協力して生産体制を整えるとともに、行政と関係住民で販路開拓に

努め、関係住民が主体となって販売し、利益を上げるという「現状から一步踏み出す発想と実践力」が住民にも行政にも求められております。

今後、この「現状から一步踏み出す発想と実践力」をキーワードに、林業振興のための竹林改良事業、漁業振興のための鮮度保持施設整備事業、農業振興のための中之島地区農業近代化事業、その他諸々の域内活性化のための政策形成に努めてまいります。

また、生産者や民宿経営者、関係団体等が一丸となってブロードバンドの可能性を最大限に利活用できるよう支援し、域内活性化の契機となるよう努めてまいります。

なお、基幹産業である畜産業については、農業協同組合のない本村において、畜産の振興を図る上でその中核となる十島村畜産組合の組織強化を図ることが重要であります。そのために、十島村畜産組合に対する経営支援を行い、早期に法人組織化を実現するとともに、その法人組織の経営基盤の強化を図ってまいります。

二つ目に、U・Iターン者が定着できる環境の整備に努めます。

全国的に人口減少が進むなか、本村だけがその解決を図ることは大変難しいことでもあります。しかし、第2の臥蛇島を創らないためには、定住政策をさらに効率的に進めることが必要であります。

そのためUターンやIターンを促す施策を住民の皆様と協働で進めたいと考えております。

UターンやIターンを促すためには、U・Iターン者にとって十島村に魅力があり、かつ、「住」と「職」が確保されることが条件であります。

U・Iターン者にとって十島村の魅力は何かについては、価値観の違いがあり一概に言えませんが、いずれにしても第1で述べた『みんなで支えあうところ豊かな「としま」』の創造と、住民がU・Iターン者を心温かく迎える島の風土が大事であると考えております。

「住」の確保については、一定期間空き家を借り上げ、修復して、U・Iターン者に提供する「空き家利活用事業」、「職」の確保については、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「重点分野雇用創出事業」、「就業者育成事業」等、「住」と「職」の施策を総合的に推進し、U・Iターン者が定着できる環境整備のため、あらゆる努力を傾注してまいります。

三つ目に、集落と行政の協働で、島自慢を創出するための施策を展開します。

過疎化や高齢化が進む中、地域振興を図るためには、自助、共助、公助の考え方を基本に、地域が自ら考え、あらゆる地域の課題や活性化施策を協議し、その地域の望むものを的確にとらえ、それぞれの特性に応じた施策を実施していくことが大事であると考えております。

そのため、「地域振興推進事業」として昨年からの地域担当職員制度を設け、地域に地域づくりのための委員会を設けていただき、地域の主導による施策を行政が支援するとともに、地域の実情に則した施策を地域住民と行政とが一丸となり取り組んでいくこととしております。

すでに先進地視察を終え、平成23年度は実践の段階になってくる島も出てくるものと期待をしているところであります。

今後はこの地域づくり委員会の活動が各島の活性化に大きな役割を果たすものと考えております。

4つ目に「としま」の条件不利を克服できる、ブロードバンドの利活用を進めます。

ブロードバンドの運営管理については、テレビ会議システム等ブロードバンドの可能性を最大限に活用し行政コストを抑制するとともに、様々な場面での地域や住民とのテレビ会議システムの活用、議会中継システムやホームページ等の活用による行政情報等の提供など、ブロードバンドの利活用を推進してまいります。

また、一般の家庭からインターネットが利用できる施設（トカラ結ネット）を整備しましたが、出来るだけ多くの住民がブロードバンドの恩恵を受けることができるよう支援してまいりたいと考えております。

なお、ブロードバンドのランニングコストについては、地理的条件等本村のブロードバンド環境の特殊事情に鑑み、国・県に対し財政的支援等について機会あるごとに要請してまいります。

第3に安心安全な「としま」の創造のためにでございます。

まずそのひとつとして「健康で生涯うるおいのある暮らし」ができるよう保健・医療・福祉施策の充実に努めてまいります。

少子高齢化の時代にあって、7つの島に医師が常駐しない村営の診療所以外、保健・医療・福祉施設の無い本村にあって、保健・医療・福祉施策の充実は何よりも優先されるべき喫緊の課題であります。

この課題解決のために、平成19年度の「十島村における保健・医療・福祉のあり方に関する調査研究会」の報告書に基づく提言および十島村にブロードバンドが構築されたことから、「保健」にあっては、村民の健康づくり、介護予防、こころの健康づくりを充実するため「健康増進計画」の確実な実践を促進してまいります。

「医療」にあっては、実現できるかどうか、今のところ大変難しい課題ではありますが、高速インターネットの活用により、リアルタイムの画像と音声で遠隔診療が行えるようにするため、リアルタイム遠隔診療の位置づけ（医師が現場にいるのと同様な診療とみなされること・引き受け先機関の診療報酬について整理がなされることなど）について国や県、関係団体等において明確化されるよう働きかけを検討してまいります。

「福祉」にあっては、地域福祉を促進していくためには、社会福祉協議会の機能や地域における社会福祉の理念が重要でありまして、残念ながら本村にあってはこれらの機能が脆弱（ぜいじゃく）であり、理念も希薄でありますので、これらの充実や啓発に努めてまいります。

また「住み慣れた地域・自宅でいつまでも生活したい」という住民の共通の願いを支援していくために、平成22年7月より、宝島でモデル事業として実施している、十島村小規模多機能居宅介護類似事業をさらに充実させ、平成23年度中に介護保険制度を適用する小規模多機能居宅介護事業として実施できるよう努めてまいります。

2つ目に、港湾整備や災害防止の施策を充実し、安全な地域づくりに努めてまいります。

十島村における厳しい自然条件、地理的条件から、離島航路維持や港湾整備、災害防止施策は安全な地域づくりにとってなによりも重要な施策であります。

しかしながら、十島村を取り巻く行財政環境は、他の自治体に比べ大変厳しいものがあり、残念ながら十分な施策が取れない状況にあります。

今後とも安全な地域づくりのため、十島村の実情に理解を求める活動を地道に続け安全な地域づくりに努めてまいります。

3つ目に、地域公共交通活性化事業を推進します。

この事業は、十島村にあって唯一の公共交通機関である十島航路を活性化するため、住民からの要望の強い名瀬便を週2便に増便し、鹿児島及び奄美市からの航路の利便性を向上させ、利用者数の増加を図り、航路全体を活性化し、収支を改善することについて検証することが主目的であります。

週2便の名瀬便が運航されることになれば、住民の生活利便性が向上し、生活物資の購入や保健・医療・福祉に係る定期的なサービスを受けられる可能性が広がり、観光による交流人口が拡大し、航路全体が活性化すると同時に住民サービスの向上にもつながるものと考えております。

また、観光による交流人口を拡大するためには、観光客の受け皿となる村の観光産業の振興は不可欠であり、特に特産品の開発や販売ルートの拡大、観光ガイドの育成等により、結果として地域経済が活性化されることになるよう努めてまいります。

4つ目に、時代の変革に対応した効率的な行政運営と、財政の健全化に努めます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律が平成19年度に施行され、同20年度決算から実質公債費比率など4指標の公表が義務付けられております。

その指標において、一定の数値基準を超えると国等の関与などで財政運営に制限が出るなど、厳しいルールが出来たことはご承知のとおりであります。

本村はこれらの対策として、事業規模の縮小や事業内容の見直し等による地方債発行額の抑制を積極的に実施したことや、平成19年度からの補償金免除繰上償還や高利率の既往債の借り換え等により、平成21年度決算で実質公債費比率が6.4%となるなどすべての指数において健全化判断基準を下回っております。

しかし、実質公債費比率は、普通交付税等の標準財政規模の増減により、比率が大きく上下することなどから、今後も引き続き公債費負担適正化計画に基づき、地方債発行の抑制や繰上償還に対する準備金としての減債基金の確保に努めてまいります。

行政の効率化を進めるため、本年度も鹿児島県市町村職員研修協会の研修に職員を派遣し、職員の資質向上を図るとともに、行政改革につきましては、行政サービスの低下や地域振興に停滞を招かないよう留意しながら、第4次十島村行政改革大綱の実施計画を基に、行政改革推進委員会委員による進捗状況等の評価と同本部による見直しを実施していくこととしており、可能な限り行政改革を進めてまいりたいと考えております。

次に、平成23年度の予算編成について、その基本的な考え方を申し上げます。

住民と行政が共に協働して創りあげた「第四次十島村総合振興計画」や新過疎法の制定に伴う「十島村過疎地域自立促進計画」の着実な実行に向けて、現状から一歩踏み出す行動を起こすため、限られた財源を重点的・効率的かつ戦略的に配分し、「生活者の視点」を基本に「みんなで支えあう心豊かな「としま」・活力にみちた「としま」・安心安全な「としま」の創造を目標として、住民との「対話」を重視し、様々な地域課題を真摯に受止め、現在の本村を取り巻く現状を客観的に分析し、課題を実現するため、「生活不安に対する安心の確保」、「経営的視点での投資と事業の見直し」を基本的な考え方とし、社会福祉対策・雇用創出対策・人口激減対策・地域づくり対策・遊休農地復活対策を重点的に推進するなど、積極的な予算編成となっております。

その結果、平成23年度の一般会計の歳入歳出総額は2,889,944千円となり、前年度比262,548千円、率にして10.0%増となっております。

特別会計の予算につきましては、国民健康保険特別会計88,655千円（前年度比5,078千円増）、船舶交通特別会計は843,573千円（前年度比53,251千円増）、介護保険特別会計（事業勘定）82,592千円（前年度比252千円増額）・（サービス勘定）1,300千円（前年度比162千円減）、簡易水道特別会計66,149千円（前年度比22,208千円増）、後期高齢者医療特別会計が6,774千円（前年比1,223千円減）となっております。

各予算の詳細につきましては、予算審議の際に説明することにいたします。

以上、行政報告並びに施政方針について申し述べましたが、本議会に提案しております議案は、専決処分承認を求めるもの3件、動産の買入れ契約の変更契約に関するもの1件、権利の放棄に関するもの5件、村道路線の区域の認定に関するもの5件、条例の制定に関するもの1件、条例の一部改正に関するもの3件、指定管理者の指定に関するもの27件、予算補正に関するもの7件、平成23年度予算に関するもの6件、人権擁護委員候補者の推薦に関するもの1件となっております。

それぞれの議案等の説明につきましては、議案上程の折ご説明申し上げますが、いずれも重要な議案でございますのでよろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

宜しくお願いいたします。有難うございました。

○議長（日高通君）

これで行政報告及び平成23年度施政方針は終わりました。

これより10分間休憩いたします。

2時30分になりましたら、お集まりください。

休憩 14時20分

再開 14時30分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 一般質問

○議長（日高通君）

日程第6、一般質問を行います。

一般質問の第1回目の質問は、登壇して行って下さい。第2回目以降の質問及び執行部の答弁は自席の方から行って下さい。また、質問の持ち時間は1人当局答弁を含めず45分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可致しません。

それでは、通告の順番に発言を許します。

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

平成 23 年第 1 回定例会において、通告の通り、本村の防災対策について、順次質問を行います。

冒頭、霧島連山新燃岳が現在、爆発的噴火を繰り返しております。近隣地域において、空震、火山灰等による被害をもたらしております。降灰、噴石により日常生活への影響、農業被害、観光産業に対する影響と地域経済に悪影響をもたらしております。

近隣地域の皆様に対し、お見舞いを申し上げます。一日も早い噴火活動の沈静化を願っております。

本村においても、霧島火山帯に属し、諏訪之瀬島の御岳が微震動を繰り返しております。今後の噴火活動が大変心配であります。

諏訪之瀬島の住民の皆様方に対し、安心、安全の確保のため、関連機関と連携をとり、何らかの説明、周知が必要であると考えます。

災害の被害を最小限に抑える意味からしまして、防災対策の重要性を再認識いたしております。

それでは本題の質問に入ります。

防災対策基本法に基づく地域防災計画のあり方について質問をいたします。

防災対策基本法に市町村は、当該町村の地域に関わる防災に関する計画を作成し、及び法令に基づき、これを実施する責務を有する。又、毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正しなければならない、とありますが、本村においては、法を遵守し、計画の作成、見直しが出来ているのか、まずもって伺います。

次に昨年 10 月の奄美豪雨災害においては、死亡者 3 名、被害総額 110 億円の被害をもたらしております。冒頭申し上げました新燃岳の噴火においても、2,000 万円以上の農業被害、観光産業に莫大な被害となっております。

これらの災害にみる、本村における災害対策をどのように捉えているのか伺います。

次に、以前において発生をしました自然災害の風水害、火山噴火、地震その他の災害等の検証、防災対策はできているのか伺います。

また、防災計画に従いまして、防災訓練を定期的に行う必要がありますが、各島における自主防災組織の活動状況の把握は出来ているのか伺います。

防災組織の目的は、防災活動、風水害、その他の災害による被害の防止及び軽減を目的とするものであります。防災意識の向上のため、組織の編成、任務、分担、防災機材の備蓄等組織としましての役割がありますが、本村の防災組織につきましては、全地域におきまして、組織化されております。

健全な計画・活動がまだまだ出来ておりません。早急に検証し、組織の健全化を図る必要がありますが、村の対応を伺います。

防災訓練につきましては、防災対策の上で重要な役割を担っております。大規模な訓練は平成 17 年、平成 18 年、平成 20 年に住民避難訓練が実施されておりますが、訓練を計画的に実施し、問題点の検証、住民の災害に対する意識の高揚を図ることは大事なことでと考えておりますが、今後におきましても、順次あらゆる災害を想定し、訓練の実施が必要であることは言うまでもありません。

次に、地滑り、落石等、災害危険地域の指定、周知について伺います。

災害の未然防止のため、危険地域の指定、周知は重要な行政の責務であります。現時点におきまして、災害危険地域の指定は、どの地域に何箇所あるのか伺います。

また、看板等の設置等によりまして、周知が出来ているのか伺います。

次に災害時のライフラインにつきまして、質問を行います。

先の奄美豪雨災害においては、通信不通に陥り、情報収集に支障をきたしております。災害時の通信の確保に対し、どのような手段をとるのか伺いたい。

本村の防災計画においては、有線電話等によりまして通信体験のみの計画であり、最悪の場合を想定し、衛星回線等の情報伝達手段の方法も必要であると考えます。

電気については、現在保有の自家発電機で対応が出来るのか再調査を行い、必要電力を確保し、学校、診療所等にも、非常用発電機の配備が必要であると考えます。

水道におきましては、飲料水の確保が最優先であり、必要量を備蓄する必要があります。

交通については、幅広い災害を想定し、島内移動、島外脱出等の体系作りを急ぐ必要があります。ライフラインの確保について、村の計画等があれば伺います。

次に防災行政無線の管理運営について伺います。

平成17年以降、防災無線を導入し、情報伝達の利便性が高まっておりますが、度々不具合が生じております。不具合の原因はどこにあるのか伺いたい。

日常生活の連絡等にも影響を与えております。

現状では、災害時に利用できない事態が起きる可能性があります。保守点検委託先と、どのような業務内容の契約を交わしているのか、委託先はどこか伺います。

次に防災無線の不具合時においては、有線放送の利用が考えられます。現時点においても、防災無線の不具合時には、有線放送により連絡をおこなっていますが、一部断線等により、利用できない地域があります。

各島の利用状況について、把握ができていますのか伺いたい。

このような不具合が度々生じる事態がおきれば、有線放送の再整備を図る必要がありますが、考えを伺います。

今回は自然災害を重点に質問を行いました。自然災害はいつ起こってもおかしくはありません。住民と行政による、共助協働の精神で、災害発生時においては、被害の軽減を図らなくてはなりません。

このためにも、防災対策は必要不可欠であり、危機管理の徹底を図り、住民の生命財産を守っていく必要があります。職員が一丸となり、防災意識を高め、防災対策にあたることを要請し、一回目の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

一番議員さんの一般質問に対してお答えをいたします。

まず災害対策基本法に基づく地域防災計画のありかたについてでありまして、昨年の奄美豪雨災害、あるいは霧島連山新燃岳の噴火にみる、本村における災害対策をどのように考えているかということでございますが、本当に議員がご質問のとおり、昨年は本村の隣接自治体である奄美市をはじめとする、奄美大島での豪雨災害が発生しております。この豪雨災害につきましては、多くの死者を出したほか、住宅、道路、農作物等の甚大な被害を与えておりますことに対して、深くお見舞いを申し上げます。

また豪雨災害により、孤立した集落が発生をいたしまして、外部との通信が遮断され、住民の安否確認等の情報収集に大きな支障をきたしたことも問題となっております。

本村につきましては、外海離島でございまして、有事の際には他の自治体等々の支援を直ちに受けることができません。常に孤立状態にあると言えます。

また、役場本庁舎が行政区域外にあることや、村内への交通手段が定期船に限られていることから、村内の被災状況確認や災害対応のために関係職員を派遣することに時間を要すること等も危惧されております。

本村は台風の常襲地帯であることに加え、中之島の御岳、あるいは諏訪之瀬島の御岳の二つの活火山を抱えておりまして、自然災害等による被害を防ぐため、地震やテロなど対処まで暇がない議案に対して、地震発生時の震度速報や気象警報等々の情報、国民保護情報を消防庁から衛星を通して受信をし、防災行政無線を自動起動させて伝達する全国瞬時警報システムを平成19年度に整備をしております。

また各島の自主防災組織につきましては、それぞれの地域特性をとらえた自然災害を想定した防災訓練を実施していただくように、各島の自主防災組織育成会の代表者が一同に会する会議を毎年計画をして、防災意識の啓発に努めているところであります。

二つの火山対策につきましては、平成17年度に十島村地域防災計画火山災害対策編として、防災計画を策定しております。また本編の十島村地域防災計画につきましては、昭和50年来に策定されておりますが、これまで具体的な改定が行われておりません。現在は類似市町村の地域防災計画の資料を収集し、これらを参考としながら、新たな十島村地域防災計画の策定作業に取り組んでいるところであります。

なお、過去の災害発生時においては、定期船の緊急運航や鹿児島県の協力の下、鹿児島県消防防災ヘリコプター等、あるいは海上保安部の巡視船等により、災害調査チームを派遣しております。敏速な初動体制の確保に努めております。

二つ目の、過去において発生した、地滑りの対策状況ということですが、平成20年の6月14日から16日の大雨により、口之島西之浜地区において、地盤に亀裂が生じた地滑りのことの質問だと思いますが、村は同年6月17日、西之浜地区4所帯、10名に対して、避難指示を発令しております。

当時の避難所帯につきましては、コミュニティセンターへ一時避難させ、梅雨期の避難指示となったことから長期化も懸念されましたが、同年の6月20日には避難指示を解除しました。引き続きの避難を希望する所帯にはコミュニティセンターあるいは、村指定の住宅へと避難するよう通知をいたしまして、自主避難へと切り替えを行ったところでございます。

この地すべりに関連いたしまして、同年の6月19日には、鹿児島地域振興局、及び県の砂防課、鹿児島大学地質専門教授、村測量業者の合同チームによりまして、現地の災害調査を実施いたしました。

当時この調査により、住民避難基準が定められ、地滑り工事基本計画において、連続雨量80ミリ以上、または時間雨量20ミリ以上の場合は、避難指示を発令すると、こういう具体的な雨量の基準を定めました。

また緊急連絡系統図を作成しまして、県の関係部署及び、村の関係課、工事施工業者が双方に連絡を取り合って、適切な対応を行うこととしたところであります。

これらの地滑り危険地域に居住する住民につきましては、当時の雨量基準や、平成20年6月17日の口之島地滑り地域居住所帯に対する避難先住宅の指定に関する指針に基づき、同年9月28日の大雨、あるいは30日の台風接近時には4世帯10名がそれぞれコミュニティセンターに自主避難をしております。

鹿児島県は平成20年6月19日の調査結果を踏まえまして、抜本的な地滑り対策が必要との方針を示しまして、平成20年7月28日災害関連緊急地滑り対策事業で採択されております。その後平成21年度に調査、測量設計用地取得を終えまして、本事業は、平成22年3月25日に国土交通省の指定を受けまして、平成22年度から工事を実施し、平成25年度完成で事業を年次的に進めております。

平成20年の6月17日発生の住民避難をもたらせた地滑り箇所の対策工事は、もう既に終了をしております。現在は潮見峠から降りてきたところの三叉路付近の地滑りの亀裂に対する対策工事に取り組んでいると、そのように理解をしております。

それから、過去において発生をした、諏訪之瀬島御岳の噴火対策はということでございますが、諏訪之瀬島の御岳につきましては、爆発的噴火を時折繰り返しながら、通年で噴煙を上げている状況であります。

平成23年に入っても、断続的に発生し、同1月下旬から爆発的な噴火を繰り返している霧島新燃岳の噴火活動や桜島の火山活動も活発化しております。諏訪之瀬島御岳の火山活動も同時に活発化するのではないかという懸念をもっております。

しかし鹿児島地方气象台、及び福岡管区气象台の見解によりますと、今回の霧島新燃岳の火山活動の活発化に起因し、諏訪之瀬島の噴火活動が特に活発化する恐れは低いとのことであります。ただ、今後も継続した火山活動があると見られるため、火山性地震及び火山性微動は消長を繰り返しながら、継続するとの見方が強く、また火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火が発生すると予想されるため、火口から概ね1キロメートルの範囲では、噴火に伴う弾道を描いて、飛散する大きな噴石に警戒が必要であり、風下側では降灰及び風の影響を受ける小さな噴石に注意が必要とされております。

福岡管区气象台では諏訪之瀬島御岳の観測を強化するために、諏訪之瀬島キャンプ場の一角に望遠カメラを設置する作業を進めております。今年度より設置作業を開始しております。

これまで、諏訪之瀬島御岳の火山活動を度々活発化していることから、諏訪之瀬島では平成16年度と20年度に鹿児島県及び自衛隊や海上保安部等の防災関係機関による離島火山防災訓練点検を実施しております。

この訓練におきましては、住民の島外脱出を想定した避難訓練や災害発生時の関係機関との連絡体制について確認を行っております。

また避難経路や集落内道路に防災上、危険な場所が無い点検を実施しており、点検の結果、諏訪之瀬島では避難壕等も整備をしております。

またこれらの行政が主導する防災訓練のほかに、諏訪之瀬島自主防災組織では、諏訪之瀬島御岳の

大爆発を想定し、全島民が参加した島外脱出を想定した避難訓練等を毎年実施しております。住民の方々は高い危険意識をもって防災訓練に取り組んでおります。

今後、諏訪之瀬島御岳の活動がさらに活発化し、住民の島外避難が必要な事態が生じるような場合には、村地域防災計画火山災害対策編に基づき、鹿児島県及び防災関係機関、鹿児島気象台及び名瀬測候所や福岡管区気象台と連携して、情報収集を行い、具体的な対策対応を検討することといたしております。

次に防災訓練を定期的に行う必要があるが、各島における防災組織の活動状況の把握が出来ているかというご質問ですが、定期的な防災訓練の必要性については認識しておりまして、毎年度自主防災組織育成会議を開催いたしまして、自主防災組織への防災に関する知識や防災意識の向上、普及啓発に努めると共に前年度ならびに当該年度の自主防災組織の活動状況や計画状況、反省点等々を、7島の代表者を集めて協議しているところでございます。

まず各島ごとの自主防災組織を結成するにいたった経緯でございますが、平成12年度の悪石島沖で発生した群発地震、平成13年度の諏訪之瀬島御岳の噴火発生を機に、各島に自主防災組織を育成する必要性を協議し、平成14年度から組織化が始まっております。

結成当初は自分達の地域は自分達で守るという連帯感に基づき、毎年9月1日の防災の日の前後に合わせて防災訓練を実施することとなっております。

同組織の立ち上げ当初は火山を想定した島外脱出訓練、火災を想定した消化訓練、消火器取扱訓練と各地域の実情に応じて、何らかの訓練を実施しております。

又、行政としましても、各年ごとに実施しておりました自主防災育成会協議会総会を2年前より、地域からの意見を踏まえ、毎年開催に切り替え、自主防災組織の育成強化をはかってきているところでございます。

しかし、現状をみると、結成から約8年が経過し、島ごとに自主防災組織の活動状況に大きな温度差が見られておりまして、積極的に活動が続けている地域とそうでない地域が生じてきております。

本村は中之島御岳と諏訪之瀬島御岳の二つの活火山を有していることから、鹿児島県と村の主催による、隔年でいずれかの島で離島火山防災訓練点検を実施し、住民への避難方法、避難経路の周知、関係機関等との協力体制の確認などを行ってきました。

このような活火山を抱えている、中之島、諏訪之瀬島では、村が主導して避難訓練を実施しているほか、住民が組織する自主防災組織が中心となり、火山爆発を想定して定期的に避難訓練を実施しているところです。

昨年でしたか、中之島で計画をしておりましてけれども、天候の都合でしたか、延期になっておりまして、鹿児島県との共催だった関係で、そうしたものができなくなった経緯もあります。

村といたしましても、台風の常襲地帯であり、自然災害が発生しやすい地域であることから、どの島においても、定期的な避難訓練等を実施していく必要性を認識しております。

そこで、これまで自主防災組織の代表者のみを対象にした総会を実施しておりますが、平成23年度からはテレビ会議を活用して、防災専門機関等にも協力要請を求め、地域住民の方々も視聴できるような講演の実施についても検討しているところでございます。また今後も有事の際に自主防災組織を有効に機能させるため、自主防災組織が行う定期的な防災訓練に対する支援体制作りをさらに強化して参りたいと思っております。

四つ目に災害危険地域の指定、周知が出来ているかというご質問ですが、本村の災害危険地域につきましては、災害等の区分により、土石流危険箇所、地滑り危険箇所、急傾斜危険箇所、山地災害危険箇所、民有地などが存在しております。土石流の危険箇所につきましては、対象地域に土石流圏地域であることを明記する表示板、看板が設置されております。また地滑り危険箇所につきましては、口之島と中之島にそれぞれ一箇所ずつございますが、中之島につきましては、すでに地滑り防止対策工事が完了しておりますし、口之島につきましては、既に工事に着手している状況であります。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく、土砂災害警戒区域イエローゾーン、土砂災害特別警戒区域レッドゾーンについては、県が調査、指定することになっておりまして、現時点ではこの警戒区域の指定は、存在していない状況になっております。この土砂災害特別警戒区域の指定を受けた場合には、特定開発行為に対する許可制が建築物の構造規制、あるいは、土砂災害時に著しい損壊が生じると想定される建築物に対する移転勧告等の様々な制約が課せられることになります。県の調査による警戒区域の指定は存在しておりませんが、地滑り、急傾斜等の注意

区域を定めた箇所は、数年前の調査で特定されておりまして、この特定地域の周知については、県が特定した時点で村民にはパンフレットを配布の上周知しております。また、看板設置も行っております。しかし、当時からの周知情報が数年経過しておりますので、再度広報徹底を図って参りたいと思っております。

住民の生命、または身体に被害が生じないよう、防災情報の早期周知を図るとともに、治山事業をはじめ、落石防止対策などの関係事業を今後も積極的に行うなど、災害防止に努めて参りたいと思っております。

次に災害時のライフライン（通信、電気、水道、交通等）について、奄美豪雨災害時において、通信不通がみられたが、本村においても想定できるが、どのような対策を考えているかという質問であります。奄美豪雨災害におきましては、既に報道されておりますとおり、固定電話や携帯電話、防災行政無線などの通信手段が一切使用できなくなってしまうておりまして、近年携帯電話の普及により、情報伝達速度は飛躍的に向上しておりますけれども、今回の豪雨災害では、その電波を送受信する基地局が被災をして、携帯電話が使用できない事態となったところでありまして、本村において、同規模の災害が発生した場合、同様の事態になることは十分想定しなければならないと思っております。

また本村は外海離島であることに加え、本村への交通手段が村営定期船に限られていることから、通信施設が被災した場合には、災害発生時に重要な情報収集体制の確立に支障をきたす恐れがあることが十分考えられることとございます。

防災行政無線につきましては、施設の被災により使用ができなくなった場合を除き、現在接続している専用回線が寸断された場合でも通知が出来るよう、衛星回線をバックアップ回線として確保しております。また一部を除き、NTTが所有する孤立防止対策用衛星電話、発信専用が配備されております。災害発生時には島からの通報が可能となっております。

また、それだけで代替通信手段を十分確保しているとは言えないために、現在国の平成23年度予算の特別枠として地域防災法向上支援事業が創設されております。大規模避難所、あるいは災害時要援護者関連施設、及び孤立する恐れのある地域における衛星携帯電話の設置が検討されております。それらの支援事業の動向を注視しながら、災害時に有用に機能する通信手段の確保について検討をしてまいります。

可能な限り、早く災害対応を行うため、鹿児島県消防防災ヘリコプターを利用した災害対応チームの派遣や、鹿児島県知事を通じた自衛隊等の災害派遣についても、敏速性をもって対応することによって参りたいと思っております。

それから、次に電気、水道、交通において、どのような対策を考えているかというご質問ですが、電気、水道、道路などの交通を含めたインフラ対策につきましては、非常に大きな問題がございます。

まず電気についてですが、災害等が発生した場合につきましては、今までは各発電所から九州電力への連絡等々によって、被災規模によりまして、ヘリコプターが飛んだりして災害復旧のため、物資人員を搬送すること等がありました。これは今後も九電としてはおそらく想定されることだと思っております。

次に水道についてであります。災害発生時に水道管の損傷により、各家庭の水道が使用できなくなる、あるいは水源地の混濁により、飲料水や生活用水として使用可能な水の確保が困難になることが考えられます。一般的に、災害が発生した場合は、自衛隊等が所有する給水車による給水の協力要請を行っておりますけれども、本村の場合は定期船に常時多量の水を積載して運航しておりますので、定期船が保有している水を供給することも検討する必要があるかと思っております。

その他、中之島、諏訪之瀬島では、海水等を清水化する非常用浄水発電照明装置を備えた軽消防車を配備しておりますので、その機能を活用して飲料水を確保することも可能となっております。

次に交通についてですけれども、災害規模によっては車の通行に支障をきたし、住民の日常生活に影響が出ることも懸念されます。

現在道路整備につきましては、主要幹線道路の整備のほか、集落の孤立を回避する為の迂回路となる道路の整備も行っております。

災害時には生活支援物資の輸送、あるいは避難人員災害派遣要因の輸送など、安全な道路確保の重要性は、平常時より高くなると認識をしております。

これまで村内の公共事業等を行っている土木事業者との災害にかかる応援協定を締結しておりますが、今般のゲリラ的な自然災害の発生を鑑みますと、新たな災害時応援協定の締結も含めて、幅広く

対策を検討する必要があると考えております。

また、災害規模によりましては、定期船が接岸できない事態も想定され、その場合は人員物資の輸送が大きく制限されることとなります。

その際の対応としまして、鹿児島県を通じて陸上自衛隊の等々への災害派遣要請を行うこととなりますが、関係機関に対して、速やかに要請ができるよう平時より連絡体制について確認しております。

防災行政無線につきましてですけれども、平成17年度より防災行政無線を導入して利便性が高まったことはご承知のとおりで、度々不具合が生じております。不具合の原因については何かということですが、日常生活にも影響を与えている現状では、災害時に利用できない事態が発生するのではないかとご質問ですが、防災行政無線通信施設については、平成15年度から段階的に整備されまして、平成17年度から本稼動をしております。

導入当初より、不具合は生じておりましたが、先般より発生しております不具合につきましては、防災無線設備の経年消化損耗によるものでございました。

安定的な防災行政無線の利用を図るため、防災行政無線通信施設点検保守を業者に委託して、通常点検や不具合等の修繕等を実施しておりますけれども、防災行政無線施設は整備から約7年が経過しております、アンテナ設備の塩害による腐食が影響したものであります。

アンテナ設備などの屋外設備については、設備場所により損耗の程度が異なるために一概には申し上げられませんが、他の通信施設でも同様の障害が発生するのではないかと懸念をしております。

この状況をふまえて、アンテナ等の機材の在庫確保も検討いたしました。既製品ではございません。ひとつひとつ受注生産しているものであるために、また高価であることや、在庫品が不足してしまい、当初設計時と想定していた耐用年数の使用が出来ないなどの恐れがあることが判明をしております。現在、なんらかの事前対応策がないのか、業者と検討しているところであります。

またその他の不具合の原因としましても、現在中之島に設置しております、親局設備の付属設備の不具合によるものが掲げられます。

具体的に申し上げますと、その装置は各島からの放送を録音する装置でありまして、全ての島の遠隔装置から録音した放送内容を蓄積して、指定時間に放送するものとなっておりますが、利用者が使用方法を誤ってしまった場合や、時間指定が正しくなされなかった場合に、録音した放送が装置に蓄積され、その後は一切予約した内容が放送されないというものであります。

不具合の解消のためには、中之島親局に併設されております装置に、録音された障害となっている放送内容を消却することが必要でありまして、中之島出張所は職員1人体制のために、不具合発生時の確認作業等が不足状態であることから、この状況を改善するために、本年度から中之島の親局設備から当該装置を本庁に移設して管理することとしております。

このことによって、早期に障害を発見し、機器を復旧させることができると見込んでおります。

防災行政無線につきましては、比較的容易に使用できることから、災害時の情報伝達のみならず、行政からの情報提供や地域行政の広報と、様々なかたちで使用されております。

既に住民生活に無くてはならない施設となっていることから、安定的な運用が可能となるよう、引き続き関係業者と対応策について検討して参りたいと思っております。

次に、防災行政無線の不具合時の通信手段として、有線放送の利用が考えられるが、各島の利用状況は。また断線等で利用できない地域もあるが、村で整備する必要がある。という質問でありますけれども、防災行政無線の整備目的は、防災情報の安定的かつ敏速性の確保等を図る必要から導入したことはご承知の通りでございまして、しかし先ほども申し上げましたように、一部の不具合により防災行政無線の初期の目的を達成せず、住民に多大な迷惑をおかけしているところでありまして、現在地域によって、有線放送施設を一部運用していることは承知しております。

また、整備されている地域にあっても、断線等の設備の故障により使用できない地域もあると伺っております。

現在の有線放送につきましては、集落の所有物として村が譲ったものでありますが、防災行政無線の故障時には、それらの施設を定期船の運航情報や集落行事等の周知施設として活用しているところでもあろうかと思っております。

有線放送施設について、村で拡充整備すべきか、または防災行政無線故障時にその機能を保管する施設を整備すべきか、今後十分検討を要する必要があるかと思っております。

以上で、お答えを終わりたいと思います。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

まずはじめに、地滑りと諏訪之瀬島の噴火の対策でありますけれども、地滑りに関しましては、中之島もありましたよね。口之島。諏訪之瀬島の場合は、現在も微震動等が起こっております。村で出来る対策ですよ。まず住民に対しての周知ですよ。安全を。まず安全ですよということの周知がまず大事なんですよ。

火山灰等があった場合の健康的な被害対策ですね。こういうものもやっぱり私は大事だと思いますよ。ですから、そういう健康対策も含めまして、諏訪之瀬島の皆さん方には周知を行ってください。

地滑りに関しましては、県単で行っておりますけれども、順次進捗は出来ております。また、他の地域にありまして、そういう危険地域はないのかですね、調査の徹底も必要かと思います。

それから、自主防災育成会議を行っておりますけれども、これもなんか事務的ですね。なんか効果があまり見られないんですよ。この自主防災の組織はですよ、全島出来ておまして100%なんですよ。しかし、この中身がどのような体系で、もうマニュアルが全然ありません。中之島とか諏訪之瀬島はあります。マニュアル等ですね。ありますけど、他の所に関しましては、まるっきり無い状態なんですよ。こういうのもですね。行政の担当でもう少し指導を行ってほしい。本当にですよ。万が一災害が起きたときにですよ。波がどの程度あって、どこに避難をするのかも全く謳っていません。これは自主防災で、自治会あたりですね、時間かければいいんじゃないかと思うんですけども、こういうマニュアル等がありますからですね。ぜひ早急に対応を願いたいと思います。

それから、防災計画ですね。これも何年にできたのかわからない状態ですよ。

それから、基本法にはですね、毎年検討が必要であれば訂正をしないと謳ってますよね。この中身を見ますと、現在の時代には数量も何にも見えてません。連絡先も全然入っていません。こんな防災計画なんて無いですよ。本当に。いざですね、災害が起きたらどうするんですか。これ。電話番号やら連絡先、備品関係も全くなっていませんよ。ねえ。もうひとつの火山対策とかですよ、ああいうのには載ってると思うんですけど、一般的な計画書には何も入っていませんよ。

早い時期に整備をして、また自治会なり消防団あたりに提示してください。明示してください。お願いしておきます。

それから、県が指定をしております急傾斜の危険地域ですよ。11箇所ありますよね。11箇所あります。十島で急傾斜の危険地域がですね。各島に看板等の周知があったですかね。以前はあったんですけど。腐食して、もう無いんじゃないかと思うんですよ。これも早急に点検をお願いしますよ。無いですよ。多分看板等は。もう十何年前じゃなかったかな。出来たのは。看板が。お願いしておきます。

それから、災害時のですね、ライフラインの件でありますけれども、通信に関しましては、そういう衛星の回線を使うということで、良いんですけども、電気ですね。電気。自家発電が各島にありますけれども、私はやはり診療所、特にですね。診療所にはやっぱり医薬品がありますから、是非発電機を整備してください。これは要望等もありますので、台風とか、そういう事態にも停電等があります。ですから、現在でも困った困ったという状態にありますので、出来れば学校等にもですね、小さなやつでも良いですから、検討をするべきだと思います。

それから、水道ですね。水道をですね、今飲料水があります。そういうものも備蓄をするとかですね、コミセンあたりにですね。海水からも出来ますが、いざというときにはやっぱり飲料水がないと対応ができませんので、備蓄をお願いしておきます。

交通に関しましては、十島と自衛隊ですね、を利用すると、ヘリをですね。ということで、特にその道路の損壊等がある場合にですね、重機等の手配が出来るような対策をお願いします。

それから、防災無線なんですけれども、7年間を過ぎまして、塩害等におきまして、度々不具合が発生いたしております。

年末から正月ですね、かけましてもダメでした。十島の運航の放送も出来ないということで、非常に皆さん、もう慣れてですね。防災無線がなければおかしいんじゃないのって、すぐ言いますよ。ですから、故障が今本当に100%回避が出来るのかですね、出来なければ、以前の払い下げました有線放送ですね、再整備をするべきだと思います。私はですね。

本当に100%もう不具合が出ないよと言うことは、私は言い切れないと思いますよ。ですから、

そこらへんは部内でもう少し慎重に検討を願います。

この防災無線の点検、保守点検の委託先を教えて欲しい。どこと契約を行っているのかですね。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

災害対策については、大変、皆さんも真剣ですけれども、私共も真剣に考えて、それはやっているつもりであります。

自然災害もいろいろありますので、議員がご指摘のように、やはりその通信関係、これはやっぱしきちんと整備しなければいけない、そういうふうに思っております。

現在、諏訪之瀬島が、火山の噴火をやっておりますけれども、いつも气象台等々と語るとは、私は諏訪之瀬島は今現在吹いているから、そんなに心配は無いんじゃないかと。もし諏訪之瀬島がストップしたときに、中之島が危険ではないのかと、そういう心配をしております、その対策等も考えておかないといけない、そういうふうに思っております。

現に新燃が吹いてなかったやつが噴出したと。そういう事例もありますし、諏訪之瀬島が吹いておっても、中之島が吹かないという保証はないわけでありまして。そこら辺を多いに気をつけていくべきであろうと、そういうふうに思っております。

諏訪之瀬島の降灰による医療の問題ですが、これは集落に降る灰は、秋の北風の時ぐらいで、あとは全部北西の風で、反対方向に流れている。そういうこと等もあって、今の時点ですでね、健康等についてのどうこうという指摘を受けた経緯はありません。

しかし、それは桜島も同様ですけれども、桜島あたりではどのような健康管理をしているのか、そういう等々との連携もとりながら、今後はやっぱり考えていくことは必要であると、そういうふうに思っております。

それから、地滑り箇所の把握ですが、地滑りといわれるのはいろいろありまして、俗に我々が心配している集落近辺の地滑りと、あるいはそのほかの地滑り地域、いろいろあると思います。

特に島が小さいですから、一箇所すべると次から次に大雨の時は地滑りを起こす危険性は十分に絡んで、そういうふうに認識をしております、特に目視される地滑りの懸念地域、そこらにはやはりその先ほど議員が指摘されるように、ちゃんとした看板を立てて、やっぱり歩行に注意をしてもらうということは、大変重要なことであると。

その他に、大きな地滑りについては、先ほど来申し上げておりますように、国が地滑り対策として、それを止める、国土の保全ということでやってもらっておりますので、そうしたものを活用しながら、安全を図ってまいりたいと思っております。

それから、自主防災組織のこの充実ですけれども、これはもうやっぱり地元集落とですね、行政が一緒になって考えないと、行政だけに言ったって、これはとても始まる話ではないと私はそう思っております。

まず地元が自分たちのこととして、それを考えてもらわないと。ですから、私達はそれも啓蒙を毎年やろうということでやっているわけですので、議員が指摘されたことについては、今年もそれをやるわけですので、ちゃんとした計画を作らせる、そういうことは非常に大事なことで、そういうふうに思っておりますので、事務的なことになるかもしれませんが、そうした計画をきちんと作らせるというふうにしたいと思っております。

それから防災計画の充実ですけれども、これは先ほども申し上げましたように、誠に申し訳ない話で、昭和50年代に作ったやつです。今議員が指摘されたものは、ですからそれについては、今、類似団体の情報等を取りこみながら、これからその整備を急がなければいけないと、先ほど申したわけでございます。これについては、早速早く対策を講じておきたいと、そういうふうに思っております。

次に急傾斜の看板の関係ですけれども、おそらくそうだろうと思います。無いのが当然であります。それらについても、ちゃんと急傾斜の指定はあると思いますので、そこらの看板等も早く設置をさせる方向で計画をしたいと思っております。

それから、災害時のライフラインの関係ですが、ご指摘のように、診療所の関係と、自家発電をすることは私はやぶさかではないと思うんですけれども、設置した後の管理をしっかりしてもらわないと、それを災害がなくてそのまましておくと、元も子もないわけで、そこらをどのようなことで運用していくか、きちんとした物事を検討しながら、必要が本当にあるのであれば、これはやってい

かなければならないと、そういうふうに思っております。

それから、水道の備蓄ということですが、水はそのまま置いておくと腐って、活用できないわけですが、それらの4～5名のところだったら、少々タンクがあればいいと思うんですけど、何十人もまかなう備蓄というのはどうなのか。これもお金もまたいるだろうし、十分検討しないといけないということで、しかし、ご質問を受けたわけですので、放置しておくわけにはいかない。そういうふうに思っております。

それから、道路の損壊ですが、先ほども申し上げておりますように、これは、建築業者、今のところはあまり仕事が無くて、つめてないのかもしれませんが、本村の土木工事をやっている業者と連携を今までもとってやっておりますので、今後ももうちょっとやっぱり奄美の災害を見習って、充実したものをしておかないといけないのかなと、そんなふうに思っております。

どのような災害が来るか、本当に予想もつかない最近の状況でありまして、これもひとつのやはり離島における大きな問題だと、そういうふうに思っております。

それから、その防災行政無線の関係ですが、住民が使って、不慣れで故障を起こすと。先ほど申し上げましたが、それが親局が中之島にあって、そこにそれをやっている、その関係を本庁に聞くと、いうことの計画を持っておりますので、まずそういうものをやってみて、それでも不具合が生じるのであるならば、やはり検討を重ねていかなければいけないと、そういうふうに思っております。

ですから、集落に払い下げた放送施設ですね。これの活用についても、ここで「はい、そうします。」という即答は出来ませんが、やはり災害と合わせて検討をする価値はあると、そういうふうに思っております。

それから、この防災行政無線の委託業者、富士通だそうです。富士通の子会社というんですけれども、富士通株式会社の系列会社だということです。富士通ゼネラルだそうです。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

災害というのは、一概に幅広くて、これこれというのは言えないんですけど、備えあれば憂いなしと申しますように、いつ起きても対応ができるような、行政も住民もですね、そういう体制が一番良いのでありますけれども、その自主防災組織においてはですね、住民がしなければならない件なんですけれども、一応この自主防災の規約は作って貰いましたよね。だけど、活動の流れとかですね、そういう体系が全く無いんですよ。僕の地域とか、他の地域はですね。中之島と諏訪之瀬島がある位で。こういう指導も行ってもらわないと、住民だけで作りなさいよと言ったって、出来ないですよ。だから、防災会議も、育成会議もあるんでしょう。そのときでもやっぱりもう少し時間をとってですね。マニュアル等を作ったほうがいいんじゃないですか。そのほうが良いほうに行くと私は思ってますよ。

防災計画もですね、いつ頃までに作り上げるんですかね。もう早めにやってもらわないと、いざというときにはパニックになりますから、ちゃんとできて、自治会とか消防団とかですね、出張所に配布をお願いします。いつごろまでに出来るんですか。

ライフラインの飲料水ですよ。飲料水は、何年持つんですかね。ミネラルウォーターですよ。ああいうもので、私は良いと思うんですよ。ああいうのを備蓄をすればですね。台風とか、そういう時でも違いますよ。

ですから、その辺の量とかも点検をしまして、対応をお願いします。

それと、防災無線の保守点検もですね。どのような契約か私は知らないですけど、どの程度の点検なのか。それで、故障がおきたときに別途で払っているのか。その辺の業務の中身まで教えてくれませんか。でないと、度々ですね、こんなに不具合が出ますと、本当に大変なんですよ。ですから、なんで私はこの有線放送をもう一回整備しなさいというのは、そこなんです。これだけ毎年毎年ですね、故障があるということはですね。おかしいですよ。

ですから、もう少し精密な行政無線であって欲しいと思いますので、そこら辺をご回答願います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

まずその自主防災組織の関係ですが、計画はちゃんと指導もしてやっているはず。ただ、

諏訪之瀬島と中之島は火山の関係があるから、そうしたものについての充実した計画が出来ているんだと。ただ、他の地域は豪雨災害、あるいは台風、そういうもの等を見込んだものぐらいは作れるんだと思うんですけども、他のものについてはなかなか予測のつかない自然災害が多いわけで、なかなかつくれないと思うんですが、そうであるならば、今年のそういう時期に計画を作るちゃんと研修もしないといけないと思っておりますので、その時期にきちんと整理をさせます。

それから防災計画の計画書の作成を急げということですが、これは十分分かりますが、いつ頃できるかと言われても、これはいつということをここで申し上げることはできない。いろいろ他の市町村の関係等も把握しながら、それこそ一つ、二つじゃないわけですので。いろんな角度から見ないといけないと思っております。

特に他の地域はそうでもないと思うんですけども、そんなことを言っているのかわかりませんが、私は口之島の地滑りはですね。もうちょっと皆さんが警戒してもらわないといけないんじゃないかなと思っております。

以前、何年でしたかね、私が企画課長の時でしたか、潮見峠の下の西之浜の田んぼの上、あそこが地滑りした経緯があるんですけど、あの上の道路の上の、潮見峠からすぐ降りたあその藪の中が大きな亀裂があったんです。ですから、そういうことを考えると、あの一帯はですね、おそらくやはり地滑り地帯だというふうに考えておかなければいけないだろうと。

で、今度の地滑りの対策についても、そこらも申し上げてきました。今の時点では、今やっている集落に繋がる道路の上側。あそこに大きな土嚢（どのう）かなんかを積んでいると思うんですけど、その上の方を、ちゃんと工事をすることにしてもらって、学校の裏側についても、同じような形態ではないかということで、そこらの調査もしてもらうようにこの間申し上げておきました。

ですから、いろんな災害の種類によってあるんだと思っておりますので、やっぱり集落もそこらをやっぱり考えて、我々のところにはこういう問題があるという、そういうやつを持ち上げて、お互いに研究を重ねたほうがいいのかなと。ただ漠然と「村が指導をなさい。」だけでは、今のよう状況が続くと思いますので、具体的なものをもちよってやると、より効果的なものができる、というふうに思っております。

それから、このライフラインの関係で、水の備蓄ですが、少しの関係なら、それぞれ出来ると思いますけれども、これを全島にやれと言われると、方針をずっと同じものを置いておくというわけにはいかんだろうと。これらについては十分検討しなければいけないと思っております。

それから、次の防災行政無線の関係ですけども、これは年間を通じて委託をしておりますので、故障のときはこっちが連絡すればすぐ補強をするような対策はとっておくと、そういうことでございます。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

その自主防災のですね、各島の実状に応じた計画とマニュアルのですね、作成を、共同で作らないと、いざ災害にあったときに、どこに逃げればいいのか、誰が誘導をするのか。お年寄りとかですね、お子さんとか、そういう弱者を避難・誘導をしなければいけないと思うんですよ。ですから、共同でまず最初は作っていったほうがいいんじゃないかと、私は思うんです。

だから、村長と私のやり取りとかじゃなくて、一緒になって「あなた達がなさいよ」、私は「行政がなさいよ」とは言っていないんですよ。「一緒になってしましよう」ということなんですから、是非早めにですね。お願いします。

防災計画はですね。なんで遅れてるんですかね。こんなに。整備が。これは本当に、基本法でも必要があれば、毎年ですね、修正を行うというふうに謳ってますでしょう。ですから、何でこんなに放置してたんですか。20年も。おかしいですよ。

だから、一日でも早く整備をしないと、だから「いつまでにするんですか。」と聞いたんですよ。私はですね。

いつまでに出来るか分からなかったら、10年後ですか。10年後にするんですか。それじゃもう遅いですよ。20年ほったらかしとってから、いつできるとも分からんようでは、私はちょっと責務が果たしてないと思いますよ。これはもう、強く言うておきますからね。そこら辺をお願いします。

あと、その先ほど言いました、診療所の発電機なんですけど、実際に台風の停電の時に、診療所に

電気が無くて、運び出したんですよ。そういう経緯もありますから。小さくても良いんですよ。小さい発電機でも良いですから、薬剤をですね、冷やすことができたりとか、そういうことが診療等もできればですね、大きなやつでなくてもいいと思うんですね。私はやっぱり管理の面もあります、そこらへんはちゃんとした管理者でやって、発電機の整備は行なったほうがいいと考えます。

もうひとつは、そのすっぽく言いますけど、飲料水ですよ。やはり水というのは命の水ですからね。いざ無いよりかあったほうが良いですよ。無いよりかあったほうが良いです。いざとなったときは水で一週間も生きられるんですから。そこまで真剣に考えてもらわないといけないと考えておりますので。時間が。もう一回ぐらいいいかな。そこらへんを聞きたいと思います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

防災計画についてですね、10年もほったらかすという解釈はおかしいと思うんですよ。計画を、近隣の情報を取って作らせますということですから。これは近年、それこそ1年以内、できればそうしたもので作らないと、議員が言っているように意味は無いわけです。10年も先に作るような、そんな防災計画というのは、私はしてはならないと、そういうふうに思っていますので、いつまでかっっておっしゃるから、来月までとか、今年一年かけてとか、そういうような事務的なことですので、私がいくらここで作らせますと言っても、これは仕事の分野もあるわけですので、急がせますけれどもいつまでということは、ちょっとここでは申し上げられません。とそういうことを言っている訳ですので、ご理解を頂きたいと思います。

それから、その診療所の発電の関係、これは検討をしますということを行っているわけです。本村には7つの診療所があるわけですので、そこらの関連もあるということをご理解いただきたいと思います。

ですから、年次的に2つでも3つでも、出来ればしていけばいいことで、そうした計画はちゃんと協議をしてやるべきだと、そういうふうに理解をしております。

ミネラルの関係については、確かに必要であるとは思いますが、その量と分量と保存の関係、こういうものをどうような感覚でやるのか、これらは協議をしないとイケませんので、そういうことでご理解を頂きたいと思います。協議をするということです。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

私が言いたいのはですね、20年もほっといたんですから、いつまで出来るのかなと思って、1～2年の間にやりますよという答弁があればいいませんよ。私は不透明な答弁をするから「10年後ですか」と、申し上げたんですよ。

ですから、近年1～2年の間には必ずですね、整備をお願いします。ぜひ。そうしないと防災対策は出来ませんよ。十島村の。

まだまだ言いたいことはあるんですが、別のまた機会に質問を行います。まあ、言いたいことは災害の危機感を常に持ち合わせて、行政と住民をですね。同じ考えでですね。防災対策に携わって頂きたいと思ひまして、今回は防災対策について時間いっぱいまで使いましたけれども、申し上げましたので、今後も常に防災意識を持ちまして、行政運営にあたってほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

防災計画については、今やりつつあるそうですので、これは今年中にできるのかわかりませんが、ここ一年、二年の間には出来るということを確認しておきたいと思います。

それから、防災の関係については、これは議員が言っている通り、私共はしょっちゅう台風の来るたび、雨の降るたび、あちこち島には連絡を取りながら、警戒をさせたりしておりますので、これは意識を共有してやらないと、行政だけで守れるものではありませんので、そこらの関係については十分配慮しているつもりでおりますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（日高通君）

以上で一般質問を終わります。
これより5分間休憩をいたします。
4時15分にお集まりください。

休憩 16時10分
再開 16時15分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 報告第1号 東之浜港改修工事の工事請負変更契約の締結の
専決処分の承認を求めることについての件

○議長（日高通君）

日程第7、報告第1号、東之浜港改修工事の工事請負変更契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第1号について、ご説明を申し上げます。

本案件につきましては、東之浜港改修工事の工事請負契約の締結を専決処分したものでございますが、平成22年10月8日、議案第64号においてご承認いただきました、案件の変更契約でございます。

平成23年1月28日に専決処分で工事請負変更契約を締結してございます。

専決処分の理由といたしましては、当初設計の一部変更をする必要がありまして、期限内に完成の見通しが困難であり、さらに急を要したために議会を招集する時間の余裕が無いことが明らかであると認めまして、やむなく専決処分として契約締結をしたものでございます。

工事の変更内容と致しましては、浚渫土砂全量を海洋投棄する計画でありましたが、過去三カ年の排出量が既定数量を上回り、排出許可に制限が生じることから、やむなく陸上処分に変更して、搬出するサンゴ岩の処理を行うために早期の契約が必要であるということであります。

全量の計画は8,201.7m³、そのうち海洋投棄分が2,948m³、陸上処分が5,254m³でございまして、当初の工事請負契約126,703,500円を、22,396,500円増額いたしまして、合計が149,100,000円の変更ということになります。工期につきましても、23年の2月28日を期限にしておりましたが、今回の改正変更で3月30日ということにしております。

変更契約書を添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。以上で、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

東之浜の浚渫工事ということで、この陸上処理について、今回工期自体がおよそ一ヶ月伸びると。これは今年度の事業分についてのみの陸上処理ということなんですか。

今後、今年度でこの浚渫工事が全て終了すれば、これで終わりなんでしょうけど、今後さらに浚渫工事が残っているとすれば、その浚渫した土砂の処理について、やはり同様に今後も陸上処理が見込まれるのか。そうなってくると、事業費自体もかなりまた伸びてくると思うんですが、その点について説明を願いたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

本年度事業ということは、22年度事業で、3月までに終わるかということですか。それはないですよ。繰越を勿論見越していますので。今後の事業のことを言っているんですね。

東之浜港は今後マウンドですので、掘削そのものはございません。今の泊地のところは本年度の22年度事業で全て終わりです。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

東之浜港のこの浚渫に関しては、過去にも質問いたしました、仮接岸をどうしてもいいから、どうしても急いでほしいという住民の強い要望のある中での、浚渫を急ぐというような流れ、あるいはまたフェリーとしまの船長との協議の中でも、浚渫がちゃんと出来ていれば、仮接岸もフェリーとしまの安全確保からして可能だというような話の中で浚渫を優先するという流れになったというふうに認識しているわけですが、ただ、浚渫のこの施工の中で、当初海上投棄を難しいということで、地域のほうへ話が前回あったわけですが、その中で、地域の人たちはこれからその環境的な見地から見ても、外観を損なうと。そしてこの小さい島の中にこの土砂を排出した場合に、外観そのものも損なうんだが、置く場所も無いというような、いろんな話の中で、海上投棄のほうへ話が進んでいったと。

その経緯からしますと、やることやれば海上投棄もできるんじゃないかと。それを事務処理上、どういう理由があるのか分かりませんが、面倒なのか、非常に確率的に海上投棄が99%ダメな事務処理をせんないかんのかという意味において、そのような話になったのかよく分かりませんが、小さい島の景観を損ねるようなことをしたくないという前提のもとに、自然を破壊しないようなかたちで港湾事業が進めれば、これが一番良いことであって、そういうような思いが担当あたりに欠けてたのかなと、そのような思いがいたします。

その中で今回の、この何故こういうかたちで海上投棄が、完全に当初から計画されていた要領なわけですから、設計の中でね。法律がどういうふうに変ったのかよく分かりませんが、そういう形で出てきたのかなと。

それでなくても、浚渫をしたかけらと申しますか、まだ残土がそこに残っていますので、それが海岸に打ち上げられて、遠くから見たら砂浜に見えるんだけど、近くに行ったら浚渫したその石がごろごろしているんです。

もともと東之浜というのは、亀が産卵に訪れて、産卵していた場所なんですね。それがどうしてもそのそういうことによって、亀が産卵に来なくなったというような経緯もあります。

それだけに、このような形になったのが、どういう理由でなったのかなと。明確な説明もされない中で、住民の説得も私もさせざるを得ないというかたちになったわけですが、そこらへんをどのように、担当課長が理解しているか伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今まで海上の投棄というのは、そんなに20年以前はうるさくなかったんですけど、20年度以降において環境省から環境衛生調査をしなさいということで、20年度にその時の調査をして、今後は3年間の見込み量が大体3万1千、3万2千㎡位出ますよということで、申請を取ったわけでございます。

そうしたところが、平成2年度は一応許可は大体1万㎡だったんですけど、結局処分したのは1万5000㎡。これは、変更でもって、また隆起も多くなったわけです。それから災害ですね、東之浜港の災害でもって、あそこを浚渫したそういう分もござまして、計画よりだいぶ多くなってしまいました。

そして平成21年度も許可は1万㎡貰ったんですけど、実績では1万3千㎡ということで、本年度は3万1600㎡に対しても、2900、大体3000㎡位しか投入することができないということがわかったものですから、担当としてもですね、その変更手続きを増加に伴う環境衛生調査を出したわけでございます。

これは今登記しているところが、平島と悪石島の間地点、大体水深800メートルのところですけど、これの変更をするなら、これの生態系に及ぼす変化を年間4期にわけて調査しろと。この800メートル沈んでいる、実際そこに生きているものがどういう変化をするか、それを4期に渡って調べなさいということでございましたので、水深800メートルというのは、今の勿論素潜りで潜れるあれじゃありませんので、それなりの調査艇ですね、そういうのを使って調査するというのであれば、費用が膨大にあがるということで、これは致し方なく、平島の方には今後、環境とかそういうのもございすけど、どうにかしてご協力願えないかなということで、陸上投棄をしようということで相談したわけでございます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今の課長の説明だと、私は実際その環境庁の具体的なその調査の方法というのは聞いていなかったわけですが、その海底に潜るロボットまで入れて調査しろといっているのか、その方法としてね。現実、浚渫をする以上のそのお金をかけて調査しろといっているのか、そこら辺は私はどうなのかなという思いがいたします。

それが、そういうような文書があればですね、ぜひ私にも見せて欲しいなと。

ただ、こうすることで、こうだから陸上投棄をと、安易過ぎるような感もしないでもない。平島の住民そのものは抜港あるいはランプの使用制限を出来るだけ避けるために我慢せざるを得ない。ただその一番痛いところを突いての相談なのかなと、逆にそういう思いがいたします。

安易なそういう考えであるのであれば、今後もっと浚渫した業者を取り除いて、検査をして、その結果もっと深さが足りないといった場合、また増えるわけですから。今現在もこの4000㎡としていくらですか？ダンプで500台くらいですか。5000ですか。5000㎡ですよ。約。だからこれがもっと増える。あるいはまた東の砂浜に散乱しているあれも、本来であればね、全て掃除しなければいけないだろうと思うんですが。そういうことからすると、あの小さい島にそれだけの物がね、捨てられるということは身を切られる思いなんですよ。

そういうことを担当もよく理解したうえで、話を進めていただきたいと、そのような思いがいたします。

それが本当であれば、国のほうもおかしいんじゃないかなという思いがしますので、そこまでも環境調査をなささいというのであればね。

何らかのまた具体的な調査の方法あたりもどこかで示していく必要があるのかな、示してもらいたいというような思いもしますので、安易にそういう陸上投棄ができるじゃないかというかたちで進めて欲しくないなと、そういう思いでいっぱいです。

あとまたそれに伴って、ダンプが港から道路から全て、その10トンダンプが走るわけですから、道路の傷みもそこに伴うんですね。そこら辺も含めて、よく考えて、今後の処理の仕方についても慎重にやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この件につきましては、環境省はもとより、こういう状態であるということを九州整備局のほうにもですね、環境省に掛け合ってもらえないかということで掛け合った経緯があるそうでございます。

やっぱり地方整備局のほうも環境省のほうに行ったけど、認められなかったということで、担当としても苦渋の決断で陸上投棄をせざるを得ないという結果に至ったらしいですけど、またそういう環

境省なり、地方整備局と文書のやり取り等がございましたら、後ほどお示しできるんじゃないかと思っています。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

そうすると、海上投棄した場合に、海上の環境そのものは環境が汚染される、あるいは他に影響を与えると。陸上に捨てた場合に、それはどうなの。

そこら辺の整合性も含めてね、よく考えて、その国のほうも話をすべきことなんだろうなと思いがするんですが。担当としてはそこら辺も含めて、何なのと。陸上に捨てたら環境はどうなのということも含めて議論していく必要があるんじゃないのかな。海の中よりも陸のほうが小さい島に捨てるほうが環境汚染に繋がっていくんじゃないのかというような思いもしますのでね、そういう検知からもその協議をするときにはちゃんとして、こっち側の身に立ってね、協議をしていく必要があるのかなという思いがいたします。その点も含めて何か協議した経緯があれば教えていただきたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

私のほうの手元には協議した資料はございませんので、担当のほうがもっていたらお示しいたします。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

1点だけ。

残土の処理方法なんですけれども、どういう地域にどのような方法で処理を行うのか経緯を伺います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

浚渫そのものは変わりありませんけど、その浚渫したのを今度はやはり同じドーム船に積み込みまして、これをまた陸上近くまでもって行きまして、積み降ろして、また陸上運搬、ダンプでしまして、それから残土処理の所をブルドーザーでならすということであります。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

地形もありますけれども、安全な場所なのか。でも、ずっと埋め立てるのかですね。置きっぱなしなのか、その辺まで。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君

○経済課長（松下賢次君）

その海の中に置くわけじゃなくて、陸上のほうに流していくということでございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第7、報告第1号、東之浜港改修工事の工事請負変更契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第7、報告第1号、東之浜港改修工事の工事請負変更契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

△日程第8 報告第2号 特定離島ふるさとおこし推進事業 元浦港防波堤整備の
工事請負変更契約の締結の専決処分の報告についての件

○議長（日高通君）

日程第8、報告第2号、特定離島ふるさとおこし推進事業、元浦港防波堤整備の工事請負変更契約の締結の専決処分の報告についての件を議題とします。

それでは、報告第2号についての報告を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第2号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、専決処分の報告でございますが、特定離島ふるさとおこし推進事業、元浦港防波堤整備工事の工事請負変更契約締結についてでございます。

平成22年の11月25日、報告第12号におきましてご承認を頂きました案件の変更契約でございまして、平成23年2月14日に専決処分で工事請負契約変更を締結したものでございます。

当初設計の一部を変更いたしまして、実施する必要から、期限内に完成の見通しが困難であり、急を要したために議会の招集の時間的余裕がないということが明らかでありまして、やむなく専決処分にて工事請負変更契約を締結しております。

工事変更内容といたしましては、水中コンクリートの実測を行ったところ、67㎡が必要増加量となりまして、コンクリートプラント製造及び運搬可能量から10日程度の日数を要することで早期の契約締結が必要であるということで専決処分としております。

当初の工事請負契約が50,820千円を4,180千円増額しまして、55,000千円の工事請負契約の変更となります。

従いまして、工期につきましても、平成23年2月28日の完成期限を10日延長しまして、3月10日までということでお願いをしております。

以上で報告を終わります。

○議長（日高通君）

報告が終了しました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

元浦港のこの防波堤整備、これは特定離島というのは、私図面を手元にもっていませんのでよく分かりませんが、根っこのほうのことなのか。最終的には先端のあっちなのかよく分かりませんが、工期が10日で今日までということで、その状況は完成されているのかどうか。その点について一点伺いたい。

それと、もうひとつ、村単独で村管理港としてやっているわけですが、当初の完成計画に対して、今どのようなかたちで工事そのものが行われ、予定通り進んでいるのかどうか、その辺について伺います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

元浦港防波堤整備工事となっていますが、これは元浦港の船溜まりのところの、本体そのものではないです。ちょうど漁船が入るところの、去年から続いている所の本年度が完成になるところでございます。

ちょうど、漁船溜まりに入るところの左手の防波堤でございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで、日程第8、報告第2号、特定離島ふるさとおこし推進事業、元浦港防波堤整備の工事請負変更契約の締結の専決処分の報告についての件を終わります。

△日程第9 報告第3号 フェリーとしま第一種中間検査工事及び一般工事の工事請負変更契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件

○議長（日高通君）

日程第9、報告第3号、フェリーとしま第一種中間検査工事及び一般工事の工事請負変更契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第3号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、専決処分の承認を求めることについてでございますが、平成22年度フェリーとしま第一種中間検査工事及び一般工事の工事請負変更契約を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により締結しましたので、ご報告を申し上げるものであります。

理由といたしましては、平成22年11月25日議決を頂きました、22年度フェリーとしま第一種中間検査工事及び一般工事を施工中、当初仕様内容の一部を変更し、工事を施工する必要性が生じたことから、工事期間の都合上、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかになったために、平成23年2月18日に専決処分により工事請負変更契約を締結したものでございます。

契約の目的につきましては、平成22年度フェリーとしま第一種中間検査工事及び一般工事の工事請負変更契約でございます。

変更請負契約金額は9,450千円で、変更後の請負契約金額が82,740千円となるものであります。

工期工事期間については、当初契約どおりで変更はございません。なお、工事の内容等につきましては、別途で資料をお配りしていると思いますので、参考にしていただきたいと思います。終わります。

○議長（日高通君）

本日の会議時間は審議の都合によって、あらかじめ延長します。

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番、前田功一君。

○3 番（前田功一君）

今回、ドックは明けて、2 航海目ですかね。中之島に入った折に、油圧機の故障等あったんですが、今回のドックでその油圧機器のほうは開放点検したのかしていなかったのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（日高通君）

航路対策室、安藤巧君。

○航路対策室担当（安藤巧君）

議員が言われる油圧ポンプのほうの油漏れになります。

デリック操作の分の重要な場所になりますけども、今回のドックにおいては開放点検はしていない場所になります。

○議長（日高通君）

3 番、前田功一君。

○3 番（前田功一君）

今回、開放点検していないと。ということは、2 年おきとか、何年かおきに多分するんだと思うんですけど、やっぱり重要な部分なので、そこを開放するとそれだけお金がかかることは分かるんですが、やはり重要な部分はちゃんと点検するというようなことは必要ではないかなと思うので、そのあたりを次からはドックの仕様として、一つ設けておく必要があるんじゃないかと思います。いかがですか。

○議長（日高通君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

まず、議員が言われる中之島港での油圧機系統の故障というのはですね、油圧系統の握るほうの配管の部分の継ぎ手部分が、これはサスでやっているんですが、相手のほうがまだいわゆるリリース弁というんですが、そここのところの継ぎ手の部分からちょっと切創が見られたと。

その先航海、その前の航海にちょっと、宝島、名瀬間で非常にしけて、たたいたその振動もあるんですが、確かに議員がおっしゃるとおり、その部分については重要なところだから開放点検する必要があるんじゃないかというご質問なんですけど、これにつきましては、今後、その継ぎ手部分がサスでありますと、またその交換が 1 回荷役を中止して、荷役が中断してしまうと。出来なくなるということで、船はでも早急に手配が出来るようにということで、高圧ホース、高圧ホースですべて危ない所は今回の、今年度中の修繕費のほうで対応するというふうに手配をかけております。

確かにそういうところがあったんですが、あと一年ぐらい多分もてるだろうという見込みの中でやっておりますので、今後そういう点は十分気をつけてやりたいと思います。以上です。

○議長（日高通君）

4 番、平泉二太君。

○4 番（平泉二太君）

変更後の工事内容についてですが、腐蝕配管の新替の中止とか、エレメントの新替中止とか、カム軸駆動装置開放点検の中止とかあるんですけど、当初計画していたものを何故中止したのかちょっと説明してください。

○議長（日高通君）

航路室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

まず高速救助艇のこのダビットの配管腐蝕箇所、これは継ぎ手部分はとっておったんですが、ちょっとドック側のほうと、それからこれは専門メーカーをちょっと呼んでやらなくちゃいけないということと、あとこの高速救助艇のダビット、吊り上げる機械ですね。あれがドイツ製ということから、いろいろ手配に手間取っていたということが、原因です。

それとあと、作動油の新替、エレメントの交換をしなかったというのは、再度その部分は現在使用してもかまわないんですが、配管替えの時にさらにエレメントと交換しなければならないということで、今回中止したものです。

それから機関部の補機関の2号機のカム軸駆動装置の開放点検、あとアイドルギアのボルト等取替えというのは、これは当初10年過ぎていますので、あと8年以上使うということで、この駆動ギア関係を開放しようということだったんですが、この駆動装置自体が当初不慣れな点もあったんですが、開放するには相当の手間と時間がかかるということが判明しまして、これは次年度開放点検していくという形にして中止いたしました。以上です。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

当初計画の段階で予算は組まれて、契約の中に予算が組まれて入っていたわけでしょうけど、この取扱はどうされたんですか。

○議長（日高通君）

航路室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

この中止部分については、変更の中で、追加あるいはその変更部分ということで、きちんとここから計上して差し引きしております。

この工事にかかる部分については、差し引いて、追加の部分は追加というかたちで処理してございます。以上です。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今その話に出ました、この高速救助艇ダビット。これは過去において、新しく取り替えた経緯がありましたよね。しかも高額な費用が伴ったと。

その中で、私、その素人目でフェリーとしまのダビット、高速救助艇を見て、ちゃんと手入れもしているのかなとか、いろんな見方があるんでしょうが、そういう状況の中で、今回こういうかたちでドイツ製のどうのこうのということで中止にしたと。あとあと、まだ高額な費用をかけて取り替えないかとかいう可能性もちょっと気になっているんですが、その点については、特別問題ないと捉えて良いのかどうか。

それからもうひとつ、22年度の予算の中で、船内の客サービスの一環として、重要だと指摘をされたテレビの交換も、ドックの中でやりますと言うような話を私は伺った記憶があるんですが、半年越えるぐらいに、テレビが交換もされていない。その中でその船中、船の中でのそのサービス、テレビも映らない状況の中で客は移動せざるを得ない。そういうようなことは予算も計上されているのに、なぜああいう形で放置されているのか。そんな思いがするんですが、その点についての説明も求めます。

○議長（日高通君）

航路室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

今議員が言われる高速救助艇が過去に交換した経緯があるんですが、あれは高速救助艇本体のほうです。これはダビッドといいまして、つり上げるほうの機械です。

これは当時、この船が就航する当時ですね、ヨーロッパ製のものしかJGの認定はされていなかったということでございます。

それで、今でも高速救助艇のいわゆる国際ルールにのっとったかたちのものになって、非常にルールが厳しいものですから、日本の国内メーカーでは1社あるのかどうか私もわからないんですが、ヨーロッパ製が主流というふう聞いております。

今回のこれが中止したことによって、ボートダビットを交換するということではございません。

第2点目の、船内のテレビの交換ですが、これについては工事、いわゆるデジタル放送を受信するためには、現在の配線を全て交換することは出来ませんので、それぞれにブースターを設けております。増幅して、受信を増幅して送るという工事は、今回の中間検査、及び一般検査工事の中で施工してございます。

あとテレビの購入につきましては、今月中の14日に入札というかたちに今進んでおります。ですので、今年度中にテレビ20台を交換するというかたちをとっております。

またこれが当初が6台程度でしたかね。それからまた14台と増えたんですが、それについては、別途国のほうと協議が必要でございまして、それで多少時間が食いました。

というのは、いわゆる船の場合は、受信する場合、今のデジタル受信をするためのチューナーだけですかね、チューナーだけでいいんじゃないのかなというかたちですね、いろいろ国との、いわゆる、本省との協議がありまして、それで多少時間が食いました。

今後、早急に、今年度中に購入するということになっておりますので、国の方はその予算を繰り越しても良いんじゃないかというような言い方をしたんですが、我々の所は単年度予算だ、繰越はしませんということで、早急な回答を頂いて、今月中の入札という運びになりました。

これにつきましては、大変利用者の皆さんにはご不便をおかけしましたが、今月中に対応するというふうにご理解ください。以上です。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

事情はよく理解できます。ただ、半年以上もああいいうかたちで放置しておくというのはいかなものかなと。どうしても出来なかったのかなと、そんな思いもしますので、今後、いろんな、例えばあと2日後には新幹線も開通します。

その中で、本村として、観光誘致も含めてね、船内のそういうサービスも徹底さしていく。あるいは、また、新幹線とのアクセスを正常に図るために、鹿児島港へ入港する、入港してからの預け荷物の敏速な受取の時間も短縮していくとかね。いろんなことを考えて、対応していくというのが、私は今の流れに対してね、時代の流れに対して必要なんだろうと思うんです。

県のほうもパンフレットぐらいは載せるみたいな話をちらっと聞きましたが、もっと村が踏み込んでフェリーとしまを、お客さんが使用してもらうような、体制というのが頭の中において対応していくべきだろうと、そういう思いもしますので、他の面についても、いろんなかたちで対応していくよう努力していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第3号、フェリーとしま第一種中間検査工事及び一般工事の工事請負変更契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第9、報告第3号、フェリーとしま第一種中間検査工事及び一般工事の工事請負変更契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件は、原案のとおり承認することに決定しました。

△日程第１０ 議案第１号 動産の買入れ契約の変更契約の締結についての件

○議長（日高通君）

日程第１０、議案第１号、動産の買入れ契約の変更契約の締結についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第１号についてご説明申し上げます。

本案は、動産の買入れ契約の変更契約の締結でございますが、平成２２年度戸籍総合システム機器導入事業において、機器の設置費用５２５，０００円を業務委託費の一部として契約しておりましたが、物品売買にかかる費用であるために、同額を業務委託費から減額し、同額を物品売買契約として増額し、実施するための変更契約でございます。宜しくお願いを申し上げます。

変更契約の相手方は、富士ゼロックスシステムサービス株式会社でございます。

それから、納入期限の変更がありますが、平成２３年３月３１日ということで、契約しておりましたが、２３年の７月３１日まで、１２３日を延長するという事になっております。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

６番、用澤満男君。

○６番（用澤満男君）

変更納入期限を１２３日にした、その理由等について説明をしていただきたい。

あと、その業務委託をするわけですが、この管理の問題については、どのようにしているのか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

納期につきましてはですね、先ほど村長が申し上げましたとおり、法務局の許認可の関係が出てきました関係とか、その辺のことがありますから。それから、もうひとつは管理でしたかね。管理ということは今後のメンテナンスということでしょうか。

今後のメンテナンスについては１年間は向こうで行いますけれども、それ以外についてはメンテナンスにかかる費用がでてくるということになると思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

それではこれから、日程第１０、議案第１号、動産の買入れ契約の変更契約の締結についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第10、議案第1号、動産の買入れ契約の変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第11 議案第2号 権利の放棄についての件

○議長（日高通君）

日程第11、議案第2号、権利の放棄についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第2号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、権利の放棄についてでございますが、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、権利放棄を提案することから、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の中で、まず権利の内容ということで書いてありますが、十島村産業振興資金延滞金、それから2つ目に、放棄を受ける者、十島村諏訪之瀬島有村政義の連帯保証人、議案書の通りでございます。4名の方々です。

それから、債権放棄の額でございますけど、481,908円でございます。議案書にそれぞれ年度ごとに金額を計上してございます。

放棄の時期ですけれども、議会の議決日ということでご理解を頂きたいと思えます。

それから、放棄の理由でございますが、有村政義氏は平成12年、漁船購入費用を、十島村産業振興資金1,485,000円を借り受けております。平成13年、14年は償還をしてきましたが、異常気象によって漁船が転覆、沈没後、償還が滞るようになりまして、平成16年の2月、名瀬行きの定期船に乗った後、行方不明になっております。

平成17年9月9日、住民基本台帳の施行令第12条第1項の規定によりまして、職権削除を住民票はやっております。

平成22年11月25日連帯保証人より、元金利子償還残額824,000円の償還がございましたが、その際延滞金総額は564,406円ございました。十島村産業振興資金条例規則第21条第1項第1号に、借受人が死亡し、または住民基本台帳法施行令第12条第1項により、職権で住民票の抹消をした時は、延滞金を減免する規定によりまして、平成15、16年の延滞金につきましては、職権削除日の平成17年9月9日付けで再計算をしまして、平成17年以降は減免するものとしております。

資料として延滞金の計算書、それから本村の告示18号の住民実態調査兼報告書等々を添付してございますので、参考にしてもらいたいと思えます。

説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この漁船のこの沈没によって、償還が滞るようになったと。これは、漁船の場合に漁船保険には当然入っているはずだというふうに理解するんですが、それによるその保険料が入ったと思うんですが、そこら辺の確認等はどうかされているのか。

またこの連帯保証人のこういうかたちで延滞金等を減免するというところで、非常に保証人の方にと

って是非常に助かることだなと、そういう思いがします。ただ、今後のこの課題として、産業振興資金の借受をするにしても、あるいはまたそのIターン、Uターンの促進をしていく中で、何らかの形で保証人が必要な、その運転資金等を借りるにしてもですね、本村の住宅を建てるにしても、交付金制度に乗っかっていかない事実が現在あるわけですね。その時に、過去においてもいろんな議論をされてきたわけですが、その保証人の問題、保証能力もない中に、その保証人を誰かがしないとやっていけない。その担保そのものも、担保価値も無い中で、保証人を行政としてもせざるを得ないという、そのような状況の中で現在まできているわけですが、保証協会等の活用あたりをもっと前向きにもっと何らかのかたちで手を打つことは出来ないのか。

高齢者の中、しかも今度は人数も少ない中で、保証人そのものがなかなか見つからないで、今後若いものが帰ってきても、Iターン者Uターン者が帰ってきたにしても、せっかくあるそういうシステムが使えない。それでは、窓口が狭すぎてどうなのかなと。

保証協会の云々ということが出来れば、また違う面で窓口が広くもてて、そしてまた利用しやすいというのを、過去においてもそういう議論をした経緯があるんです。ただ、どこまで具体的にいつこんで、どういう理由でどうしても出来ないということなのか、そこらへんがひとつの問題なのかなと。

交付金制度が十島村の住民が使えないとか、そういう中で、その村が住宅資金を貸付いたり、そういうものが何とかシステムで出来たと。ところが今現在は保証人制度にぶつかっていると。

そこら辺の壁を取ってもらわなければ、なんかこれから先、これから人口を増やしていくためにも、ひとつこれが壁になっているような気がするんですけど、そこらへんについてどのように今後進めていくべきことなのか、考えがあれば伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まずはじめのご質問の保険の件でございます。

保険は、これは、私どもは確認はしていませんけれども、多分入っていなかったんじゃないかと思えます。なぜかといいますと、その後に漁船を買った人は必ず漁船保険をつけろというふうに、産業資金のほうで領収書をつけるようにということとなっております。その時に、有村さんはこの漁船保険に入って、受け入れをしたかというところをハッキリ言って確認をしておりません。だから、かけてたかどうかというのは、私のほうでは今のところは確認をしておりません。

それから先ほどの保証協会、金融公庫の件でございます。この場合どうしても、金融公庫からお金を借りると、土地の登記簿謄本、それから今度は家に対しては、地震対策でもって建築確認申請書等々がございます。

もしそういうことを、前保証協会に聞いたことがあって、うちの独自の家の建て方であればとてもじゃないけどお金はおらないと。地震とかそういうのが来た場合、協会の方で確認ができないからということで、現地に行つての確認とかそういうのもございます。

だから、建築に関しましては、保証協会を1回通じて話をしたことがありましたけど、そういうことで断られたという経緯がございます。産業資金のほうは別に聞いておりません。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

漁船保険、今お金を過去においても弁護士にいろいろ問い合わせたところ、確認をしたところ、そういうお金の融資のあり方であれば、村役場は融資制度をやめるべきだといわれた経緯も聞いておりますけど、ただそういう窓口が、十島村の住民になることによって、窓口がもう八方ふさがりになってしまうと。そこで何らかの形でその打開していかなければいけないだろうと、今後の課題としてね、思うんですけど、その点を例えばその、保証協会と村役場と、ひざを交えて協議をしてね、今度は村がある意味において、これだけの額がまず保証協会に投資しますと。それができるかどうかはわかりませんよ。で、その範囲の中で後の保証も頼むというようなかたちをすれば、保証協会はどうかかなと。個人が負担金を、例えば100万に対して10万を払えば、じゃあ保証しましょうという流れもできるんじゃないのかなと思ったりしてですね、まあ専門的なことはよく分かりません。

ただ、今の状況だと、せっかく村が人口対策でうち出したいろんな融資の窓口にしても、それがうまく具合に稼動してないというのが現状だろうと。しかも今村の保証の制度はだんだん厳しくなっ

て、年齢制限まで始まった。そして2件以上はダメですよというような、そういう過去においてはなかったやつまで規制が入ったと。その中ではますますその窓口が狭くなってきているんじゃないかという思いがしますので、再度今後検討していく必要があるのかなと。その保証協会を含めてね。そんな思いがしますので、ぜひこの機会に協議をして、何らかの方策を見つけていただきたいと思いますので、ひとつ、村のほうの考えとしてどうなのか、村長も含めて考えがあれば。

このままで良いのか。あと自分で保証人を見つけろよということで、それで終わりなのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

以前はですね、保証人そのものというのは村内に限るということで規制をしていたんですけれども、今は県内外でもかまわないということで、それなりの収入が、年収がある方であれば保証人を立てていいということで、また限度額のほうもだいぶ落として、保証人の数も限度に応じて落としてあります。

その保証人そのものの制度も、今は3件までの、その借りた方の年に返すお金の3倍以上の年収があればいいということで、だいたい年収200万ぐらいある方だと、勿論その償還金によって違いますけど、3件ぐらいは出来るようなかたちになっております。

今保証協会の話でございます。今後つめてですね、一応一回はですね、その保証協会のほうにもう一回話をして、村の実状を話してみて、可能かどうか伺ってみるべきではないかと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

ここで、この話が終わるんじゃなくてですね、その課長としては例えば保証人の数を額によって減らした。あるいは住所が村内に限らず県外もと、それは私もよく知っています。

ただそれが、本当にその窓口を広くして、若い者が定住していく中でね、それがちゃんと活用されているかといえ、それを活用しにくいというのが現実なんです。

実際に本当に勿論村の財産を貸付けるわけですから、返すことも、保証してくれることも大事なことです。ただ今村がうち出している、その新規就労を支援するにしても、ある面ではその保証人にお金を借りるにしても、そこに必要なんだろうと。

その保証人がそこに見つからなければ、何ら意味が無いような気がしてならないんですよ。そこらへんをもっと大きな形で保証が出来るような、そういうシステムを考えていく必要があるのかなと、そういう思いもしますので、担当課長の話だけじゃなくて、そういった考え方も私は若干伺っておきたいと思います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

以前から保証問題についてはいろいろ論議をされてきておりますけれども、切羽詰って今ご指摘のようなこと等を考えると、以前の保証協会との相談がどのような経過であったのか、よく承知しておりませんが、出来ることであるならば、これはやはりそうしたものを取り入れるような工夫は、私は必要であろうと思っております。

従って、時期を見てですね、保証協会と協議をすること等を考えてみたいと、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから、日程第11、議案第2号、権利の放棄についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第11、議案第2号、権利の放棄についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第12 議案第3号 権利の放棄についての件

○議長（日高通君）

日程第12、議案第3号、権利の放棄についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第3号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、権利の放棄についてでございますが、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、権利放棄を提案することから、議会の議決をお願いするものでございます。

まず議案書の記ですけれども、まず権利の内容ですが、十島村肉用牛特別導入型基金における貸付牛の金銭債権であります。

二つ目に放棄を受ける者として、鹿児島郡十島村中之島の議案書の通りであります。

それから債権放棄の額につきましては、330,000円でございます、放棄の時期は議会の議決日ということでお願いをしております。

放棄の理由につきましては、平成17年4月8日、十島村肉用牛特別導入事業により、肉用繁殖牛として、飼養管理を行ってございましたが、平成20年の1月29日、急性鼓脹症を起こして、獣医師に指示を受けて治療を行ってございましたけれども、1月30日に死亡したものであります。

飼養管理につきましては、適正に行われておりまして、管理者に責任がないと判断できることから、償還未済額の330,000円の債権を放棄するため、地方自治法96条第1項第10号の規定によって、提案をするものでございます。

また今回の議案書の提出になりました経過につきましては、本年度償還牛の請求をご本人に行ったところ、平成20年1月30日、既に死亡して、届出も提出済みであるという調査結果でありまして、確認も出来ております。今回の議案提出になりましたけれども、提出が遅れましたことについて、お詫びを申し上げたいと思っております。

資料として事故等の報告書、現認書等を添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この問題も、我が十島村の特異性と申しますか、牛が死亡したりしたときの保証の問題。これは、

何と申しますか、共済にちゃんと加入できていれば、かなりの保証が出来る。その手続きそのものが、十島村の特異性の中でなかなか先に進んでいないと。

そこら辺のことも含めてね、畜産組合で先へ進むことが出来ない状態ですから、これもやっぱり行政が中に入って進めていけば、この共済の中でかなりの負担が出来るんじゃないかなろうかと、そういう思いもしますので、そこら辺も今具体的にどこまで話が進んでいるのか、私も村の畜産を営む一人として、獣医師からのいろんな話は聞いております。

それを具体的にどこまでどういう形で進めていけば良いのかということはよく理解できていない。そういう面で、経済課長あたりは、その共済に加入するということではどのような流れが出来ているのか。どこが壁になっているのか。その辺を把握していれば伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

私の知っている範囲でお答えさせていただきます。

共済保険という共済がございますけど、どうしてもうちの場合は事故牛が多いということで、今でもこのような事故とか、それから種牛牛が死んだりとか、そういうのがございまして、その死んだ時の場合の確認が確実に島に行っても出来ない。そういういろいろな壁がございまして、今のところは共済保険に入れられない状態にあります。ずっともうそれは何年も前から続いています。こちらのほうからも、加入の話とか、それは担当のほうではしてるかと思えますけど、そういう理由から断られるということがございます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

うちの副村長の紹介で、働いてもらっている獣医師の話ですと、基本的にその共済保険そのものは農家のためにあるんだと。その入れるようなその努力をどれほどしているのかということも含めてね、再度検討すべきことではないかという話もした経緯もあります。

それを具体的に本当にそこまで乗り込んでいって、どうしてもしたいんだと。例えばその中で掛け金がどのくらい確立が高いからどのくらいになるのか、具体的な話まで入ってね、そして、じゃあ負担が大きすぎるから、ある面でその村が、これだけのいわば権利の放棄をするのであれば、その分じゃあカバーしよう。何らかの方法がそこに出てくるんじゃないのかなと。まずその共済に何故入れないか。入れた場合に、過去においては、獣医師が居なかったわけですから。今現在獣医師もおって、その中でいろんな病気に対する事故等に関しても改善はされているんだと思いますのでね、そこら辺を再度つめていく必要があるのかな。まして、特に法人化を急ぐという流れであれば、こういう保証の問題も含めて、同時に進めていく必要があるのかなという思いもするんですが、その点についてどうですか。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

今の問題につきましては、先ほど経済課長が言ったような、話を過去に承知しております。それは、やはり本村のこの飼養形態が牧野に放牧と、こういうものがそもそもの一番の原因であろうと思っております。

本土あたりでは、やっぱり舎外で飼ってきちんと自己管理をしている。そういうような問題等があったのだと思うんですが、ご指摘のようにそれは過去の話であって、近年そのような話をした経緯はおそらくないんじゃないかと、そんなふうに思っておりますので、そういうものも、協会あたりともうちょっと今おっしゃったように、何故加入ができないのか、そういう関係等もうちょっと調べさせたいと思っておりますので、その辺はご理解を頂きたいと思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
それではこれから、日程第12、議案第3号、権利の放棄についての件を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。
従って、日程第12、議案第3号、権利の放棄についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第13 議案第4号 権利の放棄についての件

○議長（日高通君）

日程第13、議案第4号、権利の放棄についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第4号についてご説明を申し上げます。

本案につきましても、権利の放棄についてでございますが、同様に地方自治法第96条第1項第10号の規定によって、権利の放棄を提案することから、議会の議決をお願いするものでございます。
まず権利の内容は、先ほどと同様でありまして、十島村肉用牛特別導入型基金における貸付牛の金銭債権でございます。

放棄を受ける者は、鹿児島県鹿児島郡石島の議案書の通りでありまして、債権放棄の額は330,000円ということです。放棄の時期につきましては、同様に議会の議決時ということにしております。

放棄の理由でございますけれども、平成17年7月1日十島村肉用牛特別導入事業により、肉用繁殖牛として、飼養管理を行っていましたが、平成23年1月10日、後足を引きずっている本牛の状態が悪いために治療を行っていましたが、翌日死亡していたと。獣医師の死亡判断では、後足の状態や急死したことから、おそらくソテツ中毒によるものと思われますということで、飼養管理については適正に放牧で管理者が責任をもってやっておりましたが、管理者に責任がないと判断することから、償還金未済額330,000円の債権を放棄するためをお願いするものでございます。

資料といたしましては、事故報告書、獣医師の診断書、現認書等を添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行ないます。
質疑ありませんか。
4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

経済課長、ちょっとお尋ねしますが、これは借り受けた日から次の年のあれまでが丸一年と計算するんですよね。それからすると、これ、丸5年たったら償還しないといけないということじゃないで

すけ。これもう5年過ぎているんですよ。

22年の6月30日で丸5年になっていますよね。それで死亡したのは23年の1月死亡したって
いうことでしょう。

18、19、20、21、22、22年の6月30日で丸5年なんですよ。

これは当然償還しないといけないんじゃないですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今確認を取ったところですね、これは年度で償還の請求は起こすそうでございます。だから、これは平成23年の3月31日まで有効ということです。17年ですので。それで。

○議長（日高通君）

皆さん、今休憩中じゃございませんので、本会議中ですから、静かに願います。

それではこれより、休憩いたします。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△追加日程第1 議案第4号の権利の放棄についての撤回の件

○議長（日高通君）

追加日程第1、議案第4号の権利の放棄についての撤回の件を議題にします。

村長から、議案第4号、権利の放棄について、撤回の申し出がありましたので、撤回の説明を求め
ます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第4号につきましては、該当しない事案が見つかった為に、これを撤回していただきたいと思
います。

ご理解いただきたいと思います。

○議長（日高通君）

お諮りします。

只今議題となっております、議案第4号の撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、議案第4号、権利の放棄についての撤回の件は、許可することに決定しました。

△日程第14 議案第5号 権利の放棄についての件

○議長（日高通君）

日程第14、議案第5号、権利の放棄についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第5号についてご説明を申し上げます。

本案につきましても、権利の放棄でございますが、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、権利の放棄を提案するもので、議会の議決をお願いするものでございます。

まず権利の内容でございますけれども、平成21年度特定離島ふるさとおこし推進事業（家畜貸付）における貸付牛の金銭債権でございます。

放棄を受ける者は鹿児島県鹿児島郡十島村宝島、議案書の通りであります。債権放棄の額につきましては322,350円、和牛1頭分であります。放棄の時期につきましては、議会の議決日ということをお願いしてございます。

放棄の理由でございますが、平成21年度特定離島ふるさとおこし推進事業により、肉用繁殖牛として、飼養管理を行っておりましたが、平成23年1月9日、分娩の兆候があり、準備をしておりましたところ、産道が狭いことから、獣医師の指示のもと、帝王切開により出産を試しましたが、1月12日、腹膜炎及び感染症により死亡したものであります。

このような状況でやむをえない分娩事故と判断できることから、償還未済額322,350円の債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして提案するものでございます。

資料として、県有貸付雌牛事故報告書、獣医師の診断書、現認書を添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

私はいつも疑問に思っているんですけど、例えば貸付を受けた場合に5年後に償還なんですよ。となった場合に、順調に行ったら4産くらいするわけですよ。そして、5年の返納の前になって母牛が死亡した場合は、減免で払わなくていいわけですよ。その間に例えば順調にいったら4頭の子牛が生まれる。これは返納しなくて、その4頭の子牛の代金、販売した代金というのは丸儲けという感じなんですよ。この辺明確に、1頭生まれたら返納とか、2頭生まれたら返納とか、現時点でそういうハッキリした明確な規定というのは、うちの場合、ありませんよね。そこら辺、今後検討していく必要があると思うんですけど、どうですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君

○経済課長（松下賢次君）

確かに議員の言われるとおりだと思います。

平たく言えば、今まではその餌をやったりとか、いろいろこうあって、一生懸命育ててやったりしていたわけでございますけれども、その中でなくなってしまったと。

しかし、この飼育の方法というか、死亡したそれにもよるのではないかなと、この場合、多分この事例を見てみると、初産じゃないかなと思いますので、これもう完全にあたると思います。

今後やっぱり2産、3産したのはですね、それなりの、それは農家さんと一緒になって話をしなければならぬと思いますけど、ここで私が決めることはできませんので、やはりそういうのは今後のためにハッキリした筋道を決めるために、話をして検討していかなければならないと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

それではこれから、日程第14、議案第5号、権利の放棄についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第14、議案第5号、権利の放棄についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第15 議案第6号 権利の放棄についての件

○議長（日高通君）

日程第15、議案第6号、権利の放棄についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第6号についてご説明を申し上げます。

本案についても、権利の放棄についてでございますが、地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、権利放棄を提案するものでありまして、議会の議決をお願いするものであります。

権利の内容につきましては、平成18年特定離島ふるさとおこし推進事業（家畜貸付）における貸付牛の金銭債権であります。

放棄を受ける者は、鹿児島県十島村悪石島、議案書の通りであります。

債権放棄の額は471,450円。一頭分であります。

放棄の時期は議会の議決日ということでお願いをしております。

放棄の理由といたしましては、平成18年度特定離島ふるさとおこし推進事業により、肉用繁殖牛として飼育管理を行っておりましたが、平成23年1月27日、本牛の食欲がないこと等を発見し、獣医師に相談し、衛生補助員が指示のもとに検査を行い、ガス抜きの治療を行っておりましたが、1月27日急性鼓脹症で死亡したものであります。

飼育管理につきましては、適正に行っており、管理者に責任がないと判断できることから、償還未済額471,450円の債権を放棄するため、お願いをしております。

資料としまして、県有貸付雌牛事故報告書、獣医師の診断書、現認書を添付いたしております。以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行いません。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから、日程第15、議案第6号、権利の放棄についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第15、議案第6号、権利の放棄についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

- △日程第16 議案第7号 十島村道路線の区域の認定についての件（宝島坂下線）
- △日程第17 議案第8号 十島村道路線の区域の認定についての件（宝島釜川線）
- △日程第18 議案第9号 十島村道路線の区域の認定についての件（宝島星窪線）
- △日程第19 議案第10号 十島村道路線の区域の認定についての件（宝島横道線）
- △日程第20 議案第11号 十島村道路線の区域の認定についての件（宝島荒木崎線）

○議長（日高通君）

お諮りします。

日程第16、議案第7号、日程第17、議案第8号、日程第18、議案第9号、日程第19、議案第10号、日程第20、議案第11号の5件は宝島の道路線の認定等で関連がありますので、一括議題としたいと思います。一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第16、議案第7号、日程第17、議案第8号、日程第18、議案第9号、日程第19、議案第10号、日程第20、議案第11号の5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第7号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村道路線の区域の認定でございます。

宝島の坂下線でありますが、民宿浜坂荘の正面道路を基点にしまして、東に向かう道路で延長250.4mが終点となり、幅員3mを村道路線として認定しようとするものであります。

この路線の終点付近の左側はNTT牧野、右側には焼却炉で終点は橋の手前になっております。現在まで認定道路でありましたが、村道前籠線から焼却炉への管理用道路とし、村道に認定管理することが妥当として、十島村道路線の区域の認定をしようとするものでございます。

次に議案第8号のご説明を申し上げます。

本案についても、十島村道路線の区域の認定についてでございます。

本案の関係は、宝島釜川線は麦生田線の交差部を基点として、東へ向かう道路で、延長1,089.9m、幅員3.0mで、終点は一周線の東の交差する地点を、村道路線として認定しようとするものであります。

現在まで農道として管理しておりましたが、宝島一周を保管する道路であることから、村道として認定管理することが妥当と判断して、村道路線の区域の認定をしようとするものであります。

次に議案第9号についてご説明申し上げます。

本案も村道路線の区域の認定であります。

宝島星窪線は宝島一周線を基点とし、女神山のすそ部を周り、一周線に通じる延長753.8m、幅員3mの路線を村道として認定しようとするものでございます。

現在まで農道として管理しておりましたが、宝島一周線を保管とする道路であることから、村道として認定管理することが妥当と判断して、十島村同路線の区域の認定をしようとするものでございます。

次に議案第10号についてご説明申し上げます。

本案につきましても、村道路線の区域の認定であります。

宝島、横道線につきましては、議案第9号でご提案申し上げました、星窪線の基点から、70mほど集落よりに、基点よりが基点となりまして、東側へ延長1,352.0m、幅員3mで、終点は一周線の東道路と交差した地点を村道として認定しようとするものであります。

現在まで農道として管理しておりましたが、宝島一周線を保管する道路であることから、村道として認定管理することが妥当と判断して、十島村道路線の区域認定をしようとするものでございます。

議案第11号について申し上げます。

本案についても、同路線の区域の認定でございます。本案についても、宝島荒木崎線であります、宝島一周線と交差する地点を基点とし、荒木崎灯台への遊歩道手前を終点とする、延長978.1m、幅員が3.0mを村道として認定しようとするものでございます。

現在まで農道として管理をしておりましたが、荒木崎灯台を観光施設として連絡する道路であることから、村道として認定管理することが妥当と判断し、十島村道路線の区域認定をしようとするものでございます。

それぞれ宝島の地図をつけて、路線の状況を記載してございますので、参考にさせていただきたいと思えます。終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この議案の7号から11号まで、宝島の道路に関してだけの道路の区域の認定なんです、まとまってここに出てきたという理由はどういう理由があるのか。

本来であれば、もっと部分的にその部分的と申しますか、この議案7号、8号とか、ばらばらで認定をする作業が進むべきことだったのか、それとも何らかの違う理由において、こういうかたちになったのか、その点について伺います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今全部の島で道路認定をしようという作業を行っております。宝島におきましても、5路線今出しております。これがすでに今まで道路として認定していなかったものですから、今回出したわけでありまして、また各島ずつ出してしまえば、それだけまたコンサルタントとか、それなんかの諸経費とか、それなんかもかかるわけでございまして、単一の島で発注したほうが、また事業費そのものも少なく見積もれるから出したわけでございます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

事業費の軽減を図ろうということで、ひとつの島にまとまっていると言う説明でしたが、それであれば宝島は今のところ、この区域の道路の認定についてはこれで全てだと言うふうに理解して宜しいですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ちょっと私のほうで資料が全て足りないから、ちょっと即答は出来ませんが、あと一路線が残っていたのではないかと。中原線とか大原線の方が、まだ何路線かは残っています。

事業費のあれで、工事そのものはまだ未認定のところもありますし、全部ではございません。とにかくまだ残っています。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

工事中は別にして、要するに他の道路は認定されようが全てだと考えてよろしいでしょうか。それとも経費そのものが足りなくて、他を残したということなのか、その点について。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

それもあります。

事業費が決まっているものですから、それでもって延長を割り出したということもあります。

ここで今既に分かっているのは、中原線、それから大原牧場とかまだ未認定の状態であります。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

ちょっと確認で。

この坂下線、ここはN T Tが、N T Tの電源舎用にそこまでの取り付け道路として確か作った道路のはずなんですけど、その後、この道路はN T Tからもう譲り受けたというふうに理解してよろしいですか。

あそこの道路はN T Tの管理だったはずですよ。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

イマキラのほうはですね、N T Tの管理道路というのは話は聞いておりますけど、この坂下線のほうは、局舎は確かにありますけど、N T Tの管理道路であるかどうかというのは確認はとれておりません。

○議長（日高通君）

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

そのあたり、ちゃんと村道になっている、するのはいいことだと思うので、そのあたりちゃんと確認していただかないと、あとで混乱を招くことになりかねない。混乱を招くのは地元ですからね。そのあたりを宜しくお願いします。

それと後、星窪線と荒木崎線、村道に昇格したわけですが、まだまだ未舗装ですね。この2か所は。

やっぱり村道になったということは、やっぱり早めに舗装等して、健全な道路管理に努めていただくようお願いいたします。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終ります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

○議長（日高通君）

お諮りします。

これから、日程第16、議案第7号、日程第17、議案第8号、日程第18、議案第9号、日程第19、議案第10号、日程第20、議案第11号の5件を一括採決したいと思いますが、一括採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認め、一括採決することといたします。
お諮りします。

日程第16、議案第7号、日程第17、議案第8号、日程第18、議案第9号、日程第19、議案第10号、日程第20、議案第11号の5件は全て原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第16、議案第7号、日程第17、議案第8号、日程第18、議案第9号、日程第19、議案第10号、日程第20、議案第11号の5件は、全て原案のとおり可決することに決定しました。

△日程報告

○議長（日高通君）

これで本日の議事日程は全て終了しました。
明日は午前10時にお集まりください。

△散会

○議長（日高通君）

本日はこれで散会します。
ご苦勞様でした。

3月11日（金）

△開議宣告

○議長（日高通君）

おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（日高通君）

本日の日程はお手元に配布しました議事日程表の通りといたします。

△日程第1 議案第12号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第1、議案第12号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第12号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

国につきましては、昨年6月少子化対策の観点から、喫緊の課題となっております仕事と子育ての両立支援等を一層進めようということで、男女共に子育て等をしながら働き続けることが出来る雇用環境を整備するとしまして、改正育児休業法を施行させると共に、地方公務員の育児休業等に関する法律も合わせて改正したところでございます。

改正育児休業法等の主なものにつきましては、まず1つ目に配偶者が育児休業等を行っていても、職員も育児休業等の取得が可能となったこと。

2つ目に、配偶者が専業主婦であっても、育児休業等の取得が可能になったこと。

3つ目に、産後パパ育児休暇制度の新設として、出産後8週間以内に父親の育児休業取得が可能となったこと。

4つ目に、3歳未満の子どもを抱える職員の時間外勤務が制限されたこと。

5つ目に、育児のための早出遅出勤務が可能になったこと。

6つ目に、家族、配偶者、子、父母、等々の介護が一定期間必要な場合に、短期介護休暇が新設されたこと。

こういうこと等があって、以上のような改正育児休業法等の改正趣旨に基づき、提案中の職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正しようとするものでございます。

まず本案に入りますけれども、第2条の第5号及び第6号の削除につきましては、法改正により、配偶者が専業主婦、あるいは夫、あるいは育児休業中である場合は、これまでは育児休業は取得できなかったものでありますが、職員からの申し出により育児休業が取得可能となることから、条文を整備するものであります。

第3条の第3号の改正につきましては、法改正によって、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかに関わらず、職員が育児休業等計画書を提出して、最初の育児休業をした後、3か月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることが出来るようになったものであります。

それから第8条の改正につきましては、第2条改正理由と同じく、法の除外規定の廃止にあわせて、条例内の除外規定を整理するものであります。

附則につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行っておりますが、育児休業法等の改正に伴いまして、本則での育児休業等条例の改正に起因することから、このような措置をとっております。

それから、第10条、議案の裏に、第10条の2の条文であります。これは育児または介護を行う職員の深夜時間、及び時間外勤務の制限を規定するものであります。第1項の改正は職員の配偶者が常態として、子の養育を行う場合は深夜勤務も可能としておりましたけれども、配偶者の常態養育に関係なく、職員の請求により深夜勤務が制限されることになったものであります。

第2項の改正につきましては、時間外勤務の制限規定であります。第1号同様、職員の配偶者の常態保育に関係なく、職員の請求により時間外勤務が月24時間、年間150時間以内に制限されるものとなったものであります。

第3項につきましては、前2項の育児に関する職員の深夜並びに時間外勤務の制限規定を家族の介護を行う職員への読み替え規定の条文であります。

それから、第4項につきましては、三歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、超過勤務をさせてはならない規定が新設されたものであります。

第5項につきましては、条例の追加のために変更するものであります。

この条例の施行期日は公布の日からとしております。

参考までに新旧対照表等を添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

現行、この条例で、育児休暇を取られた実績と言いますかね、そういったものがあつたらまず説明願います。

それから、この改正の中で、私どもの非常勤出張員等も多分入っているんだと思うんですが、5ページのこの改正案のほうで、非常勤の短時間ですかね、こういうのがあるんですが、短時間はどういう職があるのかを説明願います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず一点目のほうの育休の実績でございますけれども、私が総務課長を担当してから2名の職員が育児休業の取得を取っております。2名で延べ3回の実績が過去に出ているかと思えます。

それから2点目のほうの、5ページのほうの非常勤職員のこの短時間勤務を占める職員ということになるわけですが、これは地方公務員法の28条の第5項ということで、職員の場合は職場を辞めた後、短時間で雇用する制度が法律上の中にあります。例えば60歳で定年を迎えて辞められると。そうすると、一週間に32時間の範囲内で短時間勤務での雇用ということが出来ます。そういう方等については、この規定から除きますよということになります。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

この改正案でさらに職員が休暇を取りやすく、しかも子育てを夫婦で出来るというようなことが容易にできることだと理解しました。今又、新しくなるに関わらず、大体これに該当するような職員と

いいですかね、全体で。だいたい分かっている範囲で良いんですが、これからそういう時期に入る予定といますか、現在そういう状況が分かっていたら、そこまで説明願います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

うちの職員の本庁勤務、教育委員会も含めまして、約30名の職員がおります。その中で20代の職員が3割、10名程ございます。そうしますと、その職員層を見てみますと、単身の者あるいは小学生以下、3歳未満の子どもを抱える者という者はおりますので、今度この制度というものが活用される可能性はあるのではないかと思います。

それから船員のほうも、同じくこの制度が活用されるわけなんですけど、船員にも小学生以下の子どもを抱える職員がおりますので、この制度というのは活用されていくのではないかと思います。

ただその際に職員が本村の場合には、限られた人員の中で、2役も3役もこなすような業務体系を進めているわけなんですけど、その際の補充というものがなかなか出来にくいという面はあるかと思っています。

法律上の中では、任期付の、例えば1年以内の任期付の職員を臨時的に雇用しなさいという制度がありますので、そういう事態が生じた場合にはそういうことも検討するという事になってくるんじゃないかと思っています。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今の質疑に関連することなんですが、その休暇を取りやすくなった、あとのその人件費、あるいは人材の問題。あるいはまた育児だけじゃなくて、介護のほうも対象になるというふうに理解するんですが、そうしますと、職員の対象者が広がってくるんじゃないかと思うんです。その時の代わりになる人材をまた雇用していく。雇用する場合の人件費等もまたかさんで来るんだろうと思うんですが、そこら辺の流れは法的にはそういう事態が生じた場合に、国が何らかのかたちでみますとか、そういうものがあるのかなという思いがするんですが、その点についてはどのように理解したらよろしいのか伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

育児休暇、それから介護休暇の補充するための人件費の措置と言うのはないです。あくまでも村の財源の中からカバーするということになっております。

それから、育児休暇につきましては3歳未満の子どもということで、その期間が限られているわけなんですけれども、介護休暇等の場合は部分休暇ということになりますので、例えば1時間単位、あるいはその日単位というかたちでの休暇になりますので、介護休暇での取得、補充というのはそこまです考えなくてもいいんじゃないかなと思います。

それからもう一点ですけれども、この育児休暇並びに介護休暇を取得した際は、その職員のほうの給与は支給されないということになります。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

そうすると職員は給与を貰えないというのは、当然休んだ分はもう引かれると。生活の保障はしないということになるんですかね。

あとはまたその職場の雰囲気もそこにあって、取りやすいか取りにくいかなということもあろうかと思うんですが、我が村の職場としては、その雰囲気はどちらになるのかなという思いがするんですが、その点については感触でどちらかなと。取りにくい職場なのか、取りやすい職場なのか。そこら辺についての感想も伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず、1点目のほうの給与の支給につきましては月例給、つまり給料ですね。については先ほど申し上げましたとおり支給は対象外ということになります。ただし、期末勤勉手当、6月と12月ですけれども、この前に6ヶ月の期間の中に勤務実績があれば期末勤務手当は、勤務した実数に応じて支給されるという方法になろうかと思います。

それから、育児休暇、あるいは介護休暇の取得のとりやすい雰囲気かということでございますけれども、職員数をご承知のとおりかなり少ない職場ということで、職員も3役も4役も兼務するような勤務実態ということを考えれば、職員の方は積極的にこの制度をとりたいというのはなかなかのかなかあと言うのは感じられます。ただし、これは法律あるいはその条例上の中で整備されたものでございますので、職員の請求によって出てきた場合には、村長はそれを拒むことは出来ないということになりますので、それは職員の意思に応じて、その制度を活用させるという方向にはなるかと思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第1、議案第12号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第1、議案第12号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第2 議案第13号 十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第2、議案第13号、十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第13号のご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

まず、平成22年度県営事業で農村振興総合整備事業、これで整備をいたしました施設でありまして、中之島の堆肥舎施設を鹿児島県から財産の譲渡を受けまして、十島村畜産施設にこれを追加設置

しようとするものでございます。

裏面に新旧対照表等を添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

今回中之島の方にも非常に立派な堆肥舎を造っていただいたわけなんですけど、これを造る前から何度か議会の中でも質問していることなんですけど、各島において今現在も全島この堆肥舎施設の整備が終わったあとですが、利用状況の現状をどのように経済課として捉えておられるのか。

また、過去に質問する中で、各個人の牛舎から堆肥施設までの搬出について、牛舎の造りであったりとか、搬出路の問題であったりとか、そういった部分で、なかなか厳しい部分もあるんじゃないかというかたちで質問した経緯があるんですけど、利用されておられる農家さんのほうから、そこら辺について何らかの要望であったりとか、そういった声が経済課の方に届いているのであればそういったものも聞かせていただきたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その堆肥舎の利用状況でございます。

島によっては一生懸命活用している島もございますけど、中には導入してから一回も使った形跡もないような島も確かにございます。

そういう状況を調べてみますと、ある島はなかなかその自分とこの堆肥舎から、自分とこの施設から堆肥舎までの運搬の方法がなかなか厳しいということで、運び出しも出来ない。また、ハッキリ言って自分のところでやっておけば、本来なら法でその野積みは今許されるところではないんですけど、野積みをしておったほうが楽だということで、まだそのままやっておられるところもあります。

そして、ナマライフというんですか、それをそのまま畑に持ち込んで利用される方もいらっしゃいます。一番良いのは、堆肥舎にもってきりかえして、水分を抜いて、畑に還元すれば一番臭いなんかなくていいんですけど、今の状況は確かにそういう状況で。それで、何かその運搬の、運搬車等をどうにか村のほうで考えてもらえないかなという話は確かに聞いていますけど、あまり個人個人から話は聞いてますけど、畜産組合とかそういうあたりから話が来ればですね、ちょっと考え、小さなダンプつきのやつとかそういうのもありますので、考えてみるべきじゃないかと。そして定期的にちゃんと畜舎を回って集めるような、そういうシステムが出来ればですね、今後の検討になるのではないかと考えております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

一番その搬出の部分がネックになるんだろうと、現状も含めて今後の課題だと思うんで、そこら辺については、今経済課長の方からもありましたとおり、畜産組合としてもまたそれぞれの各島の組合の現状等を把握した上で、何らかのかたちで相談をさせていただきたいと思いますので、また今後とも宜しくお願いいたします。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから、日程第2、議案第13号、十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第2、議案第13号、十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第3 議案第14号 十島村水産物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第3、議案第14号、十島村水産物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第14号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村水産物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

まず、平成22年度にプレハブ冷凍庫、それからプレハブ冷蔵庫、急速冷凍機等の新規設備に伴いまして、条例の見直しを行うものでございます。

議案書の別表で謳っておりますが、そういうような中で第6条第1項で「本村の住民であって、かつ漁業協同組合」を「本村の住民又は、漁業協同組合」に改め、第7条利用料金で第2項第1号の次に、次の3号を加えるということで、第2号でプレハブ冷凍庫、プレハブ冷蔵庫、第3号で急速冷凍機、第4号で冷凍ストッカーの使用料金をそれぞれ定めております。

同条の第3項で、「使用した日数を乗じた金額」を「使用した日数、数量、期間に応じた金額」に改めております。

裏面に新旧対照表を添付してございますので、参照していただければ有難いと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

1点だけ確認させてもらいます。この裏の改正案のほうなんですけど、組合、製塩組合に所属している者に限るというふうになっているんですが、ちょっと私もはっきりわかりませんので、確認のために。この所属組合員は何名いますか。

○議長（日高通君）

しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（日高通君）

本会議に戻します。
経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今組合員数の数でございますけど、今担当のほうが出しておりますので、後ほど分かり次第ご報告申し上げます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。
1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

確認なんですけど、諏訪之瀬島、宝島以外の島に、コミセンあたりにですね、冷凍ストッカーが置いてありますよね。そのストッカーは除外するわけですよね。使用料を取らないと。ということは、そのコミセンあたりにですよ、タケノコとか、そういう品物を勝手にこう入れ込んでおいてもいいということですか。

だから村の財産ですから、使用料を取るのが筋だと思うんですけども、その辺の見解を伺います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

議員が指しているのは、多分出張所にあるあそこの冷凍ストッカーのことだと思います。あれは指定管理は、その今出ているこの水産物のそれとは関係なくて、生活改善室の一部の、一部ということで取り扱っていますけど、電気代そのものはあそこは一緒にはずすことが出来ないものですから、生活改善室の指定管理者のもとに管理をさせているということでございます。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

となるとですね、備品台帳には載っていますか。備品の台帳に。なければそれは違うと思うんですよ。改善施設ですよ、備品台帳には入っているんですね。

○議長（日高通君）

担当のほうで少し書類の確認をする関係で、しばらく休憩いたします。

休憩

○議長（日高通君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。
経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今冷凍ストッカーのほうはその指定管理のほうでもないらしいですので、個人のものは絶対入れさせないようなかたちですね。出張員の管理のもとにこれからも利用させていただきたいと思っています。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終ります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。
これで討論を終ります。
それでは、これから、日程第3、議案第14号、十島村水産物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。
従って、日程第3、議案第14号、十島村水産物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第4 議案第15号 十島村農地利活用にに関する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第4、議案第15号、十島村農地利活用にに関する条例の制定についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第15号についてご説明を申し上げます。
本案につきましては、十島村農地利用利活用にに関する条例の制定でございます。
農地の利用促進を図るとともに、遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地の発生防止解消並びに、景観保持を図るために条例を制定しようとするものでございます。
まず条例案でありますけれども、第1条で目的、第2条で定義、第3条で事業、第4条で農地の借受け基準、第5条で農地の中途返還及び違約金、第6条で農地の借受料、第7条で農地の貸付け基準、第8条で貸付料、第9条で保全管理、10条で委任事項等を定めてございます。
2条の定義につきましては、遊休農地、新規就業者、所有者等、借受者、借受料、貸付料の用語についての定めをしております。
それから第4条の農地の借受け基準につきましては、借受期間は原則として5年以上として定めてございます。
それから5条の農地の中途返還及び違約金につきましては、契約期間中途における貸借契約解除の違約金について規則で定めるということになっております。
それから第6条の農地の借受料であります、年度始めに支払うものということで定めてございます。
第7条の農地の貸付け基準につきましては、貸付できる就業者を定めております。また選定にあたっては、農業委員会の意見を聴取するということ定めてございます。
第8条の農地の貸付料につきましては、規則で定めるということ定めてございます。
第9条では村は所有者から農地を借受けて貸付けるまでの保全管理を行うことを定めてございます。
10条につきましては、委任をしておりますので、必要な事項については規則で定めるということ

にさせていただきます。

本条例の施行につきましては、平成23年の4月1日から施行するということで定めてございます。資料として規則等を添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。

説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

只今の村長の説明につきまして、補足させていただきたいと思います。

皆様にお配りしております、十島村農地利活用に関する制度の仕組み（フロー図）というのがございます。それに基づいて説明をさせていただきます。

今ここに皆様にお示しているところに、大きな括弧がございます。左から農地所有者等・遊休農地等、真ん中に十島村役場経済課（十島村農業委員会）、右側のほうに新規就業者等というふうにしてあります。その合い中に矢印等を、これは行為をさしております。例えば、2番目を見ていただければ、農地所有者等が十島村役場にこういうから申請をあげてくれというかたちでございます。双方に矢印があるのは、検討とかそういうのを表しているところでございます。

一番下のほうに語句の説明ということを出しております。これが「農地所有者等」とは村内農地の所有または村内農地の固定資産税の納税者を示すと。それから「新規就業者等」とは既に村内に定住している者、または村内に定住しようとする者で農業で生産活動を行う意思のある個人または村に農業参入のある意思のある企業団体、または村から事業の委託を受けた企業団体のことを示すということで、一番のほうから説明させていただきます。

制度の周知、それから農地情報の確認等を、十島村役場から右側の新規就業者さらには農地所有者等の、遊休農地をもっているかたにお知らせすると。

その周知方法としては、本村の広報誌、それからホームページ等でもって周知させたいと思っております。

2番目に農地利活用可能情報提供ということで、これは自治会、それから農業委員、それから農地所有者等が現在遊休農地がこのようなのがあるよと、また所有者等からですね、もう農業はしたくないけど誰かその土地を買ってもらえないかとか、貸付けてもらいたいと言うのを役場のほうに情報を頂きたい。それをもって、3番目の農業委員会によりまして、現地確認をいたします。この時現地確認をしまして、長期間耕作されていない農地とか、そういうところなんかはもう既に林地化していますので、耕作機械ではちょっと無理で、重機等をいれなくちゃならないのじゃないかと。そういう農地もあると思います。

他の農地に関してはすぐ普通の耕作機械を入れて、すぐ可能な農地もあるんじゃないかということでございまして、そういうのを一応すみ分け、仕分けをします。そして4番目にうつりまして、それぞれの農地所有者と役場と検討をしまして、すぐすぐ使える農地であれば一応役場に農地台帳に登録しまして、新規就業者等がいればそこに貸付けるということでございまして、次の5番目の農地賃借決定及び農地賃借契約等を結びまして、右側のほうの新規就業者等から農地の貸付申請、これは新規就業者等が逆にあそこの農地があいているけど、あそこを借りたいという申し出があれば、そちらのほうもまた村のほうで調整しまして、その農地所有者等との話合いによりまして、貸付ることができないかとか、そういうのをします。

そして、7番目の農業委員会の意見を聴取します。新規就業者が実際本当に今後やっていけるかなというのをちゃんと検討しなくちゃいけないので、ここに農業委員会が介在するということでありまして、8番目になりまして、やっとその新規就業者等と借受者との調整を受けまして、農地台帳貸付けの決定をしまして、賃貸借契約を結ぶと。

そして10番になりますけど、農地台帳システムへ、これまた今農地台帳が今月の3月31日で整備されますので、それに反映させます。それでもって、新規就業者等の借りたい人がおれば、その遊休農地を村のほうで整備しまして、貸し付けるというかたちをとります。

11番目が借受料の支払い、1年分をまとめて4月に払う。そしてそのお金を今度は12番でござ

いますけど、役場がそれを受け取って、農地所有者等にまた支払うという形をとっていきたいと思っております。

またこの農地所有者、役場でもって、相当在庫を抱えた場合はですね、全国農業会議所のほうが農地情報システムというのを出してます。それをそのホームページ等にのせましてですね、これなんかも活用していきたいと思っております。今調べた所は、鹿児島県では宇検村とか奄美とか龍郷町などがこういう登録をしてですね、貸付をやりたい方なんかに積極的に貸付けている状況でございます。

これが今回新たに条例をしました十島村農地利活用に関する条例の中身でございます。

○議長（日高通君）

質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

課長、説明はだいたい分かりました。

借受け人が居なくても整備をしていくと。使って良いですよとかいう方があればちゃんと整備して貸し付けようということだろうと思います。

その前にですね、今既にこれは新規就業ですか、に今該当して、やろうとしているんだと思うんですが、私の島でですね、畜産関係者で、私が知っている限りではおおまか二人。既に今住んでいる人ですよ、が、そういう、今こういう格好で個人的に貸してくれということで使っているんですね。そういったものは、既にそれは個人的な契約をしていますので、良いですよと。勿論固定資産税は別なんですけど、そういうものはどういうふうに。というのは将来的に、それがどうなるのかっていうのが心配しているんですよ。その土地がですね。当然若い人ですから、例えば私の歳であれば当然若い人ですから、例えば10年たってね、これは私の土地であるというようなことも出来ないこともないんだと思うんですよ。ただそれは税を払っていて初めてそれが成り立つんだというふうに、法律でなっているんだというふうに理解はしているんですが、まあ将来にわたってですね、それがどうなるのかなと。

私のところで、本人のものではないんですが、2〜3箇所あるんですよ。そのほかにも勿論あります。だからそういったものについては、例えばそういう登録をしてですね、今言う、島にいる人についてもね、なにかできないものかなということを考えていますが、まずその辺を検討するのもしないのか、該当しないのか教えてください。

それから課長ともいろいろ私は昨年からのことが話が出ましてですね、これはやっとうこういう整備がされて、これから4月1日からやろうということのようですけれども、名義が固定資産税は払っていますけれども、名義が本人のものでないと借受が出来ないというようなことだったというふうに私は理解をしているんですね。それで私の何回か課長に話したとおり、将来的に土地がどうなっていくものか不安でもあるし、そういう人がいるなら貸しでも良いし、勿論買ってくれても良いということではなっているんです。名義そのもの、これからずっと出てくるんだと思うんですよ。農地整備したところは良いんですかね。

私の所はかなり入り組んでいまして、名義そのものは変えられませんので、ただし、固定資産税は払っているんですよ。そういったものをどうされていくのかなと、非常に心配をしているんですが、その辺ちょっと2点ちょっと教えてください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほど新規就業者等という言葉で、この名前からするとどうしても新しく入った方というふうに誤解を招くかもしれませんが、これは定義のほうの2条の（2）に新規就業者等ということで、既に村内に定住している者も対象になる、また村内に定住の意思を有する者で、農業で生産活動を行う意思のある個人ということで謳っていますので、別に新規就業者、完全な新規就業者にとらわれることはないかと思えます。

それから現在既にやっている方はどうするのかということでございますけれども、やっぱり出来ればですね、将来にわたって、やっぱりその本当の（聞き取れず）という言い方はおかしいですけど、返していただきたいとかそういうのはトラブルを防ぐ意味からでも、今行っている方もこういうふうになんと締結をされて、5年後で1回見直しという形をとっていかれた方がベターじゃないかと思

っておりますので、これはこの利活用事業ですので、是非利用して頂きたいと思っております。

それから名義人が本人でないものでもっているのは取扱をどうするかということでございますけど、固定資産税を払っている方、又管理人さん。島で管理を受けている方とかそういう方にご相談をしてですね、またその方から実際の所有している方に許しをかって、どちらにしろ借りるわけですので、完全に名義がそのなおるわけじゃない。あくまでも借りるわけですので、5年間借りておったから自分のものになるんだよということではありませんで、その契約の中身にも完全なそれでもって行って登記が変わるということでもないと思いますので、固定資産税管理人さんを対象としていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

まあ、この2条のところで、良くこのことについてはわかりましたが、これは役場からこうしなさいと、この今現在使われている分ですね。しなさいということは出来ないんだと思いますので、本人が申し出て、こういう制度がありますので、これを利用してくださいという方法しかないんだというふうに理解していますので、またその辺は島に帰ってからいろいろしたいと思います。

それから名義が変わってなくて、固定資産税を払っていればそれで良いんだということのようですが、課長、この間ちょっと言っていたのは何ですか。枝番ですか、あれは。がなければ云々という話まであったんですが、その辺がちょっとよく分からないんですよ。税金はここは払っていますよというのはあるんですよ。ところがそのこれだという確たる証拠がないんで、これは買うのもできませんし、売る場合の話でしょうかね。出来ないということだったと思うんですが、そういうのはどうやれば分かるようになってるんですかね。教えてください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先日、そのそういう該当する土地があったものですから、私が法務局に行って調べたところ、枝番の入っているのはほとんど村有地。固定資産税を今払っている方々なんかは、枝番で払っている方がほとんどでございますけど、やっぱりあくまでも法務局のやつを重要視せんないかんということになれば、なかなかこの事業が進みませんので、村の固定資産税でもって判断していきたい。

将来、その土地を買いたいとかそういう話になれば、また別だと思えます。これは村のほうではできませんので、村としては固定資産税を払っている方のほうで話は進めて行きたいと思っております。

それからちょっと補足でございますけど、もしその土地なんかを借りる場合ですね。そうすると、どうしても良い土地というのは結構人がこの土地を借りたいという方は結構島は出てくるかと思えます。

だから2人以上になった場合はですね、先着順か、くじ引きするか、ちょっとまだ今のところはそれは決めておりませんが、そういうのがあった場合はいろんな選択方法があるかと思えます。

それはまた部内でも協議して決めていっていききたいと思っております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

課長、その枝番が入っていないのは村有地であるということですか。

それでそれをじゃあ固定資産税はとっているんですか。そういうことはないですよ。それは今そういうちょっとと言われる枝番がない部分は村有地であるというようなことだったと思いますが、もしそれであるなら税金をとるのはおかしいと思います。もしあれだったら、また訂正してください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

完全に村有地というわけではございません。縁故地と言うんですかね。結構名義がひとつの土地に2～3人ぐらいあったりするんです。そういうので、昔その固定資産で（聞き取り不能）が入った時代に、固定資産税を払うとき、お金が高額だったかどうかわかりませんが、何人かの名義でもって登記されているという土地も結構ございます。代表のかたが今払われているということが結構多いで

す。

○議長（日高通君）

平田傳義君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって、特に発言を許可します。

○5番（平田傳義君）

課長、今の話でいきますと、私がこの土地に対して固定資産税を払っていれば、一応借受けをしましたよということですのでよろしいですね。はい、了解しました。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

実際、島でこの土地の貸し借りのこととか、住民の方からいろいろ話を聞く中で、よく聞くのがですね、たとえばその作付けする作物に関して、一般畑作、まあ野菜類であったりとか、そういったものを作るのに関しては特に問題はないよと。ただ果樹であったりとかそういったものを植えたりすることに関しては、将来的に、例えばその返して欲しいとなったときに、その辺でいろいろトラブルのもとになるので、そこら辺がはっきりしないとなかなか貸したくないんだよねという声を聞いたりするんですよ。

なんで、そこら辺についても、やはり貸したいんだという住民の方が、住民の方と言うか、所有者等からの申し出があった場合にそこら辺の調整もやはり、一番最初新規就業者等が借りたいと言う申請の段階で、どういったものをつくるとか、そういった部分の調整も、やはり最初でちゃんとしておいていただかないと、後々トラブルのもとになりかねないのかなと、そういった気がしてなりませんので、そこら辺の部分の調整もしていただきたい。

それから、この貸付料に関して、1反あたり1,200円とすると、1,200円、1,000円という貸付料の設定がされているんですが、この設定の基準になったのは、何をもとにこういった形で設定をしたのか。

例えば、この金額で本当に貸してもいいよという方がいらっしゃるのか。もしかしたら、これ以上の金額じゃないと嫌だなと。嫌だなというか、出来れば高く貸せば高く貸せるに越したことはないと思うんですが、そこら辺の部分の設定の仕方の基準はどういった形でされたのか、その点を伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほどの果樹の件でございます。

果樹の場合も今すでにやめている方とか、今出荷していて、今年も出しているとかいうので、それでもっての価値というか、それも変わって来るんじゃないかと思えます。

で、実際に今果樹の場合、5年を目途として果樹を一緒に畑でございまして、5年を目途として貸すと。それで5年後には実際それが元のままで返してもらえるかなとそういうことも出てくるかと思えます。その時は、営農指導員なりですね、そういう方なんかも一緒に入れて、実際その方が5年間で、本当にその果樹を出すための努力をしていたのかとか。それなんか借受料の違約金の中に入ってくるのではないかと、逆にそうした場合は、今よりも取れなくなってしまうとかいう、そういうトラブルがないことも考えられますので、それはちょっと実際そういうことにならないとちょっと厳しい。今のところ私のほうの答弁は厳しいと思えます。

先ほどのその1反あたりの貸付料でございますけど、これは村の貸付料に基づいて、この金額を出しております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

その作物の指定というか、ちょっとその部分は私の聞き方が悪かったのかと思っているんですが、例えばその所有者の方が貸したいんだという段階で、例えば畑によってはここはその果樹をつくってもいいよと。例えば5年じゃなくてもそれ以上の長期に渡ってもいいよというようなかたちで、ちゃんと仕分けをして貸し出しをしてほしいと。だからその調整をちゃんとしてくださいねと言って

るわけなんです。その部分は今後実際に動き出した中でしていくような部分だと思いますので。

それと、この1, 200円という部分、村の金額設定ということなんですが、実際例えばこの金額で貸してもいいよという方が現在いるのかどうなのか、その辺の実態を踏まえた上で、設定はされたのか、されていないのか。その点を確認したい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

このお金というのは、村に入るわけでごさいますて、それを返すのは固定資産税ということでございます。相手に払うお金ですね。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

その固定資産税額という形になってきた場合、それぞれの農地で違って来るんでしょうけども、そこら辺が本当に、その金額で貸してもいいよという方がどのくらいいるのかなと逆に疑問に思うところがあるんですが、実際に、今動いていないからなんともいいようがないんですが、その所有者の方に支払われる借地料ですよ。そういったものの部分の固定資産税額というもので動くんです。ということで、今の中は理解をしますけど、そこら辺を今後本当にその金額でそういった形でちゃんと遊休農地が有効活用されていく方向で動いていけば良いんですが、そこら辺はまた今後の課題なのかという気がしますので、そこら辺の調整はまたしていただきたいと思います。

○議長（日高通君）

審議途中でありますけれども、これより5分間休憩いたします。

11時15分にお集まりください。

休憩	11時10分
再開	11時15分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この制度そのものは我が村にとっては、村の将来に向けても大事な考え方だと、方法だというふうに理解をいたします。

ただ土地の問題につきましては、いろんな角度で人それぞれ考え方がありまして、法律があってもトラブルが多いということが一般常識だろうと思うんですね。本村の場合には特に地籍調査も完全じゃない。そしてまた、登記そのものも何代も過去に遡らなければ、整備が出来ていないと。

そしてまたその財産価値と申しますか、そういう価値観がまだあまり認められていないような状況の中で、納税管理代理人と申しますか、本人のものじゃないんだけど、代わりに誰かが税金を納めていると。そのような状況だったりしている中、例えば村がそれを借り上げて貸付けるということになってくると、また違う目でその欲が出たりとか、いろんな形でトラブルが出てくるようになると思うんですね。

そういうような流れからすると、遊休地あたりをできれば村が買い上げる。買い上げることが出来ればですね、その登記も含めて出来れば買い上げて、そしてまた最終的にはこの新規就業者等にいず

れはもう譲り渡すというような形をとっていけば、今後村の人口増にも繋がってくるんだろうというような思いがいたします。

なぜかと申しますと、本村のⅠターンの流れをみる、考えて見ますと、どうしてもその十島村へ定住したつもりが、結果的に自分達の都合が悪くなると、そのまま出てしまうと。あるいは村が生活支援をいくらしていても、あるいは5年経ったら、経った時点で、もう出るというような流れが今のところ出ているんじゃないかな。

その中で、土地でも財産を本人が持つことによってね、農地そのものを村が買い上げたやつを、村が本人に安くで提供すると。本人のものとなると、また財産がそこに生まれる。そうすることによって、今までの流れから違う定住の流れに変わってくるのではなかろうかと、そんな思いもしますので、出来ればその両面村が買い上げて、そして提供していくというような方法と、それから、なかなか先へ進まない、その登記の問題も、あるいはまた地籍調査の状況も含めて貸すということも含めて、同時並行で進めていく必要があるかというような思いがするんですよ。そこら辺に対して村の考え方を伺いたい。その人口対策も含めて、これがあるいはまた景観を保持していくためにもしかり。その裏には人口対策というものがどんとあるんだということも含めて考えると、そういう村が買い上げて安くで譲るということも必要じゃないかと思うんですが、その点についても考え方を伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

昨年の座談会を通じまして、今議員が言われますことは住民に説明したかと思うんですけども、その可能な土地、名義変更の可能な土地につきましては、村の方で買い上げるということは進めたいということで、今もそういう方向で考えております。

おそらく新年度になりましたら、ある地区でかなり大規模の土地を村のほうに譲りたいという話もきておりますので、その名義が本当に確認、移転ができるのかということも含めて調査させております。

だから6月ないし9月時期にはその農地の村のほうで抱えるというもの等は予算化されるんじゃないかと思っています。

それからもう一点のほうの、村の方で抱えた土地はそのまま放置するわけにはいきませんので、今議員が言われるような形で希望する住民、あるいは新しく入ってくる転入者等につきましても、そこを売却なり、またこういう農地バンク的な形で貸し出すということは積極的に今後取り組んでいく必要があるのかなと思っています。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

農地を借りましたよと。で、そこにですね、牛舎を造りたいんだと。なにか物置の小屋あたりを造りたいんだとなった場合のその基準といいますか、どこまで村が入り込んでいくのか、そこら辺を伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

農地法というのがございまして、農地そのものは今耕作している農地であって、またすぐ農地に変えるような農地であれば、牛舎はハッキリ言って立てられません。建てようと思ったら、農地法の3条によって、許可申請を出して、それをもって、どれぐらいの規模であるとかいいうのを調査しまして、そして許可が下りた時点でその牛舎を造る、農地の資材ですね。資材等置くことができる。簡単な資材等なら自分の所でもいいんですけど、長期に渡ってその資材を置くとか、資材置き場とかそういうのは農地法の3条にのって許可申請しなくてはなりません。

確かに議員の言われることは、今うちの島ではその3条違反をしているのがいっぱいあります。転用も出さないで出しているのがいっぱいあります。そういうところは、今のところはあまり厳しくするのは畜産の振興そのものに妨げがあるというところでそんなに厳しいことはやっておりませんが、本来ならば原状回復とか、そういう形を、今うちの場合は農業振興地域の完全にそっちのほうの外れ

ていますので、そういうのがあれば、本当に農地法の３条を発令して、原状回復という形をとらなくちゃいけないんですけど、農地の農業振興地域であっても、その遊休農地のなんとかというのに外れているから、その農地法の３条を今のところはなんとか適用することもなくやっているわけですが、例えば高尾地区とかですね、それから、完全に入っているのは高尾地区、それから口之島の西之浜、それからあそこの農地整備をした所ですね、ああいうところは完全に農地法の３条で許可がないとそういうのは造れません。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

６番、用澤満男君。

○６番（用澤満男君）

所有者等ということで、その土地の所有者を特定するのに、先ほども若干話をしましたが納税管理人、代理管理人ですか、そういう人たちの持ち主が特定がされないと申しますか、財産相続権はあるんだが、確たるこの人だというのがそこに、財産相続を受けていない状況の中に、例えば兄弟が５人だとします。５人の中の一人が納税管理代理人として税金を納めていると。権利が残り４人もあるわけですね。いざ契約をしようとしたときに、この納税代理人がその契約者となった場合、他からのクレームがつくのもあるんじゃないかと思うんですが、こういう状況の場合には、この納税者と、固定資産税の納税者というようなことで理解していいんですか。

納税代理管理人ですか。それと納税者と言うのを同じようにとらえて良いんですか。そこら辺、どのように考えてますか。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

本来土地の管理につきましては、その所有者というものが管理して納税されるというのが一般ですよ。ところが、村の土地は、もう既に古いということもあって、所有者が亡くなっている。そしてその兄弟家族の方でも当然相続登記がままならないということが、ある実態の中で、税法上の中では、そういう土地を管理する者は一人の中からその選定して、そしてそれを村長に届けなさいという法律になっております。

今きております届出人につきましては、連名で、それぞれの関係者の印をそろえた上で、村長のほうに納税管理人を定めるという形の届出をしていると。そして村のほうは、それに対して、その方に該当土地の納税を通知するという形になっております。

従いまして、それからすると、今後もしこういうような形で契約する場合には納税管理人との契約で良いんじゃないかと思えます。

これがたとえば村が買い上げると、村の財産にするんだということになった場合には、その名義をハッキリさせてもらった上での買い上げということになるかと思えますけれども、借り入れるという方向になるわけですので、この方法でいいと思っています。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第４、議案第１５号、十島村農地利活用に関する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第4、議案第15号、十島村農地利活用に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第5 議案第16号 指定管理者の指定について（口之島生活改善施設）

△日程第6 議案第22号 指定管理者の指定について（平島生活改善施設）

△日程第7 議案第29号 指定管理者の指定について（悪石島生活改善施設）

△日程第8 議案第41号 指定管理者の指定について（宝島生活改善施設・大型洗濯施設）

○議長（日高通君）

お諮りします。

日程第5から日程8までの4件は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第5から日程8までの4件を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第16号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、指定管理者の指定についてでございますが、生活改善施設の指定管理者を指定しようとするものであります。

まず、16号については口之島の生活改善施設でありまして、この施設を口之島自治会会長、中村豊次を指定管理に指定するということでお願いをしております。

理由につきましては、指定管理者の要件を満たす団体であること、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認めて選考をしております。

指定期間につきましては、23年の4月1日から28年3月31日までの期間とするということでお願いをしております。

それから22号であります。議案第22号でございますが、同じ指定管理者の指定でありまして、平島生活改善施設の指定管理を平島自治会会長、日高重光を指定管理者に指定しようとするものでございます。

指名の理由につきましては、先ほども申しあげましたように、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認めたものであります。

指定期間につきましても、23年の4月1日から28年3月31日までを期間とするということであります。

それから、議案第29号ですが、同じく指定管理者の指定でございます。同じく生活改善施設の指定管理を悪石島自治会の会長、有川幸成を指定管理者に指定しようとするものであります。

指名の理由につきましては、指定管理者の要件を満たす団体であること、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認めて選考しております。

指定期間につきましては、同様に23年4月1日から28年3月31日までということで、指名をしております。

次に41号、同様に指定管理者の指定でございます。41号につきましては、宝島生活改善施設で

ありまして、生活改善施設と宝島大型洗濯施設の指定管理でございます。

この二つの施設につきましては、宝島婦人会会長、伊地知眞由美を指定管理者に指定しようとするものでございます。指名の理由といたしましては、同様に指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認めて選考しております。

期間につきましては、平成23年4月1日から28年3月31日までということでございます。

以上5件ですか、以上4件についてご説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

18年からですね、指定管理に移行しておりますけれども、5年間を経過してですね、いろんな問題点等があるかと思えます。

目的はですね、経費の軽減、施設等の有効な利活用が主な目的ではあるんですが、それぞれの管理におきましてですね、どのような問題点があったのか。何もその問題はなかったのか、管理上の問題。

それと毎年計画と決算報告も行っているようでありますけれども、その辺をひっくるめての今後においての問題点があれば伺いたいと。

もう一点は、私どもの地域はですね、もう築後20年ですか、以上も経過を致しております。施設の現況等の報告はどうか知りませんが、ただ文書だけの経済課あたりとの契約を行っております。

台帳編も見ると分かるんですけど、器具等がですね、老朽化し、非常にこう利便性が悪い状態にあります。特に真空包装機ですか、あれももう旧式のですね、包装機でありまして、非常に使い勝手が悪いようであります。

早急に実態を調査し、検討を加えて欲しいと思っておりますので、そこら辺の2点を伺います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この指定管理で今回議案にあがっている4施設でもって一番問題があるというのは、指定管理料が当初ですねだいぶ安くて、どうにかならないかということで、どうにかならないかということでありました。

電気代とか、それから灯油代、プロパンガス代とかそういうのがありまして、決算時に報告、また途中で補正をしたこともあったと思います。決算でもって、決算書を上げていただいて、それでもってまた次年度はそれをもとにして、それだけの指定管理料を結ぶということでやっております。一番は指定管理のお金でありました。

今、真空パックですね、20年ぐらいなるということでございます。使用頻度とかそういうのをお知らせ願って、今の状況とかそういうのを私のほうでは今何も届いていけませんので、担当レベルで話しているのではないかと思いますけど、そういうせっかくの施設でございますので、そういう機械器具等が思うようにならないというのであれば担当と話をし、取り替えるなら取り替える。またしかし修繕とかそういうのになりますと、その契約条項にどういう感じで謳っているのかわかりませんが、ほとんどの施設が3分の1が地元負担と、3分の2が役場のほうですということになっていきます。中身を見ないと私も詳しいことはいえませんが、契約そのものでございますけど、そういう不都合があれば早急にお知らせしていただきたいと思いますと思っております。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

この問題点がですね、管理料ということでありますけれども、有効利用することによってですね、収入を得ることが出来るんです。ですから、その備品等のですね、実態でありますけれども、経済課あたりの職員さんが島に行きますから、その折にでもチェックをお願いしたい。でまた、自治会のほうからも報告をさせるようにしたいと思っておりますので、そこら辺を宜しく願いいたします。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

お諮りします。

これから、日程第5から日程第8の4件を一括採決したいと思いますが、一括採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認め、一括採決することといたします。

お諮りします。

日程第5、議案第16号、日程第6、議案第22号、日程第7、議案第29号、日程第8、議案第41号の4件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第5、議案第16号、日程第6、議案第22号、日程第7、議案第29号、日程第8、議案第41号の4件は、全て原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（日高通君）

それではこれより昼食のため、休憩をいたします。

午後は1時にお集まりください。

昼食

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第9 議案第17号 指定管理者の指定について

（西之浜漁港漁船上架施設・口之島製氷施設・口之島給油施設）

△日程第10 議案第19号 指定管理者の指定について（中之島農産物集出荷施設）

△日程第11 議案第20号 指定管理者の指定について

（中之島港漁船上架施設・中之島製氷施設）

△日程第12 議案第23号 指定管理者の指定について（平島農産物集出荷施設・平島製氷施設）

△日程第13 議案第25号 指定管理者の指定について（切石港、元浦港漁船上架施設）

△日程第14 議案第26号 指定管理者の指定について

（諏訪之瀬島製氷施設・諏訪之瀬島冷凍冷蔵施設）

△日程第15 議案第27号 指定管理者の指定について（諏訪之瀬島被覆栽培施設）

- △日程第16 議案第30号 指定管理者の指定について
 (悪石島農産物集出荷施設・やすら浜港漁船上架施設・悪石島製氷施設)
- △日程第17 議案第32号 指定管理者の指定について (小宝島農産物集出荷施設)
- △日程第18 議案第33号 指定管理者の指定について (小宝島製氷施設)
- △日程第19 議案第34号 指定管理者の指定について (城之前漁港漁船上架施設)
- △日程第20 議案第36号 指定管理者の指定について (宝島農産物集出荷施設)
- △日程第21 議案第37号 指定管理者の指定について (前籠漁港漁船上架施設)
- △日程第22 議案第38号 指定管理者の指定について (宝島製塩施設)
- △日程第23 議案第39号 指定管理者の指定について (宝島製氷施設・宝島急速冷凍施設)
- △日程第24 議案第40号 指定管理者の指定について (宝島鮮魚加工センター)

○議長 (日高通君)

お諮りします。

日程第9から日程第24の16件は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 (日高通君)

異議なしと認めます。

従って、日程第9から、日程第24の16件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長 (敷根忠昭君)

まず議案第17号でございますが、ご説明を申し上げます。

本案は、指定管理者の指定についてであります。口之島の西之浜漁港漁船上架施設、それから口之島製氷施設、口之島給油施設の指定管理者を指名しようとするものであります。

施設の指定管理につきましては、口之島漁業協同組合組合長、肥後榮男を指定管理者に指定するのでございまして、その理由は指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認めて、選考をいたしております。

指定期間は、平成23年4月1日から28年3月31日までの期間としております。

次に議案第19号でございます。

本案につきましても、指定管理者の指定でございますが、中之島の農産物集出荷施設を中之島びわ生産組合代表、安藤澄也を指定管理者に指定するものであります。

理由につきましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の運営を遂行できる団体であると認め選考しております。

指定期間につきましては、同様に23年の4月1日から28年の3月31日までとして指定をしております。

次に、議案第20号でございますが、本案につきましても、指定管理者の指定でありまして、中之島港漁船上架施設、中之島製氷施設の指定管理者を指名しようとするものでありまして、中之島製氷組合代表、日高義人を指定管理者に指定するものであります。

指定の理由としましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め選考しております。

指定の期間は、平成23年4月1日から、28年3月31日までの期間としております。

次に23号であります。本案につきましても指定管理者の指定でございまして、平島農産物集出荷施設、平島製氷施設の指定管理者を指定しようとするもので、平島自治会会長、日高重光を指定するものであります。

指定の理由につきましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認めて選考しております。

指定期間は23年4月1日から28年3月31日までとしております。

次に、議案第25号についてですが、本案についても指定管理者の指定でありまして、漁船上架施

設の指定管理を指定しようとするものでありますが、切石港、元浦港漁船上架施設を切石港、元浦港漁船上架利用組合代表、盛政志を指定管理者に指定しようとするものであります。

指定の理由は指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認めて選考しております。

指定期間は23年4月1日から28年3月31日までの期間としております。

次に26号議案でございます。

本案についても、指定管理者の指定でございまして、諏訪之瀬島製氷施設、諏訪之瀬島冷凍・冷蔵施設の指定管理者を指定しようとするものであります。

諏訪之瀬島製氷組合代表、長澤哲夫を指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定の理由は指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め選考しております。

指定期間は、23年4月1日から28年3月31日までを指定期間にしております。

次に議案27号ですけれども、本案につきましても、指定管理者の指定でございまして、諏訪之瀬島被覆栽培施設の指定管理を指定しようとするものであります。

諏訪之瀬島被覆栽培施設を諏訪之瀬島農業生産組合代表、山木廣美を指定管理者に指定しようとするものであります。

指定の理由としましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め選考しております。

指定期間は23年4月1日から28年3月31日までの期間としております。

議案第30号についてですが、指定管理者の指定でございまして、悪石島の農産物集出荷施設、やすら浜港漁船上架施設、悪石島製氷施設の指定管理者を指定しようとするものでありまして、悪石島自治会会長、有川幸成を管理者に指定するものであります。

指定の理由は、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め選考しております。

指定期間は平成23年4月1日から28年3月31日までの期間としております。

次に議案第32号でございます。

本案につきましても、指定管理者の指定でございまして、小宝島農産物集出荷施設の指定管理を指名しようとするものでございます。小宝島農産物集出荷施設を小宝島自治会会長、岩下正行を指定管理者に指定するものでありまして、指名の理由は指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認めて選考をしております。

指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間としております。

次に33号議案であります。本案につきましても、指定管理者の指定でありまして、小宝島製氷施設の指定管理者を指名しようとするものであります。小宝島製氷組合代表、匠末信を指定管理者に指定しようとするものであります。

指名の理由は、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め選考しております。

指定期間は平成23年4月1日から28年3月31日までの期間としております。

次に、議案第34号でございますが、本案につきましても、指定管理者の指定でございまして、小宝島城之前漁港の漁船上架施設の指定管理者を指名しようとするものでありまして、小宝島漁船上架管理組合代表、岩下正行を指定管理者に指定するものであります。

指定の理由としましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であることを認めて選考いたしました。指定期間は平成23年4月1日から28年3月31日までの期間としております。

次に、議案第36号ですが、本案につきましても指定管理者の指定でございまして、宝島農産物集出荷施設の指定管理者を指名しようとするものでございまして、宝島サンセベリア生産組合組合長、前田彦雄を指定管理者に指定するものであります。

指名の理由は、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認めて選考いたしました。

指定の期間は、平成23年4月1日から28年3月31日までの期間としております。

次に、議案第37号についてですが、本案についても指定管理者の指定についてであります。宝島

前籠漁港の漁船上架施設の指定管理者を指名しようとするものであります。宝島漁船上架利用組合代表、平田良郎を指定管理者に指定するものでありまして、指名の理由としては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め選考しております。

指定の期間は平成23年4月1日から28年3月31日までの期間としております。

次に議案第38号であります。本案につきましても、指定管理者の指定であります。宝島の製塩施設の指定管理者を指名しようとするものであります。宝島製塩組合代表、牧口光彦を指定管理者に指定するものであります。

指名の理由といたしましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め選考をしております。

指定期間は平成23年4月1日から28年3月31日までの期間としております。

続いて、議案第39号についてですが、本案につきましても、指定管理者の指定でありまして、宝島製氷施設及び宝島急速冷凍施設の指定管理者を指名しようとするものであります。宝島製氷組合代表、平田良郎を指定管理者に指定するものであります。

指名の理由は、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め選考しております。

指定の期間は平成23年4月1日から28年3月31日までの期間としております。

次に議案第40号であります。本案につきましても、指定管理者の指定でございます。宝島の鮮魚加工センターの指定管理者の指名をしようとするものでありまして、宝島自治会会長、松下直志を指定管理者に指定するものであります。

指名の理由といたしましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め選考しております。

指定の期間は平成23年4月1日から28年3月31日までの期間としております。

以上、16件について説明を終わります。宜しくお願いをいたします。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

この指定管理を行う施設に関して、各島、中之島から宝島まで農産物集出荷施設が、諏訪之瀬島はないんですが、各島あるわけですが、中之島、宝島については指定を受ける団体自体がびわ生産組合であったり、サンセベリアの生産組合であったり、具体的に作物等が利用に関しての部分が見えるような気がするんですが、それ以外の部分でどのような形で現状利用されているか。

で、せっかくこういった施設があるわけですから、今後さらに商品作物等、今後の一般農業の振興をはかる中でも有効活用していけるような形での営農指導、そういったものもいわゆる積極的に図っていただきたいと、そのように思うところなんですが、現状についての説明をお願いしたい。

それと諏訪之瀬島の被覆、ビニールハウス施設ですね、が、建設当時借受けられておられた方が、その当時いらっしゃったIターンの方が結構いらっしゃったかと思うんですが、その方々が今現在、もう島外に出られた方がいらっしゃると思うんですが、その後の利用状況についてどのようになっているのか説明をお願いします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

各島の農産物の集出荷施設の状況でございます。

平島に関しましては今資材の保管、さらには魚醬の漬け込んでいる、そういう樽等を入れている状態でございます。

それから農林水産物補助事業に、今度整備しましたトラクターとか、管理機とか、そういうものの保管庫として利用したいと。

それから、また今ビニールハウス等を今平島でもやっていますけれども、またそういう資材等なんかの保管庫として利用していきたいと思っております。

悪石島に関しましては、空き缶、ごみ収集ですね。今住民課のほうで進めているその一時保管庫として選別なんかで使っているようでございます。

今後はですね、先ほど申し上げました、農林水産物の補助事業で整備するトラクターとか、管理機の保管庫としていきたいと思っています。

小宝島でございます。資材の保管庫として利用しています。やっぱり小宝島も同じように農林水産物の農林水産の補助事業で整備するトラクター、管理機の保管庫として利用していきたいと思っています。

それから、諏訪之瀬島の被覆栽培施設利用状況でございます。今生産組合で管理しております。そのうちの10棟のうち8棟はサンセベリアの栽培で利用していますけど、うち2棟が全然管理されていない状況で草等が繁茂している状態でございます。その8棟の残りの2棟ですね。1棟は更地として、現在、利用されていません。1棟はドラゴンフルーツを栽培しているということでございます。以上です。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

集出荷施設、今現状を聞きますと、どうなのかなとちょっと疑問に思うところがあります。やはり先ほども触れましたが、今後その一般農業の振興を図りながら、本当の意味での当初建設した目的達成のために、やはり使われるべきだと思いましたので、そこら辺の営農指導を徹底していただきたい。特に導入したその機械類の保管庫という部分でおっしゃっていますが、やはりそういったものを活用することで、いろんな作物等も生まれてくると思います。そういったものが少しでも管理作物として流通にのせていけるような形での今後の指導を期待しております。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

これから、日程第9から日程第24の16件を一括採決したいと思いますが、一括採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

お諮りします。

日程第9、議案第17号から日程24、議案第40号までの16件は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第9、議案第17号から、日程第24、議案第40号までの16件は、原案のとおり全て可決することに決定しました。

- △日程第25 議案第18号 指定管理者の指定についての件
 (口之島家畜保護施設・口之島家畜育成施設・口之島堆肥舎施設)
- △日程第26 議案第28号 指定管理者の指定についての件
 (諏訪之瀬島共同利用施設・諏訪之瀬島堆肥舎施設)
- △日程第27 議案第31号 指定管理者の指定についての件
 (悪石島共同利用施設・悪石島家畜保護施設・悪石島堆肥舎施設)
- △日程第28 議案第35号 指定管理者の指定についての件
 (小宝島共同利用施設・小宝島堆肥舎施設)
- △日程第29 議案第42号 指定管理者の指定についての件
 (宝島共同利用施設・宝島堆肥舎施設・宝島畜産機械格納庫)

○議長(日高通君)

お諮りします。

日程第25から日程第28の5件は関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

異議なしと認めます。

従って、日程第25から日程第28までの5件を一括議題としたいと思います。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○議長(日高通君)

失礼しました。

日程第25から日程第29の5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第18号についてご説明申し上げます。

本案につきましても、指定管理者の指定でございますが、口之島家畜保護施設、口之島家畜育成施設、口之島堆肥舎施設の指定管理を指名しようとするものでございます。

口之島畜産組合組合長、中村巧を指定管理者に指定するものでございます。指名の理由としては指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め選考しております。

指定の期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間としております。

次に議案第28号であります。本案につきましても、指定管理者の指定ございまして、諏訪之瀬島共同利用施設、それから堆肥舎施設の指定管理者を指名しようとするものでございます。

諏訪之瀬島畜産組合の組合長、秋庭健二を指定管理者に指定するものでございます。

指名の理由及び指定の期間については、前の議案と同様でございますので、省略をいたします。

それから、議案31号についてでございますが、議案31号についても、指定管理者の指定ございまして、本案は悪石島共同利用施設、悪石島家畜保護施設、堆肥舎施設の指定管理を指名しようとするものでありまして、悪石島畜産組合組合長、坂元裕幸を指定管理者に指定するものであります。指名の理由及び指定の期間につきましては、前議案と同様でありますので、省略をさせていただきます。

次に議案第35号であります。本案についても、指定管理者の指定ございまして、小宝島共同利用施設、堆肥舎施設の指定管理者を指名しようとするものであります。

小宝島畜産組合組合長、柳沼勝江を指定管理者に指定しようとするものでございます。

指名の理由及び指定期間につきましては、前議案と同様でございますので、省略をさせていただきます。

次に議案第42号についてご説明を申し上げます。本案についても、指定管理者の指定ございまして、宝島共同利用施設、それから堆肥舎施設、畜産機械格納庫の指定管理者を指名しようとするもの

のであります。

宝島畜産組合組合長、松下征克を指定管理者に指定するものであります。

指名の理由及び指定の期間につきましては、前議案と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、5件について説明をおわります。宜しくお願いいたします。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

先ほど村長の名前の間違いがありますので、訂正してもらいます。坂元ユウコウではなくて、坂元ヒロユキです。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

31号議案については、組合長、坂元裕幸（ヒロユキ）に訂正をいたします。

○議長（日高通君）

他にありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

これから、日程第25から日程第29の5件を一括採決したいと思いますが、一括採決することにご異議ありませんか。

○議長（日高通君）

異議なしと認め、一括採決とすることといたします。

お諮りします。

日程第25から日程第29の5件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第25、議案第18号、日程第26、議案第28号、日程第27、議案第31号、日程第28、議案第35号、日程第29、議案第42号の5件は、全て原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第30 議案第21号 指定管理者の指定についての件
（中之島家畜育成施設・中之島堆肥舎施設）

○議長（日高通君）

日程第30、議案第21号、指定管理者の指定についての件を議題とします。

本案については、平泉二太君に直接の利害関係のある事案であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、除斥とし、平泉二太君の退場を求めます。

(平泉二太議員、退場)

○議長（日高通君）

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第21号についてご説明を申し上げます。

本案は、指定管理者の指定でございます。

中之島の家畜育成施設、及び堆肥舎施設の指定管理を指名しようとするものでございます。

中之島畜産組合組合長、平泉二太を指定管理者に指定するものでございます。

指名の理由につきましては、指定管理者が要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め選考をしております。

指定の期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間としております。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第30、議案第21号、指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第30、議案第21号、指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第31 議案第24号 指定管理者の指定についての件

(平島共同利用施設・平島家畜保護施設・平島堆肥舎施設)

○議長（日高通君）

日程第31、議案第24号、指定管理者の指定についての件を議題とします。

本案については、用澤満男君に直接の利害関係のある事案であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって除斥とし、用澤満男君の退場を求めます。

(用澤満男議員、退場)

○議長（日高通君）

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第２４号のご説明を申し上げます。

本案につきましても、指定管理者の指定でございまして、平島共同利用施設並びに家畜保護施設、堆肥舎施設の指定管理者を指名しようとするものでございまして、平島畜産組合組合長の用澤満男を指定するものでございます。

指名の理由につきましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体と認め選考をしております。

指定期間は平成２３年４月１日から２８年３月３１日までの期間としております。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから、日程第３１、議案第２４号、指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第３１、議案第２４号、指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第３２ 議案第４３号 平成２２年度十島村一般会計補正予算第５号についての件

○議長（日高通君）

日程第３２、議案第４３号、平成２２年度十島村一般会計補正予算第５号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第４３号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成２２年度十島村一般会計補正予算第５号でございます。

一般会計補正予算の５号につきましては、まず１ページに記載しておりますように、現行の予算額に５９４、８０７千円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額が４、０５０、０５７千円とするものでございます。

今回の補正予算の主なものにつきましては、まず円高デフレ対応の緊急総合経済対策といたしまして、国においては22年度の補正予算を決定し、地域の活性化ニーズに資する事業に充当可能な地域活性化交付金、これは決め細かな交付金等が設けられたところでありまして、本村はこの交付金を財源として、口之島地区製氷施設改修、それからフリイ岳の公衆トイレの整備、中之島高尾地区農業施設整備、簡易水道の滅菌施設整備、それから諏訪之瀬島地区の農道整備、コインランドリーの整備、これは諏訪之瀬島、悪石島、小宝島地区です。

それから診療所医療器械整備といたしまして、整備やら高齢者緊急通報システム整備等の12事業86,993千円を計画したところでございます。

また本年度交付見込みの特別交付税を地財計画等を参考に試算をいたしまして、その見込分を原資として、財政調整基金、あるいは地域振興基金、渡船基金等への基金積立金、378,351千円が主なものとなっております。

その他、今年度の最終補正ということで、各費目予算の執行残の整理等を行っているところであります。

それでは予算書に基づいてご説明を申し上げますが、まず12ページから順次説明を申し上げます。

まず村税につきまして、927千円を増額しております。増額要因は法人村民税で1,350千円増額となっております。これは1事業者、1業者の中間納付が増加したことが影響するものでありまして、減額では個人村民税の確定案分率の算定誤り、また固定資産税の減額は試算異動に伴い、課税免税点が影響したものでございます。

次の地方交付税につきましては、230,027千円を増額しております。内訳は普通交付税の増額で国税収入の増加等に伴い、法定率の増加で47,027千円が追加交付されたものでございます。

又、特別交付税の本年度交付分につきましてはまだ確定しておりませんが、最終的には今月20日前後に確定されると思っておりますけれども、今回予算措置とした額は、本年度の地財計画並びに昨年12月交付額を対前年度と対比して、見込額で今回183,000千円計上をしたものでございます。

次に使用料及び手数料でございますけれども、現計調定額をもとに、教員住宅使用料等を162千円の増額をしております。

それから13ページになりますが、国庫補助支出金につきましては、69,526千円を増額をしております。

まず総務費の補助金で、先ほど説明をいたしました、国の本年度補正予算、地域活性化きめ細かな臨時交付金。これにつきましては、ハード事業に充当確定分が65,963千円と地域活性化住民生活に光を注ぐ交付金、ソフト事業に充当するもので5,000千円を計上するものであります。

減額したものは教育費補助金の各種事業確定に伴い、予算整理を行ったものであります。

次に14ページから県支出金であります。5,682千円の減額となっております。減額の主な要因は特定離島事業、農業委員会新規拡充事業及び重点分野雇用創造事業等の執行残の整理によるものでございます。

増額では地籍調査事業で県費の変更増と、新型インフルエンザ予防接種の対象者が増加したこと等が影響したものであります。

次に15ページであります。寄付金につきましては、ふるさとづくり寄付金として現在受入れている寄付金を351千円増額し、本年度の同寄付金は1,052千円で見込んでいるところでございます。

ちなみにこの基金の創設から3年目を迎えておりますが、2月末時点での残高は5,612,514円となっております。

繰入金につきましては、280,417千円を増額しております。

まず船舶会計繰入金につきましては、本年度も同会計の歳入歳出予算は資金不足が発生しております。この資金不足については、平成19年度施行の財政健全化法によりまして、健全化判断比率が設けられ、一定の指標において基準を超えた場合、財政健全化計画の策定や、国等の管理下におかれるなどの制約が発生することについてはご承知のとおりでありまして、今年度も船舶会計の赤字比率が現在決算見込で、指標基準の20%を超える状況であることから、その改善策として一般会計から前年度同様一時的に140,000千円以内の範囲で資金貸出を行うものとしております。

この支出貸付資金の財源につきましては、財政調整資金を充てるものでありまして、船舶会計から

の返済は、平成23年度予算から今年度の出納閉鎖期間内に処理するものとしております。

次に老人保健特別会計からの繰入につきましては、同会計が本年度で終了することから、預金利子を精算するものでございます。又、後期高齢者特別会計からの繰入につきましては、前年度療養給付費の精算分でございます。

また、後期高齢者特別会計から繰入は、前年度療養給付費の精算分であります。

次に16ページになりますが、諸収入につきましては、19,079千円を増額してございます。延滞金につきましては、現計調定額により増額したものでありまして、総務費雑入では宝くじ市町村交付金としてサマージャンボ、オータムジャンボの収益金の一部を地域の活性化事業に充当可能として交付される額24,834千円を計上をしております。

地域公共交通活性化協議会の減額につきましては、当初予算計上時に航海運航費を多めに計上したことと、国の補助金枠の関係から、6,901千円を減額するものであります。

民生費雑入につきましては、後期高齢者連合会から給付費負担金で、また農林水産業雑入は、口蹄疫の災害支援として県から配分額の受入、また口之島地区製氷施設整備の受益者負担金の計上が主なものとなっております。

次に18ページの村債につきましては、過疎対策ソフト事業分の事業メニューの変更により、組み替えを行うものでございます。

それでは17ページから歳出関係に入りますが、まず総務費につきましては、492,809千円を増額してございます。

主なものにつきましては、給料を含む人件費で、567千円を減額しておりますが、行政報告でも申し上げましたとおり、本年1月から2名の新規職員を採用する方向で予算措置をしておりましたけれども、1名のみの採用からその分を減額するものでございます。

18ページの積立金につきましては、歳入でも説明を申し上げましたとおり、船舶会計資金不足改善策の立替分、財政調整基金で調整すること等から、同基金に同額の積戻金140,000千円と、特別交付税の交付実績を調整する分で50,000千円を計上してございます。

地域振興基金積立は、本年度農業農村整備事業の村負担分を18,000千円と、次年度以降空家利活用事業等の財源として措置するものであります。

また、渡船施設基金につきましては、100,000千円、トカラふるさと基金に351千円を積み立てるものでございます。

繰出金では、歳入及び並びに積立金で説明をいたしました、船舶会計の資金不足対象分と緊急雇用基金事業を活用して、臨時職員雇用分を140,398千円同会計に繰出すものでございます。

次に19ページになりますが、財産管理費で12,778千円を減額しております。

減額の主なものにつきましては、公共用及び住民向けのインターネットが前年4月並びに12月から本格的に稼動しているところでありまして、村内での故障時の対応等を想定して、予算措置しておりましたが、実際に保守業務が発生しなかったことと、あるいは保障期間等を委託業者と協議の結果、その不用額を整理したところでございます。

次の20ページですけれども、工事請負費で4,161千円計上しておりますが、本庁機械室ブロック間の仕切り撤去事業、宝島住民センターの2階部分を活用して、来年から開始予定の小規模多機能居宅介護事業の仮事務所として、同施設の階段部分に昇降機設置と和室の間仕切りを計画するものであります。

またブロードバンド施設管理では、本年度整備の空家インターネットの接続工事を計画するものであります。

21ページになりますけれども、委託料1,878千円につきましては、18件の空き家の設計調査費を計上するものであります。

負担金補助交付金の減額につきましては、歳入でも説明を申し上げましたとおり、地域公共交通活性化事業の事業費調整によるものであります。

増額では、パソコン購入補助金が住民からの申請件数が現計予算で賄えない状況になることから、1,000千円を追加するものでございます。

次に24ページから民生費になりますが、民生費は9,226千円を増額しております。

その主なものにつきましては、特定離島事業で進めております健康増進事業の予算執行に伴う予算組み替えを行っております。

25ページの委託料につきましては、地域活性化交付金事業を活用して、高齢者の緊急通報システムを65歳以上、高齢者、障害者所帯等を中心に、125個設置する計画で計上しております。

負担金補助交付金の698千円は、定住促進対策として新規転入者の転入費用助成、出産祝金、生活支援金等を対象者に応じた経費を計上したものであります。

繰出金につきましては、国保会計の医療費が増大したことに伴いまして、村単独支援分といたしまして、3,845千円を措置するものであります。

次に26ページになりますけれども、委託料の767千円につきましては、23年度開始予定の小規模多機能居宅介護類似事業所を宝島に計画するための、国への補助申請をあげる基本設計を委託するものであります。

次に児童措置費の扶助費の598千円につきましては、子ども手当支給の対象者が転入等の関係から増額するものであります。

次に26ページから衛生費になりますが、衛生費は26,680千円を増額しております。主なものは27ページの工事請負費で中之島診療所在宅部分の改修費に4,127千円、備品購入費で診療所に血液凝固分析機等の医療機材の導入費1,953千円、繰出金の10,467千円につきましては、簡易水道会計で比例注入式の滅菌施設を整備するための経費を計上しております。

29ページから、塵芥処理費の工事請負費であります。4,200千円につきましては、口之島地区焼却炉の耐火煉瓦が消化いたしまして機能不全状態に陥る可能性が見受けられたために、補修を見込むものであります。

また、し尿処理費の工事請負費で合併浄化槽未整備、村営住宅の整備を執行するために計上するものであります。

30ページから農林水産業費であります。49,231千円を増額してございます。

増額の主なものといたしましては、32ページの工事請負費において、地域活性化交付金事業を活用して、中之島高尾地区農業経営近代化施設として、ビニール施設や防風対策等のネット設置、諏訪之瀬島の農業施設間の農道整備、コインランドリーの無い地区、歳入で申し上げましたように諏訪之瀬島、悪石島、小宝島の整備を38,312千円で計画、また備品購入では、遊休農地を整備するために、集落管理のトラクターのみでは数量不足と容量不足が考えられることから、1台、村の管理分として購入をしようとするものでございます。

次に33ページの負担金補助交付金の9,448千円につきましては、31ページの報償費、就業者育成事業からの組み替えで、自治会への無償譲渡の油圧ショベル2台分を措置するものであります。

38ページからは、畜産業費の関係になりますが、畜産業費の減額につきましては、事業執行等にもなう予算整理が主なものとなっております。

35ページの水産振興費の5,665千円につきましては、口之島地区の製氷施設の改修経費を計上したものであります。

次に35ページから商工費であります。商工費は6,844千円を増額してございます。

増額の主なものは36ページの工事請負費において、ななしま排気管サイレンサー等の補修、口之島フリー岳展望台にトイレ設置、セラマ温泉の電気引き込み負担金確定分が主なものとなっております。

37ページから土木費ですが、土木費は予算整理が主なもので、30千円の減額となっております。39ページの工事請負費で諏訪之瀬島村営住宅のシロアリ駆除並びに、宝島村営住宅の雨漏り補修を1,666千円見込んでおります。

40ページの消防費につきましては、2,048千円を増額しておりますが、主なものにつきましては、工事請負費に計上しておりますとおり、防災行政無線のキン岳中継局アンテナ災害復旧費を措置するものであります。

40ページから教育費になりますが、教育費は6,564千円を増額であります。主なものは事務局の工事請負費で、来年度から諏訪之瀬島地区の教員増に伴い、空家教員住宅の改修を2,973千円、地域活性化交付金を活用して、図書購入等に3,000千円を見込んでおります。

41ページの小学校の建設費につきましては、来年度整備予定の諏訪之瀬島分校運動場改修に伴う設計費を1,323千円計上したものであります。

また42ページの社会教育総務費では、トカラ馬が本年1月ケガをしたために、その手術入院費用といたしまして、580千円を計上しております。

保健体育総務費の備品購入費は、宝島給食室の冷凍冷蔵庫の故障に伴う、替えを行うものであります。

予備費につきましては、財源調整の関係で1,435千円を増額してございます。

次に7ページから9ページに戻りまして、繰越明許費を示してございますが、まず7ページを開けていただきたいと思います。

7ページから9ページに示しておりますように、32事業を予定しております。このように前年度に引き続き多くの事業が繰り越されることになったのですが、国の緊急総合経済対策等による交付金事業が繰越を前提に交付されたことが影響するものであります。

個々の繰越事業の内容につきましては、これまでの補正予算の中で説明してきておりますので、ここでは省略いたします。

個々の繰越事業の内容につきましては、以上の通りであります。

最終的には、この繰越事業につきましては、本年5月31日に確定することになりますので、その報告は6月議会で財源状況も含めて行いたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行ないます。

審議途中でありますけれども、これより10分間休憩いたします。

2時25分にお集まりください。

休憩 14時15分

再開 14時25分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

まずですね、たしか9月議会だったというふうに記憶しているんですが、国の会計検査を受け、畜産関係の国からの会計検査の返還問題ですね、これはもう全てその後のあれは終わったのか。

あと何かあるかもしれないというような発言だったと、解釈だったというふうに記憶していますので、その点をまず確認をいたします。

来年からいよいよ、この小規模、村長が言われてる、多機能居宅介護ですかね、これが始まるということで、まずとりあえず、今の住民センターを活用してやろうということのようですが、ちょっと私もみればわかるんじゃないかと思ったんですが、この住民センターが何年度に建設されたものか。当然のように、耐力度調査もされたものと認識をするわけですけど、その辺のあたりのことをどうであるのか説明してください。

それからまた、この内容についても、大まかなあれが出ていると思しますので、説明をしてください。

それから、この国勢調査、調査の時点で十島の人口は何名だったのか、分かっていたら報告願います。

それから、さっき村長が説明の中で、介護事業所設計見積をこれからするということですが、基本的な考え、どのようなやつですか。規模等々。まあ、詳しくは、もしでしたら、23年度委員会の中でも、多分委員会があるんだと思うんですが、その中で説明を頂いてもいいと思うんですが、今分かっている範囲で基本的なことが分かっていたら説明願います。

それからこの畜産関係でもう一点と言いますか、まあいろいろこの子牛出荷、説明も村長のほうか

ら報告があつて、2月は良かったということですが、まだ隣の三島から比べると、格差があると。値段の格差があるというふうに言われて、少し獣医さんとも一緒になった時間があつて、いろいろ話も聞きました。

やっぱり人工授精が今80%ぐらいですかね。80%か90%で、かなり向上していると。技術が向上しているという話でありましたが、なにせいわゆる三島との違いは、性質の違いだというふうに聞いているわけです。その辺も課長はいろいろ聞かれていると思います。よく島に農業委員もそうですが、出張されて、住民の方といろいろ話もされているようですので、もし今日わからないようであれば、またさっきも言ったように23年度の中でも資料等あればですね、その中での説明を願いたいと思います。

それから宝島でですね、他の島は聞いてみますと、表流水、まあ牛の飲み水なんですけど、表流水がほとんどなんだそうですけれども、小宝島はちょっとわかりませんが、宝島はダムの水を使っています。2つ、3つあるんですが、1つは多分使われていないと思うんですが、子牛が非常に下痢が多いということのようです。それはもう当然のように溜まっている水。もちろん我々が行って、そばに行つてあれしても、臭いがすると。ドブのような臭いがするというようなことなんですね。これも、おそらく課長あたりの報告がちゃんとしたものがあるんじゃないかと思うんですが、改善策はあるんだそうです。簡単なすぐ出来るようなものがあるんだそうですけど、それが村でやるのか、島でやるのかということについては私もちょっとわかりませんが、そういう報告はいろいろあがっているんじゃないかというふうに思いますので、あるならば、報告があるならばですね、出張の際の報告があるんじゃないかと思いますので、報告があるならば説明願います。

それから、もうひとつはバイチコール、ダニ駆除ですね。おそらく、これどのくらいの金額になるんですかね、最終的に。この上の課長、上の、え、何ページ、34ページ、このマイナスになっていますよね。事業ですので、バイチコールを使つたらどうか。ごめんなさい。ごめんなさい。ごめんなさい。えっと。これだ。一番下のほうですね。

4,400千円ですか。負担金ですが、まあいわゆる私が聞きたいのは、ダニ駆除で22年度、もしくは21年度ですかね。どのくらいの金額だったのかというのが知りたいんですが、目的はおそらく撲滅だったというふうに、私も少し牛をやっておりますが、だったと思うんです。少なくとも撲滅をされている県もあると聞いております。

これがですね、相当な金額だと思うんですが、もう半永久的にこういうものをやっていくのか。一カ島でもね、各島々、牧場の大きさとか牛の頭数とかでかなりの差はありますが、一カ島でもね、そういうことが出来ないものか。

またこのバイチコールそのものがですね、いわゆる何ですか、害虫そのものがそれに対応すると。分かりませんけどね、慣れてくると言うこともあるのかなと。ということで、この薬しかないのか。何か新しい駆除、もしくはそういったものが出来るものがないのか。その辺分かっていたら、また報告があつたら教えてください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まず9月の会計検査の件でございます。これはもう既に補助金は全て返納しております。その後はまた会検のほうからは何もきておりません。

それから国勢調査の件でございます。

今完全に出来上がるのはまだちょっと半年ぐらいということです。中間発表の時点のあれは出ています。それはまた後ほどお示しが出来るかと思います。ここにはもってきていませんので。

それから畜産関係の、先ほどの三島との比べての子牛の価格でございますけど、ここにも議員さんの方々にも何人か農家さんがいらっしゃるんで、私ははばかったことを言えば怒られるかもしれませんが、今ここに来ている方なんかは良いランクの牛を出しているんですけど、中には、うちのは平均をとったときにはどうしても下の方が低いと。下の農家さんというか、その畜産農家であるんですけど、なかなか熱の入らない方がいらっしゃって、そういう方が平均価格を下げているんじゃないかと思います。

今度の3月のセリにおいても、トップはうちの牛でしたので。上のほうをみると、もうそれこそ本土と遜色のない牛を牛飼いができるような形であります。

ですから、もう少し、底辺の技術向上をあげるべきではないかと思っております。

それから先ほどの表流水の件でございます。これはうちの営農指導員の方が来て、さっそく営農指導員とそれから畜産指導員の方が一緒になって調査したところ、やっぱり下痢があると。それで、営農指導員の方がホテイアオイでもってある程度の洗浄というんですか、そういうのができると言う話をしてきたことがありました。それから、それがどのように進んだかというのはちょっと記憶にございませんけど、そういうふうになんか安価で済むのであればですね、そういうのなんかを利用して、きれいな飲み水を飲ませて、下痢の少ない牛を育てたほうが宜しいんじゃないかと思っております。

最後のダニ駆除でございます。

これは当初700本で計上しておったんですけど、どうしてもこれは半額補助ということで、皆様方が中には「もうそのままでもいい」という方もいらっしゃって、結局550本。あまりが150本ですか。当初は56,000千円組んでいたんですが、550本ですか、マイナスでしております。

それでまたこのバイチコールと違ってですね、別な薬をまた考えております。それは新年度で確か計上していたと思います。今回はもうその補助じゃなくて、畜産組合にやるようなかたちでもって、全員いっせいにするような駆除をしないと駄目だということを考えております。以上です。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

20ページのほうの財産管理費の工事請負費の中で、宝島住民センターの階段昇降機等の改修事業費を見込んでいたわけなんですけど、これは先ほど村長の説明にありましており、来年度、23年度の本予算の中で、その類似施設を作ろうというまでの間のつなぎという形で、仮事務所を設置することになろうかと思えます。

でまあ、ご承知の通り、宝島の住民センターは、1階部分が生活改善施設。2階部分に和室間があるということで、その2階室の和室間のほうを、あそこに間仕切りを設けて、そこに老人の方々を受理しようということで進むかと思えます。

当然そうしますと、身体的に、弱者の方が階段を上り下りするということになれば、大変な労を負担してもらうことになるわけですので、その間は昇降機を階段沿いに設置するという形で進めるかと思えます。

当然この施設は仮事務所ということになるわけですから、来年度本予算が確定して、新しい施設が建築される際には、その施設そのものはもう活用しないという方向になるかと思えますけども、その昇降機のほうは今後もどうしようかという問題もあるかと思えますけど、当面は仮事務所ということでの運用を図るのが大前提になりますので、そういう方向になろうかと思えます。

それから、当然介護施設を運営する中では、この村外からの人が入ること等で、そこに寝泊りも出来るようなものも考えようということで、その職員さんがそこで一時的な寝泊りが出来るというものもこの間仕切りの予算措置ということで考えているところです。

それから質問のほうの、建築年次、それから耐力度調査というものについては、建築年次はハッキリしておりませんが、耐力度調査についてはやっていないと思えます。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

それから介護事業所の規模等についてご質問がありましたけど、まだ本設計が出来上がっているわけじゃありませんけど、50坪相当を計画をいたしております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

経済課長、人工授精のことについてちょっとあれが出てなかったんですが。回答と言いますか。

今の受精ですか。これがまあ隣の三島さんよりかは、ちょっと劣るのではないかと。私はわかりませんがね。それに近づけると言いますか、同類のものをね。することは出来ないのかということがひとつですね。

やはりせつかく10ヶ月、8ヶ月飼うわけですので、少しでも良い種のものを入れて、少しでも高い信用を得るといふ基本的な考えだと思いますので、私は（聞き取り不能）思っておりませんので、せ

っかくの獣医さんがおられるわけですので、ぜひとも大きなやはり収入源に、農家の、なっていますので、今までどおりで良いということではないと思いますけれども、常に前進するような形で物事を考えてもらいたいというふうに思います。

それからダニ駆除ですが、新しい薬と。駆除剤ですか。この関係者はよく知っているんだと思うんですが、私はちょっと聞いてきたものですから、聞いてきたというか、農家から話があったものですから質問しているわけですが、やはりやはり駆除を、これは出来るか出来ないかわかりませんけど、そういう方向でいかないと、いつまでたってもダニがぶら下がっているというようなことでは、せっかくの何千万何百万かけている金が無駄になると。そして半永久に金を使うということになりますので、撲滅した所もあるやにききますので、そこを視察等々分かりませんが、調査するなりですね、是非やってもらいたいというふうに思います。

それから住民センターについては、耐力度調査、まあ安全だと、まあ大きな改装ではないようですので、直接どうこうということはないのかと思いますが、少なくともあらゆる所をですね、さらに点検、壁のはがれ等々、ふくれ等々して、新しいものが出来る間といえども、安全に確認してもらいたいというふうに思います。

それから、さっきの住民課のほうの居宅介護については、また次の新しい年度のあれについて、何ですか、専門者とかなですね、働く人とかですね、そういう規模についても改めてそれは伺いするとして、とりあえず、私の方はこれで終わります。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほどの人工授精の件でございます。三島村も十島村も同じ鹿児島県の肉用改良会のほうから同じ種を仕入れて、それでやっております。

うちのほうで、やっぱりそのだいぶお金が下がるのは育成牛ですね。そのころの牛がやっぱり先ほど私が申したとおり、なかなか子牛のころの腹が出来ていないとか、そういうことがありまして、三島さんとはだいぶその点で違うようであります。

まだうちのほうが、人工授精、種牛に頼っている点からですね、そういうことが、結構そういうところもでてくる。今後も人工授精のほうを奨励しましてですね、その他、未登録牛の淘汰に進めて参りたいと思っております。

○議長（日高通君）

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

ちょっと新しいなんかあれが入っているの。この高齢者緊急通報システムというのは、どういうものなのかをちょっと教えてください。

それから、コインランドリー整備事業は、今年3カ島で、これで全ての島にコインランドリーは設置済みになるのか。

で、コインランドリーは、あれかな。口之島、平島においては、宝くじのなんかアレを使ってした経緯があったと思うんですけど、そっちのほうは使えなかったのかなというのもちよっとあって、こっちの交付金が貰えたんで、こっちのほうが取っとり早いからこっちに変えたのか、そのあたりの経緯を教えてください。

それとこの保育牛牛舎施設整備は、どこの島に設置するのかをちょっとお聞かせください。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

緊急通報システムにつきましては、先般12月議会で1番日高議員のご質問があったかと思うんですけど、緊急通報システムをして、独居老人ですか、高齢者の方の緊急時の安全性を図ったらどうかとか、あるいは障害者等の弱者といいますか、そういう人たちの安全を確保する必要があるというようなご質問がありまして、今回事業を推進していくところではありますが、緊急通報システムといいますのは、その聞く機器を設置しまして、あるいはそういったものを設置いたしまして、それらのほうを診療所あるいは役場、出張所等あるいは親戚等にシステム上セットしておけば、それを押さえると、そういう通信がいて、救急対応が出来る、緊急対応が出来るというシステムであります。

本村も以前は昭和50年頃でしょうか。何軒か設置していたと思うんですけど、その後高齢者等が転出したり、あるいは死亡されたりして、今のところその基金の設置が無かったということで、今回設置するということにしたわけであります。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

今3番議員が言われますように、確かにコインランドリーの事業につきましては、別の財源で過去にしたかと思えます。

それとその財源の名称をちょっとハッキリしておりませんが、ただ昨年の座談会の中で、悪石島のほうからの婦人の皆さんのほうから急いで欲しいと言うことで要望があった関係で、当時村のほうは別の財源等を過去に財源に活用した口之島、あるいは平島あたりの財源等を見比べながら、調整していきたいと回答したわけなんですけど、先ほど説明がありましたとおり、国の22年緊急交付金事業が出たということで、これを活用することによって、早く住民のほうのサービス提供が出来るということがあった関係でそちらのほうに切り替えるということになっております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほどの牛舎の件でございます。保育牛舎施設ですね。これは宝島でございまして、4分の3の補助で役場のほうで、4分の1は地元負担金ということでございます。

それから先ほどの口之島、中之島の事業ですけど、これは宝くじコミュニティ事業という事業でございます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

今回の補正の繰越明許費、この事業が村長の説明ですと5月1日に決定というふうに認識して宜しいですか。

そのような時間が若干かかるという中で、22年度の当初予算から、私を含め、同僚議員からも予算執行に対しての地元雇用対策、景気の悪い中、地元になんか潤うようにというような形での速やかな執行ということを3月、6月、9月、12月、いろんな形で議論してきたわけですが、なかなかそれが、執行がスムーズに行っていない現実があります。

今現在においても仕事がありながら、事業が執行されていない。明繰にしましてもですね。2月の中頃に仕事が終わってしまって、だけど明繰の仕事はまだ発注したやつもある。だけど仕事は施工されていない。そのような状況の中で、住民の雇用対策、失業対策も含めてね、考えてしているのかというのがひとつ。

それからもう一点、村の村長の施政方針でもありました、1年間地域おこし推進委員の意見等が今回のこの明繰になった、このきめ細やかな交付金のこの事業の中に、どれだけ反映をされているのかということを含めてね、どういう形でここに反映されているのか、その点についても少し疑問点があるように思います。

そういうことが十分に地域のきめ細かな意見が反映されたのかどうか。あるいはまたその座談会等で話をしています、要望しています、その自治会のハード的なその事業も勿論そうですが、村が今進めております、地域おこしの推進委員のきめ細やかな意見がどのような形でここに反映されているのかなと。本当にそうなのかなと、そんな思いもしますのでね、そこらについてどのような認識をされているのか伺いたい。

またこの先ほど同僚議員が話しました、質問しました高齢者緊急通報システムの導入。これにつきましても、高齢者の一人暮らしのところに、一箇所ボタンを設置しても、どこか違う所で倒れたらどうしようも無いんだと。そこら辺を改善をどのようにしていけばいいのか、きりが無いという思いもあります。

だけど、その倒れた、あるいは急病になったその家の中にね、その場所、風呂ですとか台所ですとかいろいろあるでしょう。その箇所に、その手の届く範囲の中でそのボタンを設置するとかね。三箇所ないし、そういう形で複数のボタンを設置するような方法はないものかどうか。

あるいはまた看護師が留守の時に、診療所に通報したって意味がありませんのでね、そこら辺をどのようにしていくのかと。今後いろんな立場において、研究をして、設置をしていただきたいのと、そのような思いがいたします。

それから、コインランドリーの件につきましては、それぞれ館が必要になろうかなと思うんですが、建物がね。そこら辺はどのように考えているのか、その点について伺いたい。

あとはですね、空き家の利活用事業の中で、設計委託、積算委託料これは何件でしたか説明があったんですが、ちょっと忘れまして、再度説明をお願いしたい。島ごとの件数も含めて、説明を求めます。

とりあえずその点について説明を求めます。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず一点目のほうの、交付金の採択までの考え方の件でございますけど、本村の予算の各課からの要求の考え方は、当該年度あるいは過去に村政座談会等で要望のあったもの等を、緊急性のあるもの、ちょっと時間を要するもの等で、一応各課のほうでまずは判断をし、そして予算要求をあげてくるという形をとっております。

今回のこの地域活性化の交付金事業と、それから9月以降の12月ですかね、11月議会時での緊急性の高いという判断の中で、単独で予算を計上したもの、それから23年度の特定離島事業というもの等を3つの事業の中で、ある程度地域のバランスをとろうということで、まずそこを主幹においた形で予算を設けました。

確かに今村長の先ほどの説明の中をみてみますと、地域によってはアンバランス的な予算の設定をされているなというのは、重々私も認識しています。これを来年度23年度の特定離島事業とそこを見比べたときに、ある程度バランスがとれているんじゃないかなと。新年度予算もそうなんですけど、とれているんじゃないかなという想定の中で、ここの財源だけでの判断ではなかなか難しかったのかなというのは感じます。

で、それから、考え方はその地域づくり、信頼づくり委員会というものがあるわけなんですけれども、結果的には予算に反映させようというものは村政座談会で要望のあったもの等がまずは主になるということで、地域づくりからの意見というよりも、それを地域づくりのほうから村に投げた、そして地元のほうの自治会のほうから上げてもらうという形をとるべきではないだろうかということで、そのスタンスは変えるべきではないと思っています。

それから、確かにそういうことで、なかなか説明に説得力はないかと思うんですけれども、その3つの事業枠の中で判断すれば、地域のバランスというものは概ねとれているんじゃないかなということは感じています。

それから、2点目のほうの21ページの空き家利活用の調査経費の関係なんですけど、一応予算規模の中では1,878千円ということで計上する中で、地区にしまして、口之島地区が8件、中之島が7件、宝島が3件ということで、この22年の補正予算では措置しております。ただ、地域によっては、その島、それ以外の、その島以外の地域からも空き家の利活用をという調査申し入れがきておりますので、それは新年度の中で対応するという方向で進めております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

コインランドリーの件でございます。

これは簡易プレハブタイプの屋根のついたやつです。すでに口之島に設置してあります。これはだいぶ長くなりますけれど、台風とかそういうのなんかの被害も今のところはあっておりません。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

それから、緊急通報システムについてでございますけども、緊急通報システムにはいろんな型が、議員がおっしゃるとおりだと思いますけれども、あるかと思いますが、ペンダント型にするのか、持ち運びができてですね、それと通信範囲がどこまで可能なのかとか、いろいろあるかと思う

ますけれども、業者等ですね、選定をしまして、その辺はつめていくということにします。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

コインランドリーあるいは緊急通報システム、そのことに関しては勿論その住民の利便性を考えて、予算を執行していただきたいというふうに思います。

総務課長の説明の中であった、空き家の利活用の調査、見積り等とるのに、只今の説明だと、勿論定住者が多く予想されるということで、こうしたのかもしれませんが、空き家がたまたま多い島からこういうふうにしたのか、私の目から見ると、どうしても人口が一番多い島を対象にしているような、本当に人口対策をしているのかなというような懸念もいたします。

私の地域の中身を申しますと、教育委員会からの連絡もありまして、小学校が、小学生がいらないということで、小学校の休校をもしかしたらとらざるを得ないというような、そういう実状もかねて、人口対策も私はやるべきじゃないのかなと、そういう思いもしますのでね、これから申し上げますと人口の多いところ、口之島も学校存続を含めてね、危機的な状況にあるということはご理解できますが、この件に関してもそこら辺まで含めて踏み込んだ形で予算の執行もすべきでなかろうかなというような感がいたします。

それともう一点、この予算の先ほど総務課長から説明がありましたが、特定離島あるいは単独、あるいはこっちのほうで言うと、予算の3つの流れをみてバランスを考えると、話がありましたが、この例えば特定離島の中身をみますと、私の地域のことで誠に申し訳ないと思いますが、南之浜港の船揚場整備、これ等は22年度の特定期間で組まれているものなんですね。本来から言えば22年度に完成しなければいけない。これが明繰りになったと。私の地域ではこれがそこにあるから特定離島の中でね、予算がその中に座っているから、はまっているから、バランス的に見てそういう捉え方をされているのかなと。むしろね。

本来であれば、東の浚渫、先ほどでました浚渫の件もね。それがたまたま事務の遅れと申しますか、いろんな事情によって遅れて繰り越したと。それで、たまたま今度は22年度の仕事は私の地域では仕事がなかったんですね。ほとんど。それが事務量の問題とか、その担当の考え方もあるでしょう。それが23年度に繰り越したということで、他が減らされるということは、私はあつてはならないという、そんな思いがしているんですよ。この流れをここ見てみますと、そのように私は流れを感じていますよ。

それと、先ほど言いました、その島おこし、それぞれの地域おこし推進委員。これも本当に本腰を入れて、なんですか、その自治会の、自治会としてのその立場、地位と申しますか、立場と申しますか、役割と申しますか。それと、今度は島おこし、地域おこし推進委員の、その役割を村長が若干考えを説明されましたが、そこら辺を明確にして、島おこし推進員の中で何を具体的に話をして、どういう形で地域に反映をさせるか。勿論その予算を伴うことも含めてね。どこまでなのということまで明確に線を引いていかなければ、なかなかこれはしない、話をしたって、全然私達の意見は反映されないんじゃないのと言われたら、それで終わりだと思うんです。それ以上話し合いがすまないんじゃないかな。そんな思いがするんですね。

そこら辺を、今年は早急に、きちんとその整備していく必要があるのかなと、精査していく必要があるのかなという思いがしますので、その点についても努力していただきたい。

それとあと、人口対策、あるいは定住促進で、今現在、中之島、宝島、諏訪之瀬島、口之島もですか、入っていない。IターンあるいはUターン者が、引っ越してきた中で、その新規就労の支援をどのようにしているのか。

あるいはまた定住のための支援策をどのように行っているのか。役場の担当がそれぞれおりますのでね、その人たちがその新規に定住してきた人たちに対して、いろんな精神的なフォロー、あるいは経済的なフォロー、あるいは就労させるためのフォロー、いろんなそのフォローの仕方があると思うんですが、そこら辺を具体的に、電話なり、あるいは職員が地域に行ってね、いろんなフォローの仕方があると思うんですが、そこら辺を具体的にどのようにされているのかなと。そこら辺も把握していれば伺いたい。そういうものがこの予算の中にどういうふうに反映されているのかなというふうに思いますので、その点について説明を求めます。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず一点目のほうの、この空き家の調査の関係でございますけれども、今年度先ほど説明しましたとおり、口、中、宝ということで、決して人口の多い島から先行させたということではないんです。

議会もご承知のとおり、昨年NPOのほうで、島のほうにIターンを呼びかけたかと思います。その際、9月かの議会の際に口之島地区に数世帯入りたい、中之島にも、宝にも入りたいということで、ご承知かと思います。

そういうことを一応前提におきながらこの3地区を先行させたということになります。

当然、その議員が言われるように、他の地域からも空き家の利活用ということで、村のほうにその調査があがってきておりますので、それは新年度に入ったら、早々に予算執行する方向で担当職員には指示を出しているということにはなと思います。

それから2点目のほうの、この交付金事業、それから特定離島事業、それと単独事業の3つの財源でのバランスの点ですけれども、議員が言われましたこの補正予算ののっかっております、22年度の繰越を想定したものじゃないです。あくまで23年度で既に県のほうとのヒアリングも終わっておりますので、その事業の中に23年度の特定離島事業も要望し、また当初予算の中でも急ぐものについては本予算として計上しているということになるかと思えます。

そしてこの3つの事業につきましては、先ほどの説明のとおり繰越事業、そして23年度の本予算ということになる関係からしまして、23年度中の中でその事業というものが形として出てくるといようなこと等でのバランスということになっていると思いますので、ご理解のほうをお願いしたいと思えます。

それからもうひとつ、島作りの委員会と、それから地域の自治会とのそのバランスの関係です。村長の施政方針の中でもお示しのとおり、今年度末をもって要綱と言うものも整備し、そして、結果的には自治会の下部組織的な形で委員会というものはあるべきではないだろうかと感じております。そういうような形での要綱整理になっていくのではないかと思います。

実は新年度予算の中でもある地域の委員会のほうから、自治会を越さずにきたケースがありました。

ちょっと待と。とりあえずまず自治会のほうにバックして、これを事業化と。事業としてのせるかどうかは再度検討して欲しいということで一応させた経緯もありますので、議員が言われるように自治会のほうを選考すべきなのか、あるいはその委員会のほうを重視すべきなのかということは、曖昧な形で今のところありますので、そこはハッキリとしたかたちでの要綱整備を進めていきたいと思えます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その新規就業者の件でございます。

それは、ちょっとハッキリ言って詳しいことはこの場で申し上げることは出来ないんですけど、その担当そのものというのはそれぞれ本当に帰ってきたIターンの者と連絡を密にとってやっております。中には何回も島に行ったり、電話をしたり、メールをやり取りしたりして、一生懸命やっているところもあります。

とにかくそのIターン者とはちゃんと連絡を取りつつ、仕事はこなしています。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

課長は。経済課長、あなた本当に担当がどのような形で電話しているというのを確認されていますか。

1件だけ私は役場の担当と連絡を取って、「本当に定住して欲しいの」と、Iターン者にね。「であれば、電話一本したのか」ということで、「まだ電話していません」ということだったんですが、そのようなかたちで過去におきまして、私がプロジェクトチームを作ってね、その支援をすべきなんだという話を何回かしていますが、みんな無関心なんです。本当に連絡して、どういう支援、この予算の中にどういうふうに組み込まれているのか。あるいはまた、人口対策のいろんな村の新規就労

のこの就業者の支援に対しても、今すぐそれが実を結ぶわけではないんですね。それだけに、もっと今を大事にしていくというのが、私は基本じゃなかろうかなと。

今現在の、先ほど各地域の島の雇用対策も含めて、予算執行のありかたもね、考えるべきだと、そういうところもほとんど、失礼な言い方かもしれませんが、地域の人は遊んでいると。収入が無い。その中で、水道料金はまた4月から上げざるを得ないとか、あるいは電話、その電気料も払わないといけない。公共料金が上がる。またガソリンも上がります。そういう状況の中で生活を支援していくための、何らかのそのものを具体的にしていく必要があるんじゃないかなという思いがしますので、さっそくまた新年度の予算委員会の中でも、それについては議論したいと思います。

とりあえずこの予算の中に、補正の中にね、その定住者への予算がどこかに目に留まることあるのかどうか、含まれているのかどうか。

あるいはまた、その地元の雇用対策も含めて、どのようにこれが考えて反映させていこうとしているのか、その点についても伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今度の3月補正の中には、この明繰の中には、含まれておりませんが、11月の補正で含まれておりました。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

3点ほど伺います。

先ほどもありました、空き家の利活用の件でありますけれども、これも年度の当初にですね、Iターン者の受入をするんだということをうち出しておりまして、なかなか実行が出来なくて、年度の最後になってですね、このような動きがありました。

こういうですね、Iターン者、Uターン者を受入をどうぞというときにはですね、地元の受入の体制をですね、農地の整備と合わせてですね、するのが私は本筋だと思っているんですよ。ですから、人が入ってくださいというのに、受入の体制が全く出来ていないのに、「入ってください、入ってください」と言ったって、まず来ないですよ。ね。空き家も一件もないと、住宅も1件も空いていませんと。農地も整備が出来ていませんと。これじゃやっぱりですね、なかなか我々住民も言いたくても堂々とは言い切れない部分もあります。

そういう意味で早急に対策を、整備をはかって欲しいと思っておりますので、この空き家の整備は入札形式でやるんだろうと思っておりますけれども、その地元で出来る大工さんあたりがおれば、私は地元でもってやってもらったほうが安くて、私は出来ると思っております。できればそういう方向性もとって欲しいと思っております。

2点目がですね。32ページですかね。

中之島の高尾のですね、近代化事業ですね。多くの予算を投じておりますけれども、この目的は理解しておりますけれども、途中の経過がですね、我々にはこう見えない部分があります。説明がなかったかなと思っておりますので、その計画とかどのような方式で特産品の開発を行うのか、その辺の説明を願いたい。

もう一点は、水道の滅菌装置の導入でありますけれども、現在の滅菌装置はですね、古いということで今回取替ということでありますが、現在の装置より以上の性能があるのかどうかですね。その辺の構造につきましての説明を願いたい。以上です。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

一点目のほうの定住者の受入の体制の関係です。

ご指摘のとおりですね、最近ではNPOの関係者が入りたいという時になかなかその対象物件がなかったということで、かなりそういう方々にもご迷惑をかけたのかなというのは感じています。

その際に、その農地のほうの確保、あるいはその空き家のほうの整備ということでは後手後手に回っている状況でありますけれども、この今回の補正予算並びに新年度予算で出来るだけ早く執行して、

その受入態勢を早めに確立していく必要があると思っております。

それから、この空き家の補修をする際の財源につきましては、国の国庫補助、それから起債事業を財源という形で考えております。

そうしますと、地元のほうで、例えばその大工的な仕事が出来て、その方と工事請負の契約締結ができれば、その国のほうの補助にもものし、また起債のほうにも該当されるとなりますので、そこは考えております。出来るだけ地元にお金を落としたいということで、賃金措置のほうも、あるいはその原材料措置のほうも、新年度予算の中にはそれぞれの予算を一応計上していくというふうにしております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほどの高尾の件でございます。

今、既に建設業者のほうに入ってもらって、地元の方を2名ですか、雇用して、やはり大型機械を入れなくてはいけないですから、今のところ当初、前あったトラクターで整備しておったんですけど、なかなかそのトラクターが故障したり、どうのこうのということでやっております。

とにかく今は建設機械を導入しまして、今後の対策規模としましては、ビニールハウスを整備、それから暴風対策ですね。平張りネット施設等をしまして、また農業用水の施設の水の取入れなんかも整備しまして、この土地を将来的には島のほうで運営できるような営農活動を進めていきたいと思っています。

先ほどの滅菌装置でございます。

今までの滅菌装置は、時間でタイマーでもって出る装置だったんですけど、今回の場合は、流量に応じて、点滴式というんですかね、そういう形で、出るような形をとらせております。以上です。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

中之島のですね、農地の整備なんですけど、それは私は大変良いことだと思っております。これをしっかりと計画通りにですね、執行ができ、そしてまた特産品がですね、ここから生まれるようなですね、設備を要請を行っておきます。

以前にですね、高尾にですね、ヤギの畜舎を建設しまして、ヤギを売り出すんだという目的にやっただけなんですけども、それも頓挫しておりますので、そういう経緯がないようにですね、真剣に取り組んでいければいいかなと思っております。

それと、Iターン者、Uターン者のですね、まず住宅が一番の大事なところでありますので、早急に整備のほうをお願いをしておきます。以上です。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

2点ほど伺います。

小宝島の体育館敷地地質調査、これが予算計上されているわけですが、場所的にはどこら辺になるのか、またその面積等が十分に確保されているのかというのが一点。

それと、同じ小宝島港の改修工事の土木費の中で、ここに予算計上されているんですが、過去の議会でも議論されております、綱取りの時の北西からのその波があがって、非常に危険だということなどが指摘されている。それがどの事業ですののかということが明確にされていない。

そのようなところをこういうような形であれば良いのになという思いがしているんですが、そこら辺の対応はどのようになっているのか、その点について伺います。

○議長（日高通君）

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長（久保源一郎君）

今回、明許繰越のほうでお願いしております、小宝島体育館敷地の調査の件でございますが、基本的に学校隣接地ということで、土地等は空いております。

この前、小宝島のほうに最終的な確認というか、了解を求めて行って参りましたので、近々これ等

の発注等をしまして、早めのうちに進めたいと。

ただ土地柄、他の島と違って、若干難しい地番でございますので、そのあたりで若干変更等がですね、出てくるかもしれませんですけど、とりあえずこれを済ませて、次の段階へ進んでいきたいと思っております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほどの小宝島港の、この繰越工事の事業のあれで。

これは通常の22年度の繰越工事でございます。先ほど申し上げました綱りの場所ですね、これは23年度の特設離島ふろさとおこし推進事業でやる予定で、当初の予算で組んでおります。かさあげという形をもっております。

○議長（日高通君）

用澤満男君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって、特に発言を許します。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

そうすると、小宝島の体育館の件に関しては、財源的にはどこからどういう形でどの財源を活用するのかよくわかりませんが、それは何とかあるというふうに理解して宜しいのかというのが一点。

それから、港のほうの綱取りに危険だというその場所については、特設離島だというふうに理解いたしました。その中で、それは新年度予算で審議すればいいわけですね。了解しました。

それと今度、諏訪之瀬島の小学校の校庭舗装整備設計で、1,323千円。屋外環境施設整備で組まれているわけですが、具体的にどのような校庭の舗装というのを考えているのか、その点について説明を求めます。

○議長（日高通君）

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長（久保源一郎君）

まず1点目の小宝島の体育館建設にあたっての財源調整ですが、これ等もここ数年財務と協議しまして、新年度、23年度に設計まで終わると。24年度の事業で着工したいということで、村のほうは大きなお金になりますけど、財務のほうで一応財源の目当てをつけてもらっております。

それから、諏訪之瀬島の運動場の校庭の舗装ですが、これは22年度に口之島の運動場のグラウンドをですね、クレイ舗装というんですかね、それを実施しております。内容的にはこういった形でですね、運動場を全部掘って、それから地下の排水も含めて全面的にやりかえしたいと。諏訪之瀬島のほう、火山灰土質で、芝生と校庭の段差がですね、約平均的に10センチ近く盛り上がっております。そういった部分でこれ等をたいらに均一にしまして、体力向上の部分で運動場の整備を進めたいと考えています。

他にも同じような条件の学校の運動場もございます。これ等もですね、徐々にそういった財源的なもの、それから要望とかそういったものを含めて検討していかなければならないとは思っております。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

小宝島の体育館の敷地の関係で補足しますけれども、実は校庭に隣接する個人の宅地。これを何とかできないのかということで、私は再三当事者と話をしましたけれども、本来の地権者は大阪におると。ということで、出来れば大阪まで行くよということで連絡を取ったりして、いざ行きましようと思って、行くためには一言やっぱり言って行かないといけないと。ということで、電話をしました。

ところが、もう来てもダメですと。自分達はもう譲る意思は全く無いと。理由は、祖先が住んでおった屋敷で、そこには祖先の魂が入り込んでいるんだと。そういうところをいくら村が学校の為とは言っても、譲るわけには行かないと。そういうことでしたので、諦めて、一応じゃあ念のため、その売らない理由、分けてくれない理由、そういうものを文書でですね、頂いておこうと。

これはあくまでも小宝島に行つての説明の材料にしようとして。そういうようなことで、文書も貰っ

ております。

で、それがダメであるならば、小宝島のある推進している皆さんが、お宮の海側をそこをその予定地にしたらということで、その調査をやった経緯があります。

そういうようなことで、そこをもう仕方ないから、じゃあ計画しようと。その関係で、また小宝島で揉め事ができるんじゃないかなと思って、私も行くつもりでございましたけれども、教育委員会の都合でなかなか島に行く機会をはずしてしまって、私は行っておりません。で、1月過ぎて、2月過ぎてからですか、課長のほうから「行きたい」というようなことがありましたけれども、私の都合で、「とりあえず課長が行ってこい」ということで、課長一人やったんですけれども、その結果についてはまだ私も報告を受けておりませんので、詳しいことはわかりませんが、いずれにしても集落が望んでおることですので、これはやっぱり実現してやらないといけないだろうと、そういうふうに私も思っておりまして、反対する人たちもいると思いますけれども、そこを何とか納得してもらいような対策は進めていきたいと、そういうふうに思っているところです。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

これより審議途中でありますけれども、休憩いたします。

休憩

○議長（日高通君）

只今、津波警報が出ておる関係で、議会のほうは暫く休憩をいたしております。

休憩

○議長（日高通君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから、日程第32、議案第43号、平成22年度十島村一般会計補正予算第5号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 3 2、議案第 4 3 号、平成 2 2 年度十島村一般会計補正予算第 5 号についての件は、
原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（日高通君）

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

△日程報告

○議長（日高通君）

日程第 3 3 から日程第 3 9 については、3 月 1 4 日に他の議事日程に先行して審議することといたします。

△散会

○議長（日高通君）

本日はこれで散会いたします。

ご苦勞様でした。

3 月 1 4 日は午前 9 時にお集まりください。

お疲れ様でした。

3月14日（月）

△開議宣告

○議長（日高通君）

おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（日高通君）

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表のとおりといたします。

△日程第1 議案第44号 平成22年度十島村国民健康保険特別会計補正予算 第3号についての件

○議長（日高通君）

日程第1、議案第44号、平成22年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第3号についての件
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第44号について、ご説明を申し上げます。

本案は、平成22年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第3号でございます。

まず、1ページに予算の総額を示しておりますが、歳入歳出それぞれ7,352千円を追加いたしまして、歳入歳出の総額が106,365千円ということをお願いをしております。

それでは、まず7ページですかね、の、歳入から順を追ってご説明を申し上げます。

まず国民健康保険税ですけれども、被保険者等の異動に伴いまして増額をしておりますが、療養給付費の負担金等々につきましては、変更申請額に基づくものでございまして、増額をしております。

それから、高額医療費の共同事業負担金につきましても、変更通知によるものでありまして、増額となっております。

それから、財政調整交付金につきましても、後期高齢者の支援金が前々年度の精算分として、精算をやった関係で減少しておりまして、ここは減額となっております。

それから、県の高額医療費共同事業負担金であります、変更通知によるものでありまして、増額をしております。

それから、共同事業の交付金でありますけれども、国保連合会からの交付額の確定によりまして、高額医療費共同事業交付金として増額となっております。また保険財政共同安定化事業交付金にいたしましては、減額となっております。

それから、一般会計からの繰入金につきましては、療養給付費の増額によるもので増額となっております。

それから基金繰入金につきましても、療養給付費の増額に伴うものでありまして、同様に増額となっております。それから、諸支出金につきましても増額となっておりますが、特定診療の実績によるものであります。

それから、次の 9 ページの歳出ですけれども、主なものは一般被保険者療養給付費として、一般被保険者高額療養費として増額になっておりますし、高額疾病患者の増加に伴いまして、それぞれ増額になっております。

それから共同事業拠出金につきましても、額の確定によりまして、これは不用額を減額したものであります。

それから保険事業費につきましても、特定診療診査事業の実績に伴いまして、これも減額になっております。

それから諸支出金につきましても、出産育児一時金償還金として、増額をしております。以上、簡単ですけれども、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 1、議案第 44 号、平成 22 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第 3 号についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 1、議案第 44 号、平成 22 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第 3 号についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 2 議案第 45 号 平成 22 年度十島村老人保健医療特別会計
補正予算第 1 号についての件

○議長（日高通君）

日程第 2、議案第 45 号、平成 22 年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第 1 号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 45 号について、ご説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成 22 年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第 1 号でございます。

1 ページで 5 千円の追加をいたしまして、それぞれ 245 千円の予算額としております。今回のこの補正予算につきましては、老人保健が今年で終わることになりますので、預金利子の処理をここですようとするものでありまして、歳入では 5 千円、歳出では 5 千円の一般会計繰出をするとい

うことでお願いをしてございます。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

これで討論を終わります。
それではこれから日程第2、議案第45号、平成22年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第1号についての件を採決します。
お諮りします。
本案は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。
従って、日程第2、報告第45号、平成22年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第1号についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
これより、10分間休憩をいたします。
9時20分にお集まりください。

休憩	9時10分
再開	9時20分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第3 議案第46号 平成22年度十島村船舶交通特別会計
補正予算第5号についての件

○議長（日高通君）

日程第3、議案第46号、平成22年度十島村船舶交通特別会計補正予算第5号についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第46号についてご説明を申し上げます。
本案につきましては、平成22年度十島村船舶交通特別会計補正予算第5号でございます。
1ページに予算の総額を示してございますが、歳入歳出総額に今回172千円を追加いたしまして、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ929,031千円と定めるということでお願いをしております。

まず歳入から説明申し上げますけれども、7ページであります。

まず運航収益の中の運賃で、旅客運賃を6,500千円減額をいたしまして、自動車航送運賃及び貨物運賃をそれぞれ5,000千円増額計上をしておりますが、これにつきましては、利用実績の見込みによるものでございます。

それから次の営業収入益でありますけれども、3,915千円を増額計上しております。

これは、7月から11月にかけて運航しました十島村地域活性化事業における宝島と名瀬間の実証運航委託費の収入を計上したものであります。

それから、4番の国庫支出金でございますが、国庫補助金で147,673千円を減額いたしまして、補正後の予算を413,733千円としてございます。

これにつきましては、5号補正予算に要する財源調整をしたものでございます。

それから、離島航路対象外収益で140,000千円を増額計上しておりますが、これにつきましては、平成22年度の船舶特別会計の決算見込が資金不足の比率およそ20%を超えることが予測されるために、一般会計から繰入れすることとしたものであります。

これは前回の一般会計の補正予算の中でもご説明を申し上げたとおりでございます。

それから次の歳出ですが、9ページに入りまして、運航費用のうちの大きな増額につきましては、燃料潤滑油で3,560千円を増額計上してございます。これにつきましては、燃料費の単価上昇によるものであります。

また、運航費用のうちの大きな減額につきましては、船費の船員手当で、4,115千円を減額計上しております。これにつきましては、時間外勤務手当の算定誤り等がございまして、5,000千円の減額が大きく占めているものであります。

それから手当関係では船内荷役手当が貨物及び自動車航送の輸送増の見込みから、1,469千円を増額してございます。

次に、11ページの営業費用の保険料でございますが、852千円を減額しておりますが、これにつきましては、船体保険料の執行による不用額の整理ということであります。

それから営業費用の利子で1,979千円を増額計上しておりますが、これにつきましては、地方債利子償還金で当初予算の算定誤りがあったものでありまして、追加をしてございます。

それから営業費用費の店費で、1,791千円を減額してございますが、これについては、一時借入金の利息の不用額が生じたために整理をしております。

それから、航路補助対象外費用につきまして、344千円を増額計上しておりますが、歳入でも申し上げましたように、4月から11月にかけて運航しました実証運航による宝島一名瀬間の運賃収入分を十島村地域交通活性化協議会へ繰出す額を計上したものでございます。

以上で船舶特別会計補正予算についての説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

まず収入の面で、旅客運賃、それから自動車航送運賃、貨物運賃それぞれが、減少、増加、増加ということなんですが、実績としてこうだったという部分ではわかるんですが、これの要因をどのように捉えておられるのか伺います。特に自動車航送運賃等が増えた理由について、どのような関係で増えたのか、理由が分かっていたら教えていただきたい。

それから、歳出の分で、燃料費の関係、燃料単価の高騰ということで、補正が行われているんですが、今後更なる燃料価格の高騰が見込まれると思うんですが、どの程度まで今現時点で、見越しているのか伺いたい。合わせて、光熱水費の船舶給水量増加ということなんですが、旅客数が減っているのに対して、給水量は増えたという、この要因を伺いたい。以上です。

○議長（日高通君）

航路対策室、安藤巧君。

○航路対策室担当（安藤巧君）

旅客のほう、それと貨物、自動車航送、手荷物、小荷物とあるんですけども、旅客のほうは実際問題にその収入のほう下がっている、利用の方が下がっているという要因としてですね、こちらのほうが考えておりますのは、やはり高速道路の無料化。これが一番大きな要因ではないかなと考えております。

それと、自動車のほうの伸びなんですけども、公共事業のほうはどちらかというと減っていく現象の中で、この伸びが出てきていると。こちらのほうで貨物のだいたいの物流を見ながら感じるところはですね、NTT関係、九州電力関係、その他、私どもの直接村のほうが発注しない工事の関係が、島を特定してあったという実績。それに伴って、いろんな作業者のほうが航送されているということではないかと考えております。

あと、燃料のほうの単価の高騰なんですけど、ご存知のように中東情勢、そして一昨日の東北地方の地震の関係でですね、また高騰のほう懸念されるところではあるんですけども、今現在の60円台のところでは単価リットルあたりになってますけど、これがまた70円台に、直近のほうでなってくるんじゃないかという気はしております。

あと、光熱費のほうの給水量の増加なんですけど、ひとつの要因として、我々が感じるところではあるんですが、桜島の降灰、これがやはりこちらのほうにも時としてしてきますので、そういったものを洗浄のほう、やはり、外側の甲板とかですね、お客さん登ってきてざらざらする。それがもとで滑りやすくなるという形でですね。あるいは、そのうちのほうの係船機械とかそういったものの中にグリスと混じって入るという形もありますので、そういったものを洗い流すために、給水のほうはですね。旅客のほうを使う量よりかは船のメンテナンス、維持管理の部分で増加をしているというふうに捉えております。以上です。

○議長（日高通君）

航路室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

補足説明いたします。

旅客の減の要因ですが、先ほど説明の中で高速道路の自由化というか、2,000円とか1,000円ですが。これはやはり経済情勢が非常にきつくなってきて、近場でお客さんたちが過ごされているんであろうという予測であります。

実際問題、釣り客が減少しているのは現実に見えてますので、そういうものが影響しているだろうと感じております。

また後、多客時期の例年のとおり、台風、あるいは天候不良による延期とかいうもので日程調整がつかないというのがありますので、やはり一番多客時期に集客できなかったことが一番の大きな要因と認識しております。

燃料費につきましては、現在、中東情勢が非常に逼迫しております。それから、原油価格は上昇で、大体110ドル前後ですかね、向こうの価格で。そうすると、110ドル前後ですと、こちらのほうで大体仕入れ価格というのがリッター74～75円程度。ですから、大幅な10円以上の上昇見込みというふうに考えております。

今後この補正予算を計上した場合は、まだ東北三陸地方のものの津波による事故等を想定しておりませんでしたので、今後向こうのほうでの製油所関係、それから石原製油所関係の爆発事故というのがございますので、この辺で非常に逼迫してくる可能性があるというふうに考えております。以上です。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

この実証運航についてちょっとおたずねしたいんですが、今朝ほどの新聞を見ると、今年度は4便増やして23年度は14便の実証運航をやるといふようなことが記事にでてたと思うんですけど、昨年度は確か7便で乗客が160数名、赤字額にすると300数十万の赤字がでてるとでてたんですけど。今後この実証運航をやって、あまり効果が期待できないということであれば今後どうしていくのかどうか。おたずねしたい。

○議長（日高通君）

航路対策室、安藤巧君。

○航路対策室担当（安藤巧君）

22年度の実証運航の計画だったんですけれども、当初8航海計画しました。それで、台風等の影響で1航海なくなりまして、実質7航海で、先ほど議員言われたように160ぐらいの利用客と。その名瀬間、その便の名瀬－宝島間に関してですけれどもありました。

そして23年度については、23年度が最終の実証運航の計画の中になるんですけれども、今現在で12航海を想定をしております。

この中でただやみくもに走るというものでもなく、計画的に。昨年7航海やっております。その前に試験航海を5回やっております。

またそれらの分とは違う運航をちょっと工夫しながら、今まで取れなかったデータをいかに活用して取れるか。また、とったデータをいかに活用していくかというような運航の組み合わせを想定をしております。

昨年の反省点をひとつ申し上げさせていただきますと、ただ宝島便を単純に延伸をして名瀬便にしたとしても、あまり利用客が望めないと。また夏場そういったものをして、なかなか奄美－東京間とのエア代のほうが高くなる関係で、ツアー代が高くなる。だから、経済的なそういった社会情勢の部分もあって、なかなか利用が見込めないというのもありましたので、今回についてはなるべくそういった奄美のほうからのツアーのほうが、完全に旅行代理店のほうが組みやすくなるような、そういった運航を加味しながら、そしてまたこちらのほうからの住民を含めて、鹿児島発の利用のほうも阻害されないような工夫ですね、運航を考えております。

またそうしたことを実証をやった上で、その結果をまた次年度、24年度以降の運航のほうに村の地域の活性化になるようにというようなものに繋げていけるような、効果を発揮出来るような、そういった実証運航を計画しているところでございます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今質疑が出されています旅客運賃の減少、あるいはまた、この名瀬航路を増便にもっていこうという地域公共交通活性化協議会、そしてまた社会情勢の動向等もふまえて、いざ仕方がないものと、それから努力をすべきもの、あるいはまた改革をすべきもの、それぞれあるんだろうというふうに思うんですが、この旅客の減少に関しましては、天候によって悪天候によって、船が欠航になる。これはいざ仕方がないだろうと思います。その中で、いろんなその理由が考えられる高速道路の云々、あるいは、不景気の云々、そういう流れの中で、港湾の整備が遅れたために躊躇しているという客が、足が伸びないという件もあろうかという思いもするんです。

その中で、私達がどういう努力が必要なのか、村長の方針でもあります人口対策。その中でも交流人口をまず増やすんだというような点から考えますと、ますます距離が出来てしまうような、今の状況なのかなと。

その中で、このデータ。例えば住民がどれだけ使って、観光客がどれだけ減っていると。住民の足がどれだけ減っているのか、あるいは公共事業等のからみも含めてね、データをきちんと取って、そして分析の結果、只今答弁したようなその話をしているのかどうか。

片方では新幹線が開通して、皆さん観光客も含めてね、観光客の誘致に燃えて一生懸命努力しているんですよ。

そういう状況の中で、これをただ手をくわえて見てていいのかどうか。あるいはまたこの実証運航の名瀬間を増やそうという、そういう状況の中、ますますこっちのほうが悪くなるのかなと、こういうような流れであればですね。その度に安藤担当が話が、説明がありましたが、その地域の活性化等、それから実証運航といかに結び付けているか、そしてまた交流人口をいかに増やすかということは課題であろうかなという思いはよく理解出来るんですが、その中で私達が日頃努力せないかんことがちゃんとなされているのかなというように、そんな思いがいたしますが、その点についてはどのような感をもっているのか、伺いたい。

前々日ですか、ちょっと質疑いたしました、新幹線の開通で賑わう状況の中、本村のそのフェリーとしまとの交通アクセス、時間の設定のあり方等も含めて、さらに見直して、そして人口交流をはかる、呼び込む、そういうような努力を今後とも益々やっていくべきじゃないのかなと、そんな思いがいたしますので、そこら辺を含めて、村としてある程度の考えがあれば示していただきたいなと。

詳しくはまた２３年度新年度予算の中で、議論を交わすつもりでおりますが、今現状において、どのような感を持っておられるのか伺いたい。

○議長（日高通君）

航路対策室、安藤巧君。

○航路対策室担当（安藤巧君）

先ほど出ました旅客のほうの利用状況のデータ取りなんですけど、こちらのほうは乗船名簿、こちらのほうは毎回うちの航路はそれぞれ皆さん方のほうにご記入のほうをお願いしまして、それを控えております。この中に区分というのがございまして、これが帰省なのか、行政なのか、観光なのかというようなかたちでなっております。

で、これの分を我々旅客のほうのデータ取りの中で入力を毎航海させていく中で、この区分についても分かる範囲ですけども、記入が無ければなかなかこちらのほうで想定をした中で、その区分のコードを打ち込むというようなかたちなんですけど、事実の、実際記入があった部分については、入力をさせていただきまして、それで大体住民の利用がこれぐらいと。観光客はこれぐらいと。行政あるいは業務で行かれる方がこれぐらいというように感じて、データのほうは作成されるわけなんです。

それから、中にはその分を空白で出している方も、正直非常に多いです。そんなもんですから、きちんとしたデータ取りというのはなかなか出来ないのが現状ではありますけれども、だいたい住民の方が３分の１、観光の方が３分の１、業務の方が３分の１というように感覚で、我々もそういうふうに捉えて、こちらのほうをやっております。その中で、前年度と比較して、だいたい観光のほうでこられる方々が、少なくなっている、そんな曖昧ではあるんですけれども、考えでデータのほうを捉えさせていただいております。

それと、地域活性のほうに繋げる、あるいはまた日頃の努力ということで、土曜日ですね、１２日の日に九州新幹線のほうも全線開通をしまして、青森と鹿児島の方が繋がったわけなんですけれども、こちらのほうもそういった情報をもとにしながら、ダイヤのほうの早めの入手、あるいは船の船内のほうへの新幹線の情報のダイヤの表示とかですね、そういったものをさせていただいて、出来る範囲の中で、出来ることからそういうサービスの向上に努めております。

また我々のほうも経営のほうもありますので、そういったものをなるべく支出削減、そして収入のほうの増加に繋がるような、そういった取組みをますます船員と店費の職員のほうと一体となって進めていきたいと考えております。

○議長（日高通君）

航路室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

補足説明をさせていただきます。

まず住民の、定期船の利用状況の実態でございますが、これは先ほどうちの安藤が申したかたちでのデータ採取という形になってございますが、住民の方が３０％ということは、いわゆる住基人口が減っていく中で、それだけ利用客が減っていくという形になります。

それから観光客の動静でございますが、やはり関東方面は団体ではこないんですが、それぞれこられております。

それと、あと九州方面が次という形なんですけど、この中でも昨年の地域交通活性化協議会の中でも、東京から奄美経由で入れようかという話の時にですね。大きな団体での行動はまずないという形でありますので、今の観光客の動向ですね。そうしまして、あと十島の場合はいわゆる離島ファンあるいは特定の趣味の方、いわゆる野鳥観察の方であるとか、釣り客の方であるとか、若干山登りの方とか、そういうような特定の人たちを相手にした利用客に対して、それぞれの協会あるいはそういうところにアプローチしていこうという方針で固まっております。

ですから、現在の中でただ単に分析するのではなく、そういう形での来年度のアプローチの仕方という形で、活性化協議会のほうでやっていくように考えております。

それから、十島村全体としての考え方、観光に対しての考え方というのは、観光係がございまして、そちらのほうときちんと連携しながら、今の定期船の中で、どのようにして運航して、かつ有効的に観光客あるいはそのような人たちを集めていくことが出来るか、ということをしきりと精査していく、実施していかなくちゃいけないというふうに考えてございます。以上です。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

説明の中身はよく理解できます。

ただ私が申し上げたいのは、過去に何回もこういう議論をする中で、フェリーとしまではなく、その以前の船の運航収益を上げるための、再々努力をされたかどうかということも過去においても議論はされてきたんですね。あるいは公共事業のための、資材をフェリー、定期船で運ぶような営業努力も図るべきだということも含めて、ふまえて今日があるわけですが、この運航収益の中の自動車航送料、貨物運賃等は、その自然体の中で増えてきたことなのか、その営業努力、そういうものがそこにあつてのこういうことなのか。

あるいは、旅客運賃のマイナス650万とかいう数字に関しましても、私達はもっとも努力して増やさないといけない、この数字なんだろうと思うんですね。一人でも二人でも、それが友好島民の、村が行っている友好島民、あるいはまた村がモットーにしております、これからやろうとしている必要最大限の人口対策も含めてね、繋がってくるんだろうと。あるいは、この地域公共交通活性化の中身にしましても、同じことなんだろうと思うんですが、その中で21年度は私、地域公共交通活性化のメンバーとして議論をした経緯があるわけですが、今の状況でどのような方向へ流れようとしているのか。また国からのその補助金等は、どのような形で打ちきられるのか。あるいはその赤字航路の中で、県国に面倒をみてもらっているお金等は、航路補助等は、どうにもできない状況になっているのか、その点についても分かる範囲で伺いたい。

それと、新年度の予算審議の中で、このマイナス650万のデータ等を分析したやつがあれば、議長を通じて、資料の提出を求めます。以上です。

○議長（日高通君）

航路対策室、安藤巧君。

○航路対策室担当（安藤巧君）

運賃のそれぞれ旅客運賃、自動車航送、貨物運賃等の増加減少のほうは、こちらのほうであるわけなんですけれども、これ、私どものほうが、業者さんのほう、あるいは旅行代理店のほうにフェリーを使ってくださいということで、営業をするということは正直あまりありません。ただ、一点だけですね。昨年夏に、奄美まつりのほうに合わせて、船のほうを運航させていただいたわけなんですけれども、そのときに名瀬のほうに2泊ありましたので、実証運航の分のパンフレットを持ちまして、奄美市内、それと龍郷の西側のほうのペンション経営者の分にこのパンフレットを配布しました。

それと、名瀬市内の奄美市内の新聞社2社、こちらのほうを訪問しまして、「こういう実証運航をしていますので、利用のほうをしてくださいね」ということで、広報の依頼と、あとそういったホテル、ペンションのほうにお客様へのチラシの配布をお願いした次第です。

それと、同じようなことを年末ぐらいだったんじゃないかと思ってますけれども、同じチラシをもちまして、チラシ自体が名瀬のバージョンと鹿児島市の北のバージョンと2つありましたので、北のほうのバージョンをもちまして、うちの観光係のほうはやはり鹿児島市内のホテルのほうに、観光、そしてフェリー利用の促進のためのPR活動を、チラシの配布にはなるんですけど、行った実績があります。

自動車航送貨物についてなんですけれども、こちらのほうも今鹿児島港からの分も代理店のほうにお願いをしております、代理店のほうが特段営業をかけるというわけではないんですけれども、出来る限り船の少ないキャパのほうを考慮しながら、依頼のほうには出来るだけ答えるという段取りをしております、安全運航のほうがつきものですので、その分船側のほうの担当船員のほうと要領の方を見ながら、出来る限りその要求にこたえます。

安心安全に、これを間違いなく受け手のほうに届けるというような義務を果たすということを前提としてこれを行っております。

またその行為がそういった信頼性のほうにも繋がっていくんじゃないかなという気がしております。

で、今のこの地域活性化協議会のほうの、今後なんですけど、今の段階では、今年、だからこの地域交通活性化協議会のほうを立ち上げようとしている所はですね、法の改正のほうになりまして、国のほうの方針が変わった関係で出来ないようです。ただ、今まで我々、昨年実証運転1回目をしまして、今年が2年目になるんですけども、経過措置ということで、十島村については地域交通活性化協議会のこの実証運航を含めて、経過措置ということで、23年度までは実証運航を行うことが出来

ます。勿論、昨年２２年度同様に、補助金のほうも国が半分は持ちますよというようなことが条件です。ただし当初予定をしておりまして２４年度の実証運転のほうは、結局これが方針が変わりましたので、それが出来ない。２３年度で実証運航については終わりますよという形です。

そして航路補助の制度自体なんですけど、こちらのほうもそれとあわせまして、法律、法のしくみが、補助のしくみが大きく変わっていくようです。こちらのほうは、今まで国のほうが監査をして、国から直接村が補助金を頂くというような仕組みだったんですけど、それぞれの都道府県含めて、船の場合ですけど、協議会のほう、あるいは村単独のほうの分を、この例えば今、先ほど出ました活性化協議会ですね、そういったものも含めて、それがスライドするような形で、協議会のほうが構成されまして、船は離島航路の船は船の分野でそういったものが、鹿児島県全体で構成されるような形になるんじゃないかと思われま。

その中で、監査自体は協議会のほうがするのか、あるいは協議会の依頼によって、国のほうがするのかまだ確定はしていないところではあるんですけども、監査を受けて、それをもって国のほうから事業者が補助金のほうは受け取るというような仕組みだということ聞いております。

その中でひとつ懸念されるのは、船の運航の事態をいろいろと模索しながら、収益が上がるように維持出来るような形でやらないといけないんですけども、その時には必ず航路改善検討会、こういったものをそれぞれ立ち上げてもおかないと、これまでと違ってですね、村の方針でぱっと物事が決まっていけない。前提として、この検討会という全体の枠組みの中に、を作って、外部からの意見を聞いたりしながら、それを変更を加えていく、あるいは努力工夫をしていくというような形になっているようです。

今回の補正のほうの分析データなんですけど、簡単なものではあるんですけども、後ほどまとめまして、皆さんのほうに配布をさせていただきますので、ご理解ください。

○議長（日高通君）

５番、平田傳義君。

○５番（平田傳義君）

この運賃の、さっき６番議員が言っていました、いわゆる荷物を出来るだけ積んでもらうような方向でという話がありましたが、村内３箇所で２２年度計画だと思いますが、ある業者が入って、悪石島とか小宝島、宝島ですか、一緒に多分仕事をやったんだと思うんですね。

その中で、プラントが動かないという状況の中で、一旦貨物を借りて、３カ島に資材、今言うプラント動かないものですから、セメントの砂とか砂利とかですね。量はどのくらいあったのかわかりませんが、宝島はわかりますけれども、そういう状況で運んでいるんですが、私が聞いた範囲で大体２００万ぐらいと聞いたんですが、こういったものは入札時にですね、わかりませんよ。いろいろ条件があって、積めないと言う場合もあるかと思いますが、入札の折に、これを使ってくださいという条件が来ていなかったのか。それから業者から「こういう荷物があるんだけど、つんで欲しい」というような交渉等はなかったのか。まず一点伺っておきます。これは動いたのは年明け、年を明けてからですので、２２年度分を事業でそういったものがあったと思いますが、業者から何もそういうのはなかったのか。それから入札時にそういう条件はつかなかったのか。分かっている範囲で説明してください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

工事請負契約は工事のその入札に関してございます。

私どもが入札をする時、そういう資材とか例えば生コンクリートとか、そういうのは全て県のほうが、県の統一単価表というのがございます。それをもとにしてこちらのほうは積算しますので、十島を利用してくれとか、そういうのは仕様書に謳っていることはありません。

○議長（日高通君）

５番、平田傳義君。

○５番（平田傳義君）

ありませんではなくて、それは出来ないということですか。そういうことは、たとえば、そういう資材をね、県からのそういったのが、あれは単独じゃないですかね。そうですね、小宝島あたりは県も入っているんでしょうかね。そういうことは出来ないということですか。出来ないと言うこと。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

過去ですね、公共事業の中で、村の定期船を利用した形でのその仕様書上の中に特記事項ということで、付記したことがありました。

ただ、経済課長が言われるのは、例えば大型の港湾3港を抱える中で、どうしても定期船だけでは運搬は無理だというようなものについては、そこまで踏み込んだもので、特記仕様には触れていないということがあります。

先ほど申しましたような形で、20年と21年度に総務課関連でブロードバンドの整備をしたわけなんですけれども、その際には特記仕様の中に定期船を利用しなさいということでは記しております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

やれば出来ると言うことでしょうかね。

しかも、しかもですよ、そういう大きなね、としまに積めないとか、私の見ている限りですよ、そういうものがなかったんですよ。

例えば1トン袋、さっき言いました砂利、砂、セメントですか。これ2～30、宝で2～30袋です。これをとしまに積めない。契約の時、今言う仕様書等々のね、これからも多分、島のプラントが動いているのがどの程度あるのか、私わかりませんが、ちょっとした工事であれば、多分そういうのがあるんだと思うですよ。やはり、それは、県であっても、それはダメだとは私は言わないと思うんですよ。赤字の船を走らせて、県からもらうわけですから。200万は大きい金額だと思うんですよ。

ぜひその辺はまた、いろいろできない面もあるのかもわかりませんが、この赤字を解消するという意味では、やっぱり検討するべきだというふうに思います。

それともうひとつ最後に確認を含めて、何回も聞くんですが、なかなか安藤君、分かりづらくて、本当はこう後でも書いてもらえばいいんですが、もしあれだったらあとで書いてお願いしたいんですが、奄美の運賃が1才、例えば宝まで、奄美から宝まで、鹿児島から宝島、勿論距離によって多分としまの場合3つに分割されていると思います。多少の差額があると思うんです。90キロぐらいですか。そういった意味で1才、いくらか、ちょっと教えてください。

○議長（日高通君）

航路対策室、安藤巧君。

○航路対策室担当（安藤巧君）

貨物運賃のことですけれども、名瀬と宝島この間をひとつ例にとってお知らせしますと、トータルで荷役料含めてですね、荷物一個720。運賃はですね、130円になります。

これは鹿児島の方と大して変わらない額になります。含めますと、荷役料も水揚料を含めますと728円です。一個、1才あたり。

鹿児島からだと宝島まで277円です。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

（聞き取り不能）その聞くんですが、90キロと300キロですよ。単純にですよ、倍以上、というのがよく分からないんですよ。それで、ちょっとここに去年のですね、これは個人のものではなくて、私どもの売店でちょっと集計をした運賃ですが、鹿児島から宝島、奄美から宝島、という運賃のあれでいくと、鹿児島からの60%になるんですよ。運賃が。非常にやっぱり高いということなんです。

それで私どもは売店やらその他も肥料等々もそうなんですけど、車検があれば、人の車に頼んだりして、そういうことをやっているんですが、何でかというのがちょっともうひとつわからないんですよ。分かっている範囲でまた。

○議長（日高通君）

航路対策室、安藤巧君。

○航路対策室担当（安藤巧君）

名瀬一宝間、それと鹿児島一宝間、先ほど水揚げ料も含めましてということで、それぞれ名瀬一宝間は728円、名瀬一鹿児島間が277円。これはみかん箱ひとつぐらいの大きさの物についてなんですけど、その金額をご提示させていただいたんですけど、この差というのが、結局運賃は変わりません。フェリーの運賃はですね。その大きく差が開いているのは、それぞれの港の水揚げ料、荷役料ですね。これが鹿児島港と名瀬港で違います。その関係でその差が出ているわけです。

鹿児島の場合ですと、運賃130円。鹿児島港の荷役料、水揚げ料ですね。68円。村内の水揚げ料68円です。名瀬の場合です。これが村内のほうは68円変わりません。運賃のほうは130円。村内の水揚げ料が68円。名瀬港の水揚げ料が530円です。これがですね、セッティングがちょっと違っておりまして、鹿児島の場合と名瀬港の場合はですね。鹿児島の場合は、通常我々の方で表現をします1才、これが2才になると、結局その荷役料のほうも68円かける2というふうに倍、倍、倍と、才数に応じて68円の単価にかけていくような形で増えていくわけです。名瀬港の場合はですね、1才から10才くらいまで据え置き。

だから名瀬港の場合は、みかん箱ひとつも530円なんですけど、ちょっと大き目のものについても530円という。またそのランク上を行きますと、また少し上の金額のほうの水揚げになるということなんです。

○議長（日高通君）

航路室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

荷役料につきましてはですね。鹿児島港の場合は鹿児島港の指定港湾でございますから、その中の統一料金です。奄美の場合もその中の荷役組織が、関連会社がございますので、その中の統一料金という形になっております。

いわゆる鹿児島港の場合ですと、最低が1才から順次あがっていくと。奄美の名瀬港については1才から5才、あるいは10才かちょっとわかりませんが、そこまでは最低の荷役料という形の設定というふうになっております。以上です。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今の質疑内容を聞いてみますと、かなりのこの差、またそれぞれにいわばメリット、デメリットあると思います。

ただ今後、その私の村が名瀬間を4往復しようという中で、物流も含めてやろうとした場合に、住民にとってその少量の荷物を、貨物を移動させて、その積み重ねが、また大きくなっていくんだろなという思いがするんですけど、そこら辺の調整等は組合等があるという関係で、絶対に無理なのか、そこら辺も含めて、今後のこの交通活性化の中でね、また議論して、奄美とのその連携を図っていく必要があるのかなと、そんな思いがするんですが、その点についてはどのように考えておられるのか伺いたい。

○議長（日高通君）

航路対策室、安藤巧君。

○航路対策室担当（安藤巧君）

ご承知のように、その名瀬港のほうにはそれぞれの港湾事業所内の協定というのがもう存在をするということで、これまで担当者レベルのほうではこれは改善できないものなのかというようなお話をさせていただいたことはあります。

おっしゃられるとおり、人1人が動いたときに、やはりそれが貨物1個だというのは大体標準的なほうで分かるわけなんですけど、その分が高額に、鹿児島のほうと比べるとセッティングされている中で、ただあちらにはあちらのそういった環境状況というのがございます。こちらのほうもやれるとしてもですね、早急にこれが改善出来るものとは考えておりませんので、適宜様子を見ながら、なるべく改善する方向でですね、何とかアプローチを出来ていけばいいかなと、そういうふうな方針でおります。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終ります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
それではこれから、日程第3、議案第46号、平成22年度十島村船舶交通特別会計補正予算第5号についての件を採決します。
お諮りします。
本案は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。
従って、日程第3、議案第46号、平成22年度十島村船舶交通特別会計補正予算第5号についての件は、原案の通り可決することに決定いたしました。

○議長（日高通君）

審議途中ですけど、これより5分間休憩いたします。
10時55分にお集まりください。

休憩	午前10時50分
再開	午前10時55分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第5、議案第48号、平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算第5号についての件を。
失礼しました。訂正します。

△日程第4 報告第47号 平成22年度十島村介護保険特別会計 補正予算第2号についての件

○議長（日高通君）

日程第4、議案第47号、平成22年度十島村介護保険特別会計補正予算第2号についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第47号についてご説明を申し上げます。

本案は、平成22年度十島村介護保険特別会計補正予算第2号でございます。

1ページに予算の総額を示してございますが、今回の予算につきましては、歳入歳出それぞれ7,399千円を減額いたします。

従いまして、歳入歳出予算の総額につきましては、それぞれ84,294千円といたしまして、介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額につきましては、6,659千円を減額し、歳入歳出それぞれ83,572千円、介護サービス勘定の歳入歳出予算総額をそれぞれ740千円減額いたしまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ722千円と定めるということをお願いをしております。

今回の補正予算につきましては、只今申し上げましたように、予算の整理を行っておりまして、まず歳入でありますけれども、8ページに示してございますように、まず保険料の見込みが確定をしておりますが、2,200千円を減額するものであります。

それから、国庫支出金につきましても、1,419千円を減額いたします。うち、国庫負担金で1,035千円。国庫補助金で384千円が減額ということになります。

それから、支払基金の交付金でありますが、2,302千円、それから県支出金で1,086千円をそれぞれ減額をしております。これにつきましては、介護給付事業の減によるものでございます。

それから、繰入金で9ページに書いてございますが、基金繰入金といたしまして、介護準備基金から247千円につきましては、これは平成18年度から平成20年度までの実績の確定によって国庫等への償還によるものであります。

また、介護従事者処遇特別基金から50千円を繰り入れるものでございます。これにつきましては、介護保険制度の啓蒙等を行うことから、生じるものでございます。

それから歳出に入りますが、歳出につきましては、介護給付費の事業量の減によるものでありまして、7,602千円を減額してございます。

まず、諸支出金につきましては、12ページになりますけれども、平成18年度から平成20年度までの介護給付事業が確定されたことに伴いまして、国庫負担金等の償還分を912千円増額を計上してございます。

それから、介護サービス事業勘定でありますけれども、今回の補正につきましては、予算の整理を行ったものであります。歳入では一般会計繰入で740万円減額してございます。先ほども申し上げましたように、事業料の減額ということになります。

それから歳出では、一般管理費514千円、研究研修費226千円をそれぞれ減額してございます。

一般管理費につきましては、パソコンの保守期間及びリース期間が終了したもの等を予算計上しておりましたのを、減額ということにするものであります。

また、研究研修費は一般会計による事業で実施が出来たために、不用額ということで減額をしたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君

○6番（用澤満男君）

この介護保険に関しましては、新年度予算の中でも勿論これから審議されていくわけですが、現在22年度に宝島で小規模多機能に類似するサービスを試験的に行ったと。その中で、この介護保険の中では、今のところ出来ていない。そして23年度になったら勿論介護保険の会計の中で介護することになるんだろうというふうに思うんですが、そういう状況において、この歳入歳出がどのように変わっていくのかなど。

私達その初めてそういう経験をするわけですが、その点については担当課長はどのように考えているのか伺います。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

現在モデル事業としてやっておりますけれども、２３年度からは当初から介護保険事業にのせるわけではありませんので。まず、その事業の現行ですね。継続いたしまして、それで、一部負担金等も徴収しながら、事業の推移を見守りながら、そして、その事業量がどうなっていくのか、ということについて見ていきます。

それで９月等の補正予算等で事業費を計上するということになるのかと思っています。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

それではこれから、日程第４、議案第４７号、平成２２年度十島村介護保険特別会計補正予算第２号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第４、報告第４７号、平成２２年度十島村介護保険特別会計補正予算第２号についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第５ 議案第４８号 平成２２年度十島村簡易水道特別会計
補正予算第５号についての件

○議長（日高通君）

日程第５、議案第４８号、平成２２年度十島村簡易水道特別会計補正予算第５号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第４８号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成２２年度十島村簡易水道特別会計補正予算第５号でございます。

まず１ページに予算の総額を示してございますが、歳入歳出それぞれ１０，１１８千円を追加いたしまして、歳入歳出の総額はそれぞれ６７，２４３千円ということをお願いをしております。

それから、第３条で、明許繰越費の補正をしております。

それではまず、歳入から順を追って説明を申し上げますが、まず事業収入で、３６０千円の減額をしております。これにつきましては、使用料の減少に伴うものであります。また督促手数料といたしまして、５千円を計上しております。

次に一般会計繰入金で、10,467千円を計上してございます。これにつきましては、歳出に対する一般会計からの繰入金ということになります。

それから諸収入ですけれども、6千円を計上してございますが、これにつきましては、簡易水道特別会計における預金利子を計上したものであります。

次に歳出ですけれども、建設事業費の簡易水道施設改良工事の工事請負費といたしまして、平島地区での水道ポンプ室及び第2水源のポンプの故障に伴う配電盤修理の工事費として、1,176千円を計上いたしました。

またきめ細かな臨時交付金事業での各島への滅菌施設整備としまして、10,000千円を計上しております。設置地区につきましては、口之島地区が1基、中之島地区が2基、宝島地区が1基となっております。計4基の設置になります。

以上で簡単ですが、簡易水道特別会計補正予算第5号についての説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

歳入のほうで、水道の使用料が減額となっておりますけれども、この要因について伺います。どのような原因で水道料が減少になったのか。

次に歳出のほうで維持管理費がですね、910千円の減となりますけれども、これ、減額になることは良いことなんですけど、維持管理がスムーズに行われたというふうに解釈で良いのか、説明をお願いします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まず、使用料の減額でございます。360千円しております。これは当初8,400千円計上していたんですけど、12月31日の現在で、今後3月いっぱい位まで使用数量はどのぐらい見込めるかなという予測を立てましたところ、だいたい8,040千円程度しか使われないんじゃないかということで、360千円減したわけでございます。その要因としましては、こちらのほうで各家庭の皆様にいろいろお聞きすることもできないわけでございますけど、原因といたしましては、やはり今後4月から水道料金その他がいろいろ値上がりになったりします。その間にまた今回も今まで畜舎等にいろいろ水道を引いていた方々がいらっしゃいました。そういう方なんかも今後上がると見越して、中止をしたりとか、それなんかもいくらかの要因になっているのではないかと考えております。

それから、先ほどの910千円の減額の要因でございます。

中身としましては、需要費の高熱水費、これがですね。大体500千円、高熱水費というのがモーターとか、そういうのなんかを計上してたんですけど、これは皆既日食等なんかのやつをいろいろ計上しておったものですから、一番大きな要因がこの高熱水費がだいたい500千円ではないかと考えております。

それから、修繕料の執行残ですね、その整理が237千円ございます。

それから保守点検の委託料、これが6万円程度減額しております。そういうのをいろいろして、維持管理そのものの経費はそんなには今後漏水とかですね。起こしたための維持管理そのものはあまり減額していません。今までやった光熱水費等のそういうのが主な要因だと思っております。

今までその漏水とかそういうのがあって、今この中で適正な管理を今ちゃんと進めて参っております。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

4月より水道料金が値上げということで、住民の皆さんも節水に努めているということで解釈をしております。また、歳出のほうの維持管理のほうもですね、今後とも適正な管理の上においてですね、住民の皆さんに適正な水の供給がですね、出来るよう努力を頂くことを望んでおります。

この維持経費の中でですね、年間にやっぱり漏水とか排水管の破れ等があるんですが、早期にですね対応出来るような、そういう体制も整えてほしいと思っておりますので、維持管理の徹底をお願いしておきます。以上です。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

この繰越明許の関係で、2工事、年度をまたぐということなんですが、この工事の完了はいつごろを目途にされているのか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

簡易水道のきめ細やかな工事で滅菌装置そのものを計上してあります。5月いっぱいまでには全て工事は完了出来るように努力いたします。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

私も平島の水道関係について、断水等もありまして、急遽専門業者を呼んで点検をしてもらった経緯があるんですが、その中で、かねてから私が申し上げております、その水源地の数量等をまだ各島全然把握されていない。たとえば水が足りない。で、どこが足りないのか、もともとその水量が変わらないのか、それすら把握ができない。そのような状況がひとつ。

それからまた特会が、水道特別会計が始まって、そんなに年数がたっていないわけですが、勿論地域の人たちが担当を引き受けてやっている。ところが専門的知識がそこに備わっていない。そこら辺の維持管理をしていく中で、専門的な知識を何らかの形で指導していく必要があるのかなと。

漏水探知機の使いかた。そこら辺も含めてですね、ある程度は地域の人が数名集まって、それに詳しい人の指導を受けながら、クリアはしたりはしているんですが、そういう専門的な知識も、全てのことじゃなくても、船便が毎日来ていない。業者を呼ぶにしてもすぐすぐにはいかないというような状況の中でね。担当の研修も含めて指導をしていく必要があるのかなと。

かなりそういう面で後手後手に回っている。その工事と申しますか、水道に関する対応の仕方が後手後手に回ったという経緯もありますので、そういう研修等も含めてやるべきじゃないかという思いがいたします。

それと、その漏水探知機、村で購入して設置をしてあるわけですが、その船便も踏まえて、鹿児島へ置いたほうが良いのか、あるいは、どこの島に置いたほうが即各島の対応にちゃんと順応出来るのかということも含めて議論を交わして置く場所も決める必要があるのかなと。と申しますのは、どこにあるのかわかんみたいなの、そういうような感もありました。また、担当の者も、漏水を発見するのに、村の探知機では難しいだろうと。そしてその特定の業者へ頼んで、特殊なやり方でしたほうが100%だと。ただしそれにはお金がかかると。

一時、小宝島の漏水を専門業者を頼んでした経緯がありました。それを意味しているんだろうなという思いがするんですが、それをその全て業者まかせでなくて、先ほど申し上げました水道の担当あたりも漏水探知機、今村が現在買い置きしている漏水探知機の研修等もすればですね、そんなに大掛かりな、しかも膨大なお金を使わなくても、発見が出来ると言うような経緯もありますので、研修を徹底させればと。

それから、活用の仕方。漏水探知機の活用の仕方も含めて、研究していく必要があるのかなと、そんな思いもしますので、担当課長が水道の担当によくそこら辺は話をして協議をしていく必要があるのかなと思うんですが、その点について伺います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まずその水道の調査、水量の調査でございます。これは昨年の4月1日以降議員に言われたとおり、ご質問があがるものですから、出張員会議の際に必ずそれをしろというふうで、担当のほうも申したそうでございます。

今のところ、調べたところ、結果はどうだといろいろ聞いたんですけど、小宝島、諏訪之瀬島の場合は、その水道そのものというのは、小宝島の場合は特に海水ですので問題はないですよ。他の島においては、実施している島もあります。ちゃんと月々ちゃんと送ってきます。これだけ水量が出たと。他の島においては、他の島のものにおいては、その未実施の所もあります。全然送ってこない所もあります。もう、聞いてみれば再三担当のほうは「送ってくれ、送ってくれ」というらしいんですけど、なかなかその、それぞれ現地においては出ている所がずいぶん長い所もありますので、そこの現地まで行くのが大変な所は、どこかその1回集まる所のやつを時間的に計ってみるとか、いろいろ努力は出来るかと思いますが、担当のほうとしてはちゃんとそういう風にして指導はしているそうだと思います。

今後もその指導は続けていきます。そういうあがってこないところにおいては、ちゃんとするようにと、厳しくまた指導いたします。

それから、先ほどのその漏水探知機でございます。漏水探知機につきましては、なかなか使うのは厳しいと。それでこの前小宝島であった時は、すぐに発見出来たということでございますけど、今後また漏水探知機を使うようなことがあればですね、その水道管理者にずっと着いていってもらって、どういう調査をするのかとか見てもらって、今後のもし何かあったときの場合に、そういうのに役立てて業者まかせにするのではなくて、一緒になってどういう形でとるのか、それもいい現場研修ではないかと思っておりますので、それをさせようかと思っております。

それから、水道管理者に今後はやっぱり専門業者から、Q&Aですかね。困ったときのどういうふうにすればいいのか対処法とか、そういうのも専門業者にお聞きしましてですね、そういう指導する書類等がございましたら、管理者のほうに送って、こういうときにはこういうのをやってくださいというのを今後やっていこうかと思っております。

水道料金が4月1日から上がるわけでございますので、今までないいろいろな指導をですね、やっていって、やっぱり村民のための、何のために料金改定をしたのかと言われないうなものにしていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

同じことの繰り返しをしないように、担当にも指導して、徹底した指導もしていただきたい。

それともう一点、各島のこの水道施設そのものが、老朽化をしていった場合に、あちこちで手直しをせないかんそういう問題が出てこようかと思うんです。

そうすると私の地域の事例を申し上げますと、集落から海岸まで水道を引いております。その当初特定離島で水道の設備を全てしたのが昭和50数年でしたかな。

それからかなり、こう、その時点じゃなくて、その前から海岸へは村の単独事業で水道を引っ張っていると。ところが、老朽化なのか何かわかりませんが、しょっちゅうあちこち外れて破けると。担当そのものがそれを探すのに時間は費やすは、日当すらそこに出ないと。委託料だけでは合わない。そのような状況が私も目の当たりにしながらね、特にその水が足りない。断水が続く中で、そういうのが起きるもんですから、夜中でも走らんないかと。

そのような状況の中で、ちゃんとした人件費等のものが適正にされているのかどうか。ややもすると、「俺は嫌だ」というような形で、例えば公共事業に出て行くのを休んでその作業をしているんですよ。そこら辺の兼ね合いもきちんと検討して対応していく必要があるのかなと。そんな思いもしますので、おそらく賃金等の対応は何もされていないんじゃないかと思うんですが、その点についてはどのようにしているか伺いたい。

それと今後の方向性ですね。それも含めて伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

漏水等が発生した場合の調査費用、そのものというのは、管理者には日当をお支払いしています。各島からもそういう事例が何件もございまして、今までちゃんと日当等、お支払いしています。

それから、その老朽化の件でございます。やはりそれぞれの施設、それから水道管にしても、その有効期限ですかね。そういうのがございます。

タンクにしては何年に 1 回は替えなさいと、そういうのがございます。それに則って、やはり古くなった管は、その国庫補助事業のそれだけにのせるのではなくて、ある程度のやっぱり管が古くなれば、漏水とかそういうのは勿論考えられますので、いつ頃敷設したとか、そういうのもちゃんと調べてですね、耐用年数が過ぎたやつにつきましては、耐用年数が過ぎて、またそういう漏水等が頻繁に起こるようなところであれば、今後もし取り替える必要にあるのではないかと考えております。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

そうすると、今現在その漏水等で担当が動いたものに関しては賃金で対応していると。そうすると私の地域の中でね、この間の断水も含めて、その賃金を支払ったかどうか、確認をしてもらえませんか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

賃金の要請があればですね。こちらのほうでなくて、出張員なり、その人がこっだけ働いたよと、それがあがらないと、うちのほうでは、そっちの賃金そのものというのは支払いは発生しません。

だから、出張員があげていただければ、こちらでもその 1 日 2 日なり働いたその日に応じて、賃金はお支払いします。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この水道会計がスタートする平成 16 年だったかと思うんですけれども、以前この水道会計の歳出のほうを極力減らそうと。結果的に歳出が増えてしまうと最終的には住民のほうの水道使用料に跳ね返るということを考えまして、塵芥処理を担当する者と、水道の管理者は同一人をお願いしたいということで、1 年に 1 回もしくは 2 年に 1 回の公募というかたちで、その人選を考えたいと思います。

そして、この水道の諸業務については、塵芥処理費の中での業務で賄ってもらおうということで住民にも説明し、その公募する際にはそういう条件でその人選をしたかと思っています。このこと等は議会にも相談した上でそういう判断でしてきているんじゃないかと思っています。

質問に言われますように、賃金のほうについては、支出はしていないんじゃないかということ等を、私はそういう認識をもっております。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

補足しておきますが、水道の施設の老朽化の関係で、村のその方針等を決めております。先日悪石島が終わったあとの対応について決済がまわってきておりましたが、悪石島のあと中之島の計画をするようになっておりましたので、私の記憶では中之島の本管は近年した経緯があります。

従って、平島のほうは古いんじゃないのかと、そこらの調査をして、やはり古いほうから改良していかないといけないよと、そういう指導はしておきましたが、その後担当からの情報は入っておりません。しかし、そこが本当にそうであるかどうか、きちんと調査をさせてやりたいと考えております。

○議長（日高通君）

用澤満男君の本件に関する質疑は既に 3 回になりましたが、会議規則第 55 条の但書の規定によって特に発言を許可します。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

担当課長、あるいはまた総務課長、村長の説明の趣旨はよく分かります。

この事業計画を載せる時点から、私は各島のその施設の新旧の関係についてはよくわからない状態ですね、次はどこをするんだと。当然こっちのほうが老朽化が進んでいるからそうするんだと。そういうような形で私も認識のもとに議会でも議論させていただいたと、そういうふうに私は考えております。

ただその住民の声、あるいはその施工された年度あたりも把握出来るのは行政側であって、そこら辺は調査して、その中で村長がおっしゃるように確認をした上でね、計画を立てていくということが私は重要なことじゃなかろうかと。そしてまた、古くなると突拍子もないような形で、断水が起きたり、いろんなかたちがあるだけに、その対応の仕方、それは担当課長は賃金は払っていると。じゃあ片方は払っていないんじゃないだろうかというような曖昧なそういう流れがありますのでね、勿論その出張員にもしかり、そして担当、水道担当にもきちんと積算もちゃんと教えてね、何時間したのか。そういうこともどこまで賃金を払えるのか、そういうことをしていかなければ、今後その水道料金はあがったは、その対応が悪いということでは、住民の行政に関する水道会計に対する反発は必至だろうという思いもしますので、そこら辺は徹底してやるべき。そんな考えますので、指導のほどをよろしくお願いしたい。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

新たな水源開発ということで、悪石島も3箇所ほど試掘をしたんですが、その結果がわかっていたら教えていただきたい。

それと23年度の予算書をみても、まだ水源開発という形で載っていますが、確実にその水が出るようなところをですね。本当に調査してやらないと、何回も同じことをやると全く意味がないと思いますので、そこら辺も考えを聞かせていただきたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

悪石島の水源開発の調査につきましては、平成22年の9月から22年12月まで行いました。

まず調査するにあたって、電気探査を5箇所ほど測定いたしております。その中から、一番先に水が出るのではないかとということで、掘削しまして、したところが19mほど掘ったところが、その土質そのものから判断して、これはちょっと出ないのではないかとということでやめた経緯がありまして、そこで地元の方の要望からですね、ここを掘って貰えば出るんじゃないかなということで、2番目にまたそこを掘削しましたが、それも5m程度掘ったところが、土質そのものからこれは出ないんじゃないかとということで、当初の契約では20mを掘削する予定でございましたけど、2つも掘って出ないということは、やっぱり業者さんの方も、何らかのやっぱり結果をもって役場に帰らんことにはいかんということで、そのナンバー、一番先に掘ったところの水域ですかね、脈ですかね、それを下方のほう、下のほうに移しまして、そこを大体31mぐらい試掘しました。試掘した結果、やっぱり水が出ませんでしたけど、その地点が大体31m掘ったところが、海拔50mくらいのところでとまったということでございまして、業者さんの企業努力の結果、当初20mだったところを3箇所も合わせまして、40m程掘っているわけでございますけど、それ以上やってしまうと、企業努力もハッキリ言って、会社もやっぱりいろいろ考えた結果、これ以上はもうちょっと掘ることは出来ないけど、これをあと20mぐらい掘れば出るのではないかと、なんかそういう自信があるそうでございます。

その結果でもって、電気探査ですね。じゃあ新たにこの結果をもとにして新年度でもう一回、3回目掘ったところを試掘しようということで、新年度に持ち越したということでございます。掘り下げてです。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

あと20mぐらい掘るということは海拔以下になるということ。ならんかな。是非掘り当ててもらいたいですね。というのが、要望として、その学校に新たなプールも作らないといかんということで、どうしてもプールには水が必要ですので、どうしても掘り当ててください。お願いします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

あと20m掘ってもですね、海拔30mぐらいのところにとまると言うことで、海より下になるこ

とはないということでございます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

質疑ではありませんが、資料要求をお願いいたします。

先ほど申し上げました維持管理費の中で、保守点検あるいはまた漏水探知に携わった、作業をした、その人夫賃の各島のデータを資料を提出願いたい。

○議長（日高通君）

只今用澤満男議員より資料要求のありました件につきましては、経済課長のほうで準備を願いたいと思います。

他に質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

あわせて資料要求です。

各島の水道の管理の部分で、配水地から出た水の量と、それから各戸別のメーターの分とを差し引きをすれば漏水料はどのくらいでているというのはおそらくデータとしてもっておられると思いますので、そういったデータも各島ごとにまとめたものを頂きたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

私の知っている限りでは、中之島だけ水源地から出た大きなメーターがございます。後の島はそのまま貯水タンクに入っています。

中之島の場合は、その検針のたびに送って来たり、送ってこなかったり、その源水地ですね、あるものですから、ちょっとこれは調べて、もしありましたら、中之島だけでも提出させます。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

滅菌機のことについて、ちょっと。まず3カ島ということで宝島も入っているようですが、課長はご存知だと思いますが、宝島はろ過機、自治会で平成10年前後に入れたものだと思うんですが、一体になっているやつなんですけど、同じタイプで適応出来るのか。

それともひとつは、今動かなくて、もしくは耐用年数が来て変えるのかというのを再度お尋ねします。

それと他の島についてはやったところもあるんでしょうけども、その辺もわかっていたら教えてください。

それからもうひとつですね、昨日一昨日でしたか、牛の飲み水のことでちょっとお話をしました。さっき言ったろ過をしておりますので、ろ過というのは水をきれいにするものが大きなモーターがあるんですが、これのですね、ろ過した分を何回に1回というのはちょっと私も携わってないんですけど、忘れましたが、10分ぐらいの逆洗という、要するに、その中を洗うシステムの機械なんです。多分これ今稼働していると思うんですよ。この水が逆洗、分かりませんが、2～3トン。5分ぐらい逆洗、要するにタンクの中を洗う水、これが全部捨てられているんですよ。そして、今は、前はちゃんとうまって、下水に流れてたんですけど、今はもう道路に流れっぱなし。その時だけね。

この水が利用出来ると思うんですよ。さっき言った牛の飲み水にね。それでこれをですね。是非、畜産、獣医師さんと話をして、子牛の、親牛もそうですけど、どの程度のその下痢というのは把握していませんが、ぜひともそこが、どうせ捨てている水ですのですね。

例えば学校の校庭のところから出ています大原の、えっとあそこはなんていうところでした。中原でしたっけ。あそこを通過して、西のダムからそのタンクに畜産のタンクに送っているんですよ。ダムの水を。同じようにしていけば、パイプが途中で繋がっているんですよ。2～300m。今言う逆洗の水を、捨てている水を、2～300m繋がればその水と繋がるというようなあれになるんですよ。それが本当に必要なかどうか、ちょっと、この間の先生の話ですと、どうしてもそれをやらないと宝島はダメだというようなものを聞きましたので、それを使っていって、どうぞ使ってください。

いと、捨てている水ですからね。そういう指導をしていただきたいというふうに思うんですよ。組合長等々、なんですか、経済課ですね。経済課から、畜産、獣医さんか、獣医さんの話をよく聞かないといけないと思うんですが、その辺また、もしそうであれば、そういうことは出来るかどうか。捨てている水を、そうして活用が出来るかどうか、考え方を教えてください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほどの比例注入式の件でございます。これは3カ島に4箇所設置する予定でございます。宝島の場合はろ過装置を併用してのということでございますので、そういうのはまた設置する時には改めて調査をして設置することとなると思います。

それから先ほどの逆洗方式でございます。これはその逆洗方式のシステムそのものをちゃんと調査しないことにはですね、またどういう形でそれだけの大きな水を出しているとか、ということでございます。またそういうのを牧場に引く場合にですね、その配管等、そういう事業なんかも出てくるのではないかと思いますので、単純にその捨てている水を配水にのせることができる、可能かどうかということも、今のところ私のほうではちょっと把握しておりませんので、調査して、可能であればそういう形にもっていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

（聞き取り不能）把握してないと。さっきも言ったように、2～300m掘れば繋がるんですよ。ただ問題は老化がですね、それほどきているかということがひとつなんですね。それと要は病気そのものがどの程度あるのか。他の島に比べてどの程度あるのか。ねえ。たいしたことないんだったらそれで良いですけど、他の島と比べて格段にそういうことがあるとするならば、やはり何とか早急にですね、調査して、調べて、出来る範囲で、受益者負担とも出てくるのかも分かりませんが、そういうことも含めてですね、検討してください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほども言いましたとおり、調査しましてですね、それが可能であれば、事業費等そういうのが出れば、また今度はその受益者等の負担なんかも出てくるんじゃないかと思っておりますので、調査してお答えを申し上げます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第5、議案第48号、平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算第5号についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第5、議案第48号、平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算第5号についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

**△日程第6 議案第49号 平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計
補正予算第1号についての件**

○議長（日高通君）

日程第6、議案第49号、平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第49号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号でございます。

1ページに予算の総額を示してございますが、総額から歳入最出それぞれ285千円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ総額が7,712千円と定めるということでお願いをしております。

それから、7ページから歳入であります。後期高齢者医療の保険料につきましては、特別徴収分と普通徴収分の組み替え及び異動等に伴いまして減額したものであります。

また繰越金につきましては、前年度の繰越分を増額しております。

それから、歳出につきましては、事務的負担金として、後期高齢者広域連合納付金分を減額をしております。一般会計繰出金につきましては、平成21年度分の後期高齢者医療繰越金のうち、療養給付費分を一般会計に繰出するために増額した措置でございます。

簡単ですけれども、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第6、議案第49号、平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第6、議案第49号、平成22年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第7 発議第1号 十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第7、発議第1号、十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定についての件を議題とします。

会議規則第38条の規定により、職員に議案を朗読させます。

議会事務局書記、日高尚子さん。

○議会事務局書記（日高尚子君）

十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例

（議会議員の報酬の特例）、

第1条 議会議員の報酬の月額は平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間において、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例第2条別表第1の規定に関わらず、同条に定める額からその100分の12に相当する額を減じた額とする。

附則

この条例は平成23年4月1日から施行する。

○議長（日高通君）

本件は会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、本件は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

それではこれから、日程第7、発議第1号、十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第7、発議第1号、十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（日高通君）

会議途中でありますけれども、これより5分間休憩をいたします。

11時35分にお集まりください。

休憩	1 1 時 3 0 分
再開	1 1 時 3 5 分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 8	議案第 5 0 号	平成 2 3 年度十島村一般会計予算についての件
△日程第 9	議案第 5 1 号	平成 2 3 年度十島村国民健康保険特別会計予算についての件
△日程第 1 0	議案第 5 2 号	平成 2 3 年度十島村船舶交通特別会計予算についての件
△日程第 1 1	議案第 5 3 号	平成 2 3 年度十島村介護保険特別会計予算についての件
△日程第 1 2	議案第 5 4 号	平成 2 3 年度十島村簡易水道特別会計予算についての件
△日程第 1 3	議案第 5 5 号	平成 2 3 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件

○議長（日高通君）

お諮りします。

日程第 8、議案第 5 0 号、平成 2 3 年度十島村一般会計予算についての件から日程第 1 3、議案第 5 5 号、平成 2 3 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件までの 6 件は、新年度当初予算に関するもので関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 8、議案第 5 0 号から、日程第 1 3、議案第 5 5 号までの 6 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

まず議案第 5 0 号についてご説明を申し上げます。

本案は、平成 2 3 年度一般会計予算でございます。

まず、3 ページに予算の総額を示してございます。

平成 2 3 年度の一般会計他 5 特別会計予算につきましては、別冊で予算の概要、主要施策及び執行計画等を配布してございますが、この資料によって主なものを説明申し上げます。

まず一般会計の 3 ページに記載のとおり、一般会計予算につきましては、歳入歳出の総額は対前年度より、9. 4 % 増の 3, 9 7 8, 9 8 7 千円で編成をしております。

4 ページの一般会計についてですが、一般会計は対前年度 1 0 % 増の 2, 8 8 9, 9 4 4 千円であります。

予算の特徴につきましては、本村の人口が昨年 6 0 0 人を割り込んでおりまして、さらに少子高齢化の進行に歯止めがかからない状況になりつつあったことから、人口の激減対策を柱とする雇用対策、産業対策等を積極かつ強力に進めるための予算を編成したところでございます。

財源につきましては、9 ページに示すとおり、自主財源 1 割（9. 1 %）、依存財源 9 割（9 0 %）となっております。本年度も依存的な財政構造は変わらない状況でございます。

自主財源構成の主なものにつきましては、農村振興総合整備事業や、空家利活用事業に充当を目的とする地域振興基金等々からの繰入金 3. 1 %、住民から徴収する村税が 2. 4 % を占めております。依存財源の主なものにつきましては、地方交付税が 4 4. 8 %、国庫支出金で 2 3. 1 %、県支出

金で11.5%、村債で10.2%という構成になっております。

本村財政の主要をなす地方交付税につきましては、ここ数年増額傾向にありまして、23年度の全国平均地方交付税の対前年度比2.8%増が地方財政対策の中で示されておりまして、本年度も約5割近くを占める構造となっております。

しかし国の財政状況が不透明感を増す中にありまして、同交付税制度の安定的確保は予断を許さないものと思われまます。

次の10ページから歳入の款ごとの特徴につきましては、省略をいたします。

16ページからの歳出の性質別状況につきましては、まず人件費で11.7%、物件費15.4%、維持補修費0.2%、扶助費で1.0%、補助費で5.2%、普通建設事業費で43.1%、公債費が18.2%、積立基金で1.8%、繰出金で3.2%の構成比の状況となっております。

人件費につきましては、約1割を占める歳出構造は、例年同様今年度もほぼ同水準を保っておりますが、前年度より増額している要因につきましては、地方議会議員年金制度廃止に伴う負担金が大幅に増えたことと、職員等の共済費負担金の両立の増、また本年4月から県後期高齢者医療広域連合会への職員派遣等が影響するものでございます。

物件費では人口の激減対策の一環であります、空家利活用事業、就業者育成事業、遊休農地対策事業、ブロードバンドを活用した遠隔医療対策、子宮頸がん等ワクチン接種支援事業等の新規事業や、特定離島推進事業で、年度当初から執行予定の事業等を見込んでいることが影響いたしまして、対前年度100,000千円超の予算増を計上するものでございます。

補助費につきましては、としま会館廃止に伴い、住民も宿泊費助成、昨年度から取り組んでいる、各島地域づくり推進事業の拡充、少子化解消に向けた生活費等支援産業振興を支援する青果品等への助成を積極的に予算措置し、前年度より34,000千円の増額にしております。

普通建設事業費につきましては、対前年度156,000千円超の増額となっております、その主なものにつきましては、口之島コミセンと中之島小中学校の体育館の防水対策事業、民家16棟の空家改修事業、口之島地区の地デジ難視聴解消用の鉄塔整備事業、宝島地区の小規模介護多機能事業所開設整備、個人の遊休農地を村で借り上げ、転入者や既存住民に貸し出す制度事業、諏訪之瀬島小中学校の校庭整備等を新規事業として取り組むもの、また特定離島事業で、小宝島港防波堤嵩上整備、諏訪之瀬島、悪石島竹林改良事業等々が影響するものでございます。

公債費につきましては、前年度の大口繰上償還や、2年前の借換債等が影響しまして、対前年度52,000千円の減額となっております、現在の計画では23年度末地方債残高が5,099,794千円の見込みになります。

積立金ではふるさとづくり寄付金の積立や、公債費負担適正化計画に基づく、減債基金積立を予定するものでございます。

繰出金につきましては、法定負担率に基づく特別会計への繰出が主なものとなります。

簡易水道会計におきまして、23年度水道使用料の一部見直しは行われるものの、同会計の事業費増によりまして、対前年度6,600千円増の17,000千円を超える村財政支援が、本年度も同会計に繰出される予定となっております。

24ページからの目的別予算につきましては省略いたしまして、また予算審査特別委員会がございしますので、そこらでご質問等にお答えしたいと思います。以上で一般会計予算の概要説明を終わります。

次に、議案第51号についてご説明いたします。

本案は、平成23年度国民健康保険特別会計当初予算の概要でございます。

まず、歳入最出予算の総額につきましては、88,655千円で、対前年度比83,577千円に比較して、金額で5,078千円、率にして6.08%の増となっております。

国保財政の健全な運営を目指しまして、平成17年度、平成19年度に国保税率の改正を行っております。今後とも国保税率確保の強化が必要となっております。

また、ますます高齢化の進展に伴いまして、医療費の高騰が予想されるので、医療費適正化に向けた保険事業の充実強化を図ることが重要となってきております。

それでは歳入について説明を申し上げます。

款項目の予算額、前年度比較は別表の通りとなっております。

まず国民健康保険税についてですが、前年度に比較しまして、41.47%の増額を計上しており

ます。平成22年度の賦課額をもとに算定したものになっております。

国庫支出金につきましては、前年度より減額計上をしております。

国庫負担金は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金に分けられます。

国庫補助金である財政調整交付金には、医療費やその他特別事情等を合算して交付させるものでありまして、療養給付費等交付金については、退職被保険者療養給付費に対して交付されるもので、被保険者数が若干増加したため、増額計上となっております。

前期高齢者交付金につきましては、保険者調整対象給付費に前期高齢者にかかる後期高齢者支援金を加えた額から、概算調整対象基準額を差し引いた額が交付されるもので、前期高齢者交付金として増額計上をしております。

県の支出金につきましては、県負担金として高額医療費共同事業負担金を計上しております。

県普通調整交付金につきましては、保険者療養給付費や基礎安定繰入金等から算出して、減額計上をしております。

県の特別調整交付金につきましては、レセプト点検、保険税収納率確保向上、保健事業その他特別事情を合算して、交付されるもので、増額計上となっております。

共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金につきましては、80万円以上の高額療養費に對しまして交付されるもので、増額計上となっております。

保険財政共同安定化事業交付金につきましては、30万円以上の医療費に對して交付されるもので、これについては減額計上となっております。

一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金を計上しております。

保険基盤安定分につきましては、保険税軽減分及び保険者の支援分として、増額計上をしております。

財政安定化支援事業繰入金につきましては、普通交付税に算入されている需要額に加え、国保財政の財源不足を補うための村独自の支援分として計上したものでございます。

次に歳出であります。総務費につきましては、一般管理費及び国保システムによる基幹システム費でございます。

保険給付費につきましては、総額で前年度比15.9%減額を計上しております。内訳は療養諸費、高額療養費、葬祭諸費となっております。

後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療制度にかかる後期高齢者支援金として、減額計上になります。これは、加入者1人当たりの負担見込み額に加入者数を乗じたもので計算をしております。

前期高齢者納付金につきましては、後期高齢者医療制度にかかる事務費等にかかる納付金として、計上したものでございます。

老人保健拠出金につきましては、月遅れ請求分のみ計上となっております。

次に介護給付費納付金につきましては、減額計上となっておりますが、2号被保険者に対する分で、平成22年度概算拠出金と平成20年度の精算分でございます。

共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金がございます。

高額医療費共同事業拠出金につきましては、増額計上、保険財政共同安定化事業拠出金は減額計上となっております。

保健事業につきましては、内訳といたしまして、特定診療審査等事業費、国保総合健康づくり支援事業分、はり、きゅう施設利用補助分となっております。

予備費につきましては、昨年同額計上となっております。

以上で、国保会計の概要を終わります。

○議長（日高通君）

会議途中でありますけれども、これより昼食のため、休憩いたします。

午後は1時にお集まりください。

昼食

○議長（日高通君）

午前中に引き続き会議を開きます。

引き続き村長のほうで提案理由の説明をお願いしたいと思います。

○村長（敷根忠昭君）

議案第52号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成23年度船舶特別会計当初予算でございますが、概要を説明申し上げます。

船舶特別会計の歳入歳出予算総額は843,573千円でございますが、前年度当初予算と比較しますと、53,251千円の増額になっております。

歳入についてみますと、運航収益及び営業収益等による自主財源は261,174千円で、前年度当初予算と比較しますと、13,483千円の増額計上となっております。

国庫支出金につきましては、県支出金それから繰入金等、依存財源につきましては、582,399千円で、前年度当初予算と比較しますと、39,768千円の増額計上となっております。

運航収益では工事関連の輸送は比較的堅調に推移するものと思われておりますが、運航収益は増収見込みで計上しております。

また燃料購入費用等の運航費用の増加見込みによりまして、国庫支出金の増額計上をみてございます。

それから、歳出について見てみますと、運航費用で686,309千円計上しておりまして、前年度当初予算と比較しますと、61,876千円の増額計上でございます。

運航費のうち、歳入でも申し上げましたように、燃料潤滑油及び船費が大半を占めておりまして、燃料潤滑油費につきましては、261,709千円を計上しております。

燃料油が上昇傾向にあることから、前年度当初予算と比較しますと、45,282千円の大幅な増額計上となっております。

船費につきましては、379,008千円を計上しておりますが、船員費及び船舶修繕費の増加により、前年度当初予算と比較しますと、13,967千円の増額計上となっております。

営業費用では153,075千円を計上しております。前年度当初予算と比較しますと、12,813千円の減額計上となっております。

営業費用の減額計上の主な要因は税金、それから航路付属施設費等が増額計上となっておりますが、船舶建造の際に借り入れた、平成10年度過疎債、借入金120,000千円が平成22年度で償還が終了したことによるものでございます。

以上船舶交通特別会計の概要について、説明を終わります。

続いて議案第53号の介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず保険料で、1号被保険者65歳以上の被保険者ですけれども、現年度分で介護保険料について10,134千円を計上してございます。

国庫支出金では、介護給付費負担金が12,939千円、それから国庫補助金のうちの調整交付金で第1号被保険者の年齢・所得階層を考慮して配分される国庫補助金で、保険給付費に見込まれる交付率を乗じて得た額7,850千円を計上したものであります。

地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業費として281千円、また包括的支援事業で任意事業につきまして、609千円を計上したところであります。

支払基金の交付金であります。支払基金交付金につきましては、第2号被保険者、これは40歳以上64歳未満の被保険者の介護納付金分にかかる診療報酬支払基金からの交付金として、23,552千円を、それから地域支援事業交付金を338千円計上してございます。

県支出金につきましては、県支出金で保険給付費負担金として12,576千円を計上したところであります。

それから地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業費として、140千円、また包括的支援事業で任意事業について304千円を計上してございます。

繰入金につきましては、介護給付費の繰入金で9,813千円を計上したところでございます。

地域支援事業交付金で、介護予防事業費として140千円、それから包括的支援事業・任意事業として116千円それぞれ計上してございます。

一般会計繰入金として、事務費分で1,683千円、それから基金繰入金として、介護保険料の改正に伴う不足分として、基金からの繰入金2,000千円を、それから介護従事者処遇改善特例基金として122千円をそれぞれ計上しております。

歳出につきましては、総務費では介護保険制度の運営に要する費用といたしまして、1,395千円を計上したところですが、介護給付費につきましては78,544千円、うち、介護サービス等給付費として63,000千円、介護予防サービス費といたしまして、4,713千円、その他諸費で、これは審査支払手数料等でありますけれども、50千円、高額介護サービス等費といたしまして、居宅サービス及び施設サービスの利用に伴う自己負担額が著しく高額になる場合に支給する経費として2,727千円、特定施設入所者介護サービス等費として、施設サービス等の低所得者対策に伴う経費といたしまして8,054千円を計上したところでございます。

地域支援事業費ですけれども、介護予防事業を行うため2,650千円を計上しておりますが、うち介護予防事業費として1,127千円、また包括的支援事業の任意事業として1,523千円を計上しております。

以上で、介護事業勘定について説明を終わりますが、次に介護サービス事業勘定について説明いたします。

介護サービス事業勘定につきましては、サービス収入といたしまして、介護給付対象者の介護（予防）サービス利用計画作成料収入等として240千円、それから繰入金で介護サービス事業の運営を行う経費として、一般会計からの繰入金が1,059千円、歳出では総務費として介護サービス事業の運営における費用として1,299千円等を計上してございます。

以上で介護保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の説明を終わらせていただきます。

続いて、議案第54号についてご説明を申し上げます。

平成23年度十島村簡易水道特別会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は66,149千円を計上したところであります。

歳入についてであります。事業収入で12,000千円、国庫支出金で12,500千円、県支出金で12,000千円、繰入金で17,144千円、村債で12,500千円を計上したところでございます。

歳出につきましては、建設維持費の一般管理費で53千円、事務的負担金で維持管理費で12,800千円。これにつきましては、賃金、需用費、薬品類。あるいは淡水化施設の維持費、光熱費、修繕費、委託料、淡水化施設の維持費を計上したものでございます。

本年度は、量水器交換による経費で2,573千円を計上してございます。

建設改良費で悪石島の国庫補助事業で委託費として工事請負費を計上いたしております。

それから、公債費で元金4,327千円、利子が2,147千円の償還金として計上をしてございます。

以上で23年度簡易水道特別会計予算の概要についてご説明を終わります。

続いて、議案第55号の平成23年度後期高齢者医療特別会計当初予算について、概要をご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の後期高齢者を対象として、平成20年度より創設されたものでありまして、歳入歳出予算総額は前年度と比較して15.3%の減となっております。

まず、歳入ですけれども、医療保険料では、前年度と比較しまして、17.4%減であります。

内訳として、特別徴収保険料、それから普通徴収保険料が主なものであります。

使用料及び賃借料で証明手数料、督促手数料を計上してございます。

それから、繰入金、前年度と比較しまして13.4%の減でございしますが、内訳は事務費繰入金、保険基金の安定繰入金となっております。

歳入では基幹システム負担金を一般会計に組み替えたことに伴いまして、前年度費81.4%減で計上しております。

総務費の内訳は一般管理費のみであります。

後期高齢者広域連合納付金で、前年度比11.3%減で計上しております。

これは保険料納付金、保険基盤安定負担金、延滞金等ではありますが、減額予算ということになっております。

以上で、後期高齢者医療特別会計の概要を説明を終わります。

23年度一般会計予算以下5件の説明を終わらせていただきます。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終了しました。

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

只今村長から23年度予算について、説明を頂きました。

先日、村長が行政施政方針の中でいろいろと説明をしております。今回というわけでもないんですけど、大きな目標として3つ立てておられると。いわば、絞り込んだといえますか、そういった予算を組まれているんだと思います。

読み上げませんが、1～3までの先日のお話だったと思います。その中で、これまで村長が三期目の私なりに解釈してみますと、あと1年余りと議会もそうですけど、そういう中で本当に熱心に島のことを考えて、こういう画期的なといえますか、定住促進にしても、人口減少ですね、そういう対策にしても、それからこれからやろうとされます小規模介護ですね。こういうのが、非常にまあ夢の持てる島で暮らせるということで、住民も宝島は特にその中心にありますので、高齢、歳をとった方は非常に喜んでおります。

ただ、ちょっと勘違いしてる面もあったりしてですね。これはまた委員会ででも話をしようかと思ってます。

ここにひとつひとつですね、23年度の予算編成についてということで、村長が述べているわけですけども、生活者の視点、みんなで支え合う豊かな十島と。これは、公約と言いますかね、そういったものに入ってたものだと私は先ほど申し上げたのは、そういう意味で申し上げました。の、十島ですね。活力に満ちた十島と、安心安全な十島、創造をと。こういうことが出てきているんだと思います。その中で、このどうしてもここで聞いておきたいのが、やはり介護の問題、小規模多機能の問題だと思います。

私もちょっと1月末じゃなかったかと、ちょっと定かではないんですが、NHKの番組で、「小さな島の介護革命」という、確か題名だったと思います。何だろうかと思って、これは十島のことを早速取り上げられたなという風にして、興味深くみておりましたところが、これは沖縄県の池間島ですかね、の、様子だったことがわかりまして、ちょっと資料をとってもらいました。色々。

色々ともっているんですが、まず1点目は、今回計画の中で登録点をどのくらいにしていくのか。それから通いサービスの利用というんですか。宿泊等と。それからこれに関わる事業者、非常勤、兼務等々、その中に看護師さんが居るのか。それからまあ医者、医療はありませんので、日赤等を利用してやられるのかというふうに思います。それであと料金あたりをどのように設定されているのか、是非教えていただきたいと思います。

それからもう一点、これは教育長先生もちょっと、質問というのかちょっと分かりませんが、教育長の村教育委員の名前が出ておりますので、23年2月3日、「宝島の双子の夢一直線」という見出しの新聞があります。

これを見ますと、私も地元にながら、残念ながらよく知らなかったことなんです、この新聞によりますと、月に2回鹿児島にそういうヒアリングみたいなのですか。こられるんだそうです。勿論船の都合によっては早く着く場合もあるし、帰れない場合もあると。そういうですね、大きな負担があるのではないかとというふうに思いますが、どんな、大まかでいいですがね、費用等々ここに、今年1年経っていないですよ。あと何日かで1年経つわけですよ。3月いっぱい。4月何日までですかね。月に2回となっていますが、往復の2人の旅費だけでも、これはかなりのものだと。それよりも村がいづらかの学生の、全村民に助成している2,500円以上ね、かかっているのかどうかちょっとわかりませんが、お母さんも一生懸命島で働いている。そして本人達も、まあわかりませんが、いろいろ公の施設の手伝いをしておりますが、それはご承知かどうかわかりませんが、ある程

度の内容が分かっていたら説明願いたいと思います。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

宝島で来年度から予定しております、小規模多機能事業所の関係でご質問がありましたのでお答えいたしますけど、定員は15名というふうに考えております。

それから、介護保険の事業所になりますと、介護の認定を取っていただくということになりますので、そのハッキリした数字がまだわかりませんが、とりあえず対象者といたしましては6名程度というふうに考えております。それが通いになるのか、またなんていいますが、泊まりになるかハッキリしませんけど、そういうふうに考えています。

それから料金につきましては、介護保険の事業として徴収する場合には、介護保険の認定ですね。要支援であるのか、介護であるのかということで違ってきますけども、要支援1の場合だと月額44,600円と。は、保険として給付になりますけれども、自己負担としてはその1割負担を負担していただく。

介護2になりますと163,250円ですか、これだけかかって、自己負担がその1割の16,325円ということになります。

ですから、その他に食事代等々がきて、2万円を少し超えるんじゃないかと考えております。その利用の回数にもよってくると思いますが、週4日、4回程度利用すればだいたいそのようになってくるんじゃないかと言うふうに思っております。

○議長（日高通君）

教育長、齊脇司君。

○教育長（齊脇司君）

お答えいたします。

お答えになればありがたいんですが、ここにも藤崎記者みえておられますけれども、彼の手になる、開陽高校に通う島の生徒。双生児の方なんですけど、月2回ほどヒアリングに開陽高校に通っているようでございます。これの補助については、そこまで調べてはいないんですが、約12,000円ほど1人往復。これは学割を使ってからだろうと思うんですけども、そのようにかかっているようでございます。

議員がおっしゃるとおり、まさに島に残っていながら、島の公の仕事等をお手伝いをしたりして、また島の人たちの活性化になるように、非常によく尽力してくれているということは私も伺っておるわけでございますが、開陽高校に通いながら、尚且つ自分の島での夢を実現したいというこの2人に対しては、教育委員会としても御説の通り何らかのお手伝いを出来ればなと今考えるところでございました。これからも、また注目させていただきたいと思っております。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

それから、ちょっと忘れておりましたけれども、従事者といたしましては、鹿児島からですね、鹿児島本土から2名程職員を呼び寄せるということにしております。また地元でも4人から5人ほど雇用できればと考えて準備を進めているところです。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

住民課長、この（聞き取り不能）、聞いたことがありますか。宮古島の平池島というんですかね。ここにあるんですね。何でしたっけ。なんかうれしい、きうぬ・ふからしゃというところなんですけどね、なんか聞いたことないですか。ここら当たりが平成6年ですか、指定を受けたのがですね。このへん見ると、だいたい人数が似通っているんですけど、最初は相当赤字だったらしいんですけどね。これ見てみますと非常に安いんですね。一人いくら、1万5～6千円、介護2ぐらいですか。その負担というんですか。これはもう、まあ決定ではないんでしょうけれども、算出した金額だろうと思うんですけどもね。高いのか安いのかちょっとよくわかりませんが、いつ頃までにこういうものはっきりするのか。

それから島のほうではそういうこれこれの希望者なりを一応あるのか、そこまで教えてください。

それから教育長先生。村長にもちょっと、このことをですね、今教育長から説明ありましたが、島でも一生懸命この子ども達も、勿論自治会全体を含めてですが、今十島が人口が少ない、600人と。この子ども達がですね、やっぱり大きなアレを持っていると思うんですよ。たった2人と言えどもですね。

そういう中で、今の教育長の話ですと、12,000円が2ということで、24,000円かかっていると。場合によって、ここに1日のカリキュラムで済むのか分かりませんが、何時間ぐらい滞在するのか、勿論天候にも左右されます。

そういった意味でやはり、なんか、わかりませんよ、本人が希望するのかしないのか、いらないというかも知れませんが、それはね。しかし、やっぱり私はこういうね、また、最後に10年ですかね、同村諏訪之瀬島でも兄弟がですか、10年あったら（聞き取り不能）学んでいると、こうなっていますよね。その方々が1人は成人してますよね。23歳の方。1人は17歳ですかね。となるとこれもとなるのかもしれませんが、いずれにしても島で一生懸命、この方々はトカラ馬ですか、こういうのが好きだということもあってですね、いろんな海ガメのことやらやっていましたけど、いろんな事情で海ガメもちょっとアレでしたけれども、また、村長何かその辺、近い将来、もう2年すればこの方は終わるわけですがけれども、将来的にそういうことは島からでも出来るようなね、あの出来るのかどうか、考えがあったら教えてください。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

それから、沖縄県のほうで実施している事業所のことをご紹介いただきましたけれども、私はちょっと見ておりませんのではっきりわかりませんが、担当のほうでは何か資料をもっているんじゃないかと思います。

それから、料金のほうは5千くらいというような話ですが、介護保険の適用と。介護保険で事業をやるということになりますと、介護保険法が適用されますので、先ほど申し上げたとおり、介護保険ではもういくらとりなさいと決まっておりますので、そちらのほうは変わらないんじゃないかというふうに思っております。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

5番議員さんの質問の要旨は小規模多機能介護施設と関連して、人口的なものも申し上げているんだと思っておりますが、人口対策とするよりですね、この介護、小規模の関係は一応高齢化の現状で、島から出さない、やっぱりその方法を何とかして考えられないかと、こういうことでの発想ですので、宝島のこの小規模がですね、うまくいけば、各島にこれをやはり普及していく。我々のこの島では、本来その介護保険の恩恵に全く預からない様相をもっておりますから、せめてそうして小規模施設でも出来て、住民が本当に希望する、自分の島で死ぬまで生活したいと、その気持ちをやっぱり支えていくべきであろうと。そういうような考え方で、この小規模多機能施設は考えているわけでありまして、さっき住民課長が話がありましたように、今の時点ではまだハッキリその内容が読み取れておりませんが、6月頃までにはこれをしっかりしたものにしていかないといけないと、そんなふうに思っているところであります。

それから人口対策ですけれども、おかげさまでNPOのPR等もありまして、ちょこちょこその希望者が出てきております。残念ながら、一昨日来、ご指摘を受けておりますように、人は入ろうとするんですけれども、その住宅の整備が進んでいないとか、そういうものですね、本当に何といいましかね、残念な状況にありますけれども、早くこの住宅等を整備して一人でも多くの住民を、Iターン者を受入れたい、そういうふうに思っております。

今現在、家族だと思うんですけれども、宝島にまた入りたいという人がいるようであります。そうしたことをふまえながら、1人でも2人でも島に定住をしてもらう、そういうことが大切であろうと、そういうふうに思っているところでございますので、地域についてもひとつそうした面で冒頭申し上げましたように、皆でこの定住者を支えていく努力をしていただきたいとそういうふうに思っておりますので、どうぞ宜しくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（日高通君）

教育長、齊脇司君。

○教育長（齊脇司君）

議員のおっしゃるこの人たちのことにつきましては、ヒアリングというのはスクーリングの事じゃないかなと思うんですけどね。このことについては、私も非常に向学心も強いし、おっしゃるとおり海ガメの産卵だとか、トカラ馬の馴致だとか、非常に尽力があるということは伺っていますし、素晴らしい人材が残ってくれているということに感謝しているところですが、ただ、通学費の補助ということにつきますと、これは島を大体年に7～8人位ずつ村から卒業していくわけですが、その人たちとの兼ね合いということもございますでしょうし、これからその辺も考えながら、また村長部局とも相談しながら進めさせていただければなという思いがするところでございます。

いずれにしてもこの人たちが島に残って、島のために尽力しているということについては、大きく評価をさせていただいているところでございます。ありがとうございます。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

ひとつ付け加えさせていただきますけれども、さっき使用料、利用料の関係を申し上げましたけれども、これは通所介護の場合でありまして、これが宿泊、泊まりになりますと、また別途負担が出てくるということになりますので、申し加えさせていただきます。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

通信教育の関係については、教育委員会の管轄であります。ただそうした補助的な関係の話も私のところにはきておりませんが、これからそうしたことで教育委員会から相談があれば、それに対しての善処をしてみたいと、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

審議途中でありますけれども、これより5分間休憩いたします。

1時45分にお集まりください。

休憩	13時40分
再開	13時45分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

23年度のこの予算編成にあたっては、いろんな面からして、新しい施策等も入り、そしてまた新しいきめ細やかな取組等も入っているというふうに認識をし、一見見ただけではものすごい村の活性化に繋がりそうな、そんな思いが致すところであります。ただ、中身について今度精査していく必要があるんだろうなというような思いがいたします。

と申しますのは、過去において休耕地の、旧農地の活用等に関しても、地主から役場が中に入って、そして貸し付けたらどうかということ。過去にも6年か8年ぐらい前から議論されている中、やっとうこういう形でここに提案がされていると。

新しいものに取り組む、あるいは又、新しいものの動きについていくのに、かなり時間がかかりすぎなのかなと、そのような感がしております。

只今話がありました、その我が村の地域から通学を、あるいはその通信教育を受ける人たちへのその補助制度の助成もまだ検討されていない。と申しますのは、高校が無いから高校を受けるために人口が流出していくんだというような観点から考えると、その若い人たちが地域に残って、その地域が活性化していく、その人口対策にもいい影響を及ぼしているということでは、その補助額はいくらかわかりませんが、そういう流れをやっぱりちゃんと作っていくというのが、村としてはむしろ責任があるんじゃないかなろうかなと。高校がない村だということだけに、そこら辺の対応、あるいは又ブロードバンドが整備された、その中でその活用の中で、その医療を充実させていく。勿論その今の医療制度の中では医者診断報酬として、そのブロードバンドを使っただけの診療報酬等が決まっていらない。そこで、それをいかにそれを今度は無医村地帯で確立方法を変えていくように、その努力するかということも勿論これからの課題であろうと。

また小規模多機能の件に関しても、特区あたりに持ち込めるかどうかの、そういう努力も勿論そこに必要なんだろうと思うんですね。

こういうのを予算の範囲の中で中身を精査していくと、行き着くところはそこに来るんだろうなと。どこかで息切れをしてしまう。限られた予算の中でやろうとしても途中で息切れをしてしまうというようなことが起きるんじゃないかなろうかと。

新しいものに対して、早めに目覚めてというという言葉がおこがましいかもしれませんが、そこら辺をしっかりと取り組んでいくというような心構えが必要じゃないかなろうかと。

それとその人口対策にしましても、今の学生の話もしかり、それから小規模多機能の件もしかり、そしてまたＩＵターンの支援の問題にしましても、ここに書いてある村の定住促進のための支援策、これが本当にその支援策になっているのかどうか。あるいは、その例えば村長の施政方針にもありました、自由と住む場所と働く場所ということまで本当に繋がってね、そこに定住が出来るように深く追求し、そしてそこに支援しているのかと言えば、今現在定住している人たち、Ｉターンしている人たちは違うところで苦しんでいるという要素もあるんですね。だから、そこらへんも含めて、職員も一体になって、紐解いていく、問題を解決していく、その気持ちがあるのなら、２３年度のこの予算も何ら形だけで終わってしまうのかなという思いがするんですが、その点について、村長の見解を伺いたい。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

今、ご指摘のように、その人口対策と言ったほうが良いんだと思いますけれども、これは我が村だけではなくて、全国津々浦々そういう状況でありまして、国のほうでもありますね、そうした観点から、このハードからソフトというような考え方が非常に強くなってきておりまして、ハローワークの中でもそうしたものが出てきていると。これはもう確実な情報であります、そういうような中で、我々の地域ではどういうことが出来るのかということで、国のきめ細やかな交付金、そういうものを活用してやろうということで、ここに至っているわけでありまして、まあ本当にあの、早くその村の受入れの体制をしっかりとしていかなければいけない。これは言うまでもないことでありまして、まずここです、急ぐような対策をしなければいけないと、そういうふう考えております。

せっかく、そうしていても、農地もない、やはり前の定住促進と同じように仕事も見つからない。そういうようなことでは、定住にはならないわけですので、あくまでも定住をさせる、その努力をみんなで作って考えていかなければいけないだろうと、私はそう思っております。

ただ予算をつければそれでいいんだと、そういうことではいけないことで、予算をつけた以上はとことんそこを実践していく努力を皆でしていかなければいけないというふうに思っておりますので、これからが正念場で動かなければいけないものだ、そういうふうに確信をしておりますので、どうぞその地元のほうでもそうしたことでお願いを申し上げたいと思います。

それから、各島に、あの、島からですね、私は過去にも言った経緯がありますけれども、種子島あたりはですね、その定住してきた人をちゃんと面倒見る人がいるんです。ですから、島からですね、そうした人を推薦してくださいと言って、観光的なものづくりとか、観光資源の掘り起しとか、そういうのを今やってもらっている人たちがいるんですよ。

ですから、そういう人たちが親身になってですね、一緒になって、こういうことをやったらどうですかというような、やっぱりそういう仕組みを私は作って欲しいと思っているんです。

ですから、そういう人がいると、やっぱり、入ってくる人も相談相手にもなりますから、そうした活力も出てくると。そんなふうに思っておりますが、本当ならやっぱり、島で経験を積んできた人たちがそういう役割の人であれば良いんですけども、なかなか今の状況では、女性軍が何人かおりますね。そういうようなことで、せっかくこう行って取り組む人たちと、語らいをしながら仕事を指導といいますかね。指導したり、あるいは一緒になってやったり、そういう支援のできるですね、体制作りも私は必要だと思っておりますから、いま村がやっている人たちにもやっぱりそういうことを言って、きちんとした取組みをしなければいけないだろうと、そういうふうに思っておりますので、皆さんのほうもひとつ、宜しくご指導の程、お願い申し上げたいと思います。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

細部にわたっては、予算特別審査委員会を経て、質問等質疑をしていきたいというふうに思います。本会議で発言出来るのはこの機会しかありませんので、一応概略申し上げましたが、ここで答えていただきたいというものもあります。

その中では、先程申しました特区の問題。医療の診療報酬としてのね、遠隔装置を使った医療体制が本当に認められるのかどうかということも含めて、ある程度の予想、また島から鹿児島へ教育を受けるために通っている、そういう子たちに、前向きにどういうふうに対処するのか。それともある面では、教育長先生がおっしゃったように、実際に高校に通っている、その経済的な負担を強いられている人たちとの整合性も答弁されましたが、そこらへんとの違いも含めてね、なぜ若い人たちは地域において、それなりの活動もし、力になっているのかという面からすると、また違う見解もそこに生まれてくるんじゃないかなと思いますのでね、そこら辺の考え方を聞かせていただきたい。

それと、また23年度もフェリーとしまの運航に関しましては、小宝島、平島はランプ使用制限の放送が出港の度に鳴り響くのかなと。それを一時も早く解決するために、23年度の予算の中でね、財源にはそれぞれ厳しいものがありますが、どういう気概をもって、この予算を組み立て実行しようとしているのか。それがまた、その小宝島、平島に与える経済的な影響のその大きさも含めて、どこかで積算をし、そして評価をして、予算要求等もやっていく必要があるのかなと、そんな思いもいたしますので、その心構えと申しますか、意気込みを聞かせていただきたい。以上です。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

まず医療の問題ですけれども、この医療の問題については、せっかくそのちゃんとした通信システムが出来たわけですので、これから静止、昔やっていた静止画像ではなくて、動く画像ですかね。これらが、どこまでそのできるのか。一応はブロードバンドをやる前からこの話はしてきておりますので、これは村だけではとてもできないわけで、やはり県、国を通じて、しっかりした対応をしていく必要がある。それは、常々思っていることであります。

特に医師のいない本村においては、そうしたものが重要なひとつのものになっていく。そこらを解決するために努力を重ねて参りたいと思っております。

それから、高校生の関係ですけれども、これは現在、通信教育の関係については語ったことはありませんが、今離島から出ている子ども達、これの援助は、本土の人たちと比べると相当な格差を持っているんだと。こういうことで、全国の離島振興協議会でも話題になってやっております。

特に、文部大臣は長崎県出身の高木先生で、この人についても、非常に関心を持ってですね、そういうものをまずやっぱりしていかないといけないというような話も出ております。いつそれが実現できるのか、今年の予算ではできておりませんが、そうしたもののあたりもこれからやっぱり考えていかなければいけない問題であります。

特に新しく24年ですか。離島振興法の改正がありますから、その中でもそうしたものをしっかり謳いこんでいく、そういう努力をしていきたいと思っております。

それから港湾の関係ですけれども、これは継続事業でですね、決まっていることですから、私は去年のその予算の関係でも、離島のこうした継続事業をですね、事業仕分けでやってもらおうと本当に困るんだと、そういうその考え方自体が間違っていることで、東京等の大都市の公共事業と、離島の公共事業を同じ目線で見てもらっては困るというようなことで、意見を述べております。

ですから、去年は小宝島の分が事業仕分けで、これは全国的にそういうのがあったわけですけど、その弊害で切られてしまった。

ですから、そこらの関係もですね、今年は強く言うておりまして、もしそういうことが今からも続くのであるならば、私は国会議員もいませんというようなことも言うておりますので、その辺のこの抜港、抜港を本当に申し上げてすまないと思っておりますけれども、その大きなひとつのプロジェクトですから、いっぺんにはできませんが、なんとかしてやっぱりこれをその計画通りに実施する、これはもう最善の努力をしないとイケない、そういうふうに思っておりますので、そのへんもご理解を頂きたいと思っております。

また、詳しいことについては審議の折りにいろいろでてこようかと思っておりますので、その時点でいろいろ話をしていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

お諮りします。

本議案6件につきましては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

従いまして、本案件については、7人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

只今設置されました、予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定によりお手元に配布しております名簿の通りに指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、予算審査特別委員会の委員はお手元に配布しました名簿の通り選任することに決定いたしました。

これから予算審査特別委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会の正副委員長は、十島村議会委員会条例第8条第2項の規定によりますと、委員会において互選することとなっております。

また、同条例第9条第1項に委員長及び副委員長が共に居ないときは、議長が委員会の招集日時、及び場所を定めて、その互選を行わせると規定されておりますので、これからただちに正副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は第1会議室と定めます。

これよりしばらく休憩をいたします。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

只今予算審査特別委員会の正副委員長が決定した旨の通知を受けましたので、ご報告をいたします。委員長に永田和彦君、副委員長に用澤満男君と決定しております。

△日程報告

○議長（日高通君）

本日の日程はこれで全て終了しました。

これより2時30分から会議室において、予算審査特別委員会を開きます。

一般会計予算の経済課関係及び簡易水道特別会計関係を審査することになっております。

△散会

○議長（日高通君）

本日はこれで散会いたします。

3月18日（金）

△開議宣告

○議長（日高通君）

おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（日高通君）

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表のとおりといたします。

- △日程第1 議案第50号 平成23年度十島村一般会計予算についての件
- △日程第2 議案第51号 平成23年度十島村国民健康保険特別会計予算についての件
- △日程第3 議案第52号 平成23年度十島村船舶交通特別会計予算についての件
- △日程第4 議案第53号 平成23年度十島村介護保険特別会計予算についての件
- △日程第5 議案第54号 平成23年度十島村簡易水道特別会計予算についての件
- △日程第6 議案第55号 平成23年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件

○議長（日高通君）

お諮りします。

日程第1、議案第50号、平成23年度十島村一般会計予算についての件から、日程第6、議案第55号、平成23年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件までの6件を一括議題としたいと思います。一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第1、議案第50号から、日程第6、議案第55号までの6件を一括議題といたします。

本6案件は、3月14日の本会議において設置されました予算審査特別委員会に付託しております。
予算審査特別委員長の報告を求めます。
予算審査特別委員長、永田和彦君。

○予算審査特別委員長（永田和彦君）

平成23年3月14日に予算審査特別委員会に付託されました、議案第50号、平成23年度十島村一般会計予算についての件から、議案第55号、平成23年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件までの6件の平成23年度当初予算案についての審査の経過、及び結果についてご報告いたします。

まず、委員会の会議状況について報告いたします。

本予算審査特別委員会は平成23年3月14日に設置され、同委員会委員は、議長を除く7人で構成されました。

委員会の会議は、3月14日から3月17日までの4日間、会議室において担当課ごとに日程を定め、村長・副村長・教育長・総務課長・担当課長、室長及び担当者の出席を求めて行い

ました。

審査の経過及び結果については、次のとおりです。

まず一般会計について報告いたします。総務課関係について報告します。

本土復帰60周年記念事業について

本土復帰60周年記念事業について、どのような形で行なうのか。とただしたところ、今のところ旅費だけで計上である。具体的なものはまだつくっていない。何をするかはこれから決めていく。おはら祭り60周年への参加。島のメインイベント。臥蛇島離島40周年など提案していきたい。という答弁であった。また、ある程度形ができていなければ間に合わないのでは。とただしたところ、委員の内訳は、各島2名、出身者会2名、議員2名を考えている。今言われた問題について早めに取り組んでいきたい。という答弁であった。

23年度の財政の見通しについて

昨年12月にラスパイレス指数が発表された。類似町村と比べても低い。全国と比べると上回っている。財政状況説明の中では、電気料等の節約をするとされている。今年度以降はどういうような見通しを持っているのか。とただしたところ、これまでさまざまな節減対策をやってきた。これからも引き続き継続していく。財政指数、標準財政規模、これは普通交付税が大きく影響する。分母の数値で大きく変わってくる。いくら極端な節減対策をしても、標準財政規模の数値によっては、指数が大幅に悪化することが予想される。恒久的に財政指数を安定化させるには起債の償還を落としていく。そのためには繰上償還、借り換え、国の制度の保証金免除の繰上償還、村が抱えている金融負債を落としていきながら安定化を図っていく。そのことに尽きる。起債の借入れを今後増やさない。したとしても有利な起債を使っていく。起債の残額を増やさず減らしていく。今後も継続してやっていきたい。という答弁であった。

小宝島の避難場所について

今回の地震。津波。避難勧告が出された。小宝島においては7時に解除された。その間は屋外にて避難。小宝島は高台が限られている。車両で行けて待機出来る所がない。何らかの形で対応策を考える必要があるのではないか。住民の生命を守るということを真剣に考えるターニングポイントにきているのではないかと。とただしたところ、小宝島の仮の避難場所は海拔20m。数十年前、北海道の奥尻島津波と同等の津波が発生した場合、小宝島はのみこまれてしまう。集落で海拔200mの避難場所を選定した。道路整備ではかなりの難工事とのことで現在に至っている。先日3時間程、吹きさらしの中で過ごした。このことについては良好ではない。敷地の状況を見て、地元と検討する必要がある。という答弁であった。

地域づくりについて

地域づくり研修で長崎の小値賀町、沖永良部島に住民、職員が出張している。出張復命書を見てみると、かなり刺激を受けてきていることがわかる。今後についてどのように考えているのか。とただしたところ、メインは地域づくり。行政の中でも課題が見えた。いろいろな姿勢でやっていきたい。という答弁であった。

次に、住民課関係について報告いたします。

合併浄化槽について

老朽化で修繕するとしても30万円～40万円ぐらいかかる。高齢者の場合、生活面で金銭的に支払いが難しい。環境的に汚水がもれ、掘り起こしたりしないといけない。救う手立てはないのか。何か良い対応の仕方はないものか。とただしたところ、修理をするのには、莫大なお金がかかる。村の補助は新規の者が対象。老朽化については今の段階では補助はない。という答弁であった。住民課長から、平成7、8年度からの事業であり、メンテナンスの補助はない。老朽化は出てくる。検討するにしても今後しばらく時間をいただきたい。という答弁があった。高齢者の場合、お金を貸し出しても返済能力が厳しい。放置した場合の地域の環境問題も出てくる。保険的なものをかけることはできないのか。村が条件付きで手助け等する必要があると思うが、良い考えはないものか。とただしたところ、村長から 協議しないといけない。解決方策を検討したい。という答弁があった。

次に、経済課関係について報告いたします。

地籍調査事業について

小宝島、悪石島、現在中之島と進んできている。いつになるか、あと20年、30年かかる

かわからない。実際島の全てをすると時間がかかる。住民に関係がある部分を終わらせるようにと議論もされている。その後の計画が明確にされていない。どのように考えているのか。とただしたところ、中之島の調査は、田畑の部分までを計画している。使用していない土地は山村事業で進めていきたい。国からは既に内示がおりてきている。中之島は3年程度の調査と考えていたが、4、5年かかるのではないかと予想している。という答弁であった。また、他の島の地籍をしていない島は何年度ですのか。次はどこ島の島なのか。何年かかってするのか。過去においては何年に終わるのか計画があったはず。明確にするべきではないか。協議されていないのか。とただしたところ、平成21年度に役場内で協議されている。計画は10カ年計画である。中之島は平成25年度まで、口之島は平成26～30年度まで、宝島は平成31年度以降、平島も平成31年度以降、諏訪之瀬島は平成35年度以降の計画である。という答弁であった。また、更に、小さいところから先に終わらせて大きい島は後にまわす計画設定は、長引けば長引くほど効率が悪くなる。再度協議をしてほしい。とただしたところ、中之島から口之島を計画している。その後は再度協議したい。という答弁であった。村長から、県が財政困窮でたくさんの予算を組んでくれない。国も今までのようにはできないみたいで、国、県の予算が伴わないと出来ない。少しの予算でたくさん調査が出来るよう心がけたいが、今の時点では所有者が分からない土地もある。時間がかかる。どこも急ぐ関係。島の順番も検討してみたい。という答弁があった。

就業者育成奨励金事業について

指導者の登録あたりが伝わってこない。全島の中で指導登録は周知されているのか。進んでいるのか。漁師の場合は1対1はどうなのか。3人で一人を育てていくという考えは。基本ベースは、とただしたところ、指導者は12～13名。畜産が4～5名。サンセベリア。びわ。漁業者は諏訪之瀬島が一人。周知はしている。漁協理事会でも指導者登録については依頼しているが、末端まで行き届いていない部分もあるのではないかと。申請があがってきた島についても指導者をあげてもらっている状況。畜産、漁業についても、組合等を通じて周知を図りたい。技術的なものもある。誰でも彼でもは難しい。審査会でも判断を図っていききたい。指導者が少ない。新規就業者と指導者が1対1でやる。ある程度の人数の確保が必要。一人が居なければもう一人が対応する。カバーが出来るような体制にもっていききたい。という答弁であった。また、指導員登録があがっていない島はこれで良いと思っているのか。どういう方法で周知を図ったのか。とただしたところ、念押しが足りなかった。理事の中で話があったが、漁業者にいきとどいていない、末端までいっていない。漁協に周知して、申請をあげてもらうようにしたい。という答弁であった。

列島島めぐりマラソン大会への小中学生の参加費について

列島マラソンは全国に有名になりつつある。天候にも左右される。小中学生の参加費35,000円はかなり高いのではないかと。少ない児童生徒の参加を支援するとかの対応は。とただしたところ、村内からも参加費が高いと言われた。35,000円は島外者。島内は13,500円。船賃は別途。自分での購入になる。という答弁であった。

また、負担を少なくすれば、参加者が増えるのではないかと。少ない児童生徒。北の小中学生は南に行く機会もない。ふるさとへの思いも含め、参加者を増やすうえでの対応を考えてほしい。とただしたところ、小中学生の参加費は今後検討していききたい。という答弁であった。

次に、教育委員会関係について報告します。

諏訪之瀬島校庭の舗装工事について

諏訪之瀬島校庭の舗装工事の内容は。とただしたところ、22年度に口之島のグラウンドを整備。排水対策をした。諏訪之瀬島も同様の工事内容。口之島と同じ舗装工事を目指している。という答弁であった。工期はどれくらい考えているか。とただしたところ、前年度は遅れて、運動会に間に合わなかった。今年は4月当初に設計に入るかたちをとっている。2ヶ月ぐらいをみてやりたい。夏場を挟んで実施したい。という答弁であった。また、土は持込を考えているのか。とただしたところ、土壌改良のため、土の持込みがある設計で考えている。という答弁であった。

悪石島屋外プールの地質調査について

地質調査は体育館建設時にもしている。必要なのか。とただしたところ、プール、構築物は

220㎡。圧力がかかる。地質調査して場所の選定をしたい。重なっていたら発注の際、ボーリングの箇所を減らすとか検討したい。という答弁であった。また、プールの面積にもよるが、水は何十トン入るのか。市内あたりではどれくらいの維持費がかかるのか。積算は。とただしたところ、維持費はまだ計算はしていない。水は貴重なので、飲料水に対応するよう、ろ過機が組み込まれている。どういう方式で行くかまだ方針が固まっていない。という答弁であった。

更に、長さ、深さ、幅等の規模は。とただしたところ、基準的には25mプール。幅は8m。コースは25m×4コース。深さは70cmから1m。脇のほうに低学年用、幼児用の補助プールができればと思う。座談会の時に学校敷地にできないかと話が出た。現在、船溜まりで水泳をしている。海岸につくるとなると地形的には台風災害を受けやすい。地形的には大丈夫。という答弁であった。更に、また、悪石島は温泉がある。温泉を利用してのプール計画の考えは。臨機応変に考えることも必要ではないか。そういうものも含めて議論した経緯はないか。とただしたところ、当初の計画は、学校用プール。敷地内建造。施設の管理面がある。プールが出来た後、管理の責任、事故がないように常に管理者がいるようにしたい。管理者がいない中で使わせるわけにはいかない。方法的には可能である。事前調査。23年度は施設が可能な調査。その後はいろんな問題が考えられる。地質を調査し、地元と協議して、場所の選定等としていきたい。という答弁であった。

次に、国民健康保険特別会計について報告します。

国保税について

国保税の前年度に比べての見込みは。22年度は全額収納か。とただしたところ、23年予算は査定時の直近の調定額で算定している。22年度税収は現時点で8期中4期分の滞納者が3名。1名は3月中、1名は4月中に納付予定。1名は連絡中であるが、税額が低いので100%徴収を予想している。という答弁であった。委員から、公共事業の発注の状況で雇用がない状況。滞納について心配をしていた。住民、担当それぞれ並行しての努力をしてほしい。

次に、船舶交通特別会計について報告いたします。

生産活動に対する運賃のあり様について

再三、運賃のあり様で話をしている。いろんな産業を起こそうと村は一生懸命取り組んでいる。生産活動をする中で、一番の課題は運賃問題である。生産活動にどれだけ運賃がかかっているか。担当課だけで解決出来る問題ではない。例えば、牛を生産させるための飼料の運賃が年間160万円を超える。月は10万円から13万円平均。産業振興については、生産活動が激しくなれば、運賃の農家の加重として負担が関わってくる。いわば運賃を払うための生産活動である。いろんな制度がある。他の所、沖永良部など、何らかの対策があるはず。一つの経営が成り立っている。約款上の中で対応したら農家は潰される。個人農業者の支出。単年度ではない。生産率を上げれば上げるほど、運賃に利益の大方をもっていられる。そこらへんは十分検討して扱ってもらいたいが。とただしたところ、離島では生産を上げるためのコストが非常に高い。ただ単に運賃を下げるだけでは解決できない。本村は補助航路であり、下げる要因が問われてくる。生産性をあげるためにはどうすべきか。運賃についてはどうすべきか。コスト削減に取り組まないといけないと認識している。村全体で考えていかないといけない。という答弁であった。

今回の地震の本村への影響について

燃料費の高騰。今回の地震の影響は。今後制約があるのであれば、早めに住民に知らせるべきでは。とただしたところ、被害の状況がまだつかめていない。世界の紛争もある。今回の地震。まだまだ予測できていない。原油が供給できなくなってくれば、としまの運航もできなくなることも懸念される。まだ現時点では何とも言えない。という答弁であった。航路対策室長から 製油所が5か所ストップしている。全国の20%。指名業者に照会すると、物が無い、物が入ってくる予測が立たないとのこと。A重油・ガソリン・軽油。製油所関係がストップしている。時間停電。操業の短縮。産業活動の停滞。石油製品、飼料、肥料、あらゆるものが品薄の状況になってくるのではないかと。住民生活の中にじわじわきいてくるのではないかと。あるべきものがなくなっている状況。住民にも影響が出てくる。としまの運航も燃油供給が確保出来るかどうかかわからない。21日以降、石油製品が品薄になってくるのではないかと。燃料の確保が大事だ。供給がストップになる場合は減便。燃料費の削減。住民への生活物資の優先。あらゆるものを考え

ながら定期船を運航しないといけない。危機管理においてどういう対応をすべきか本庁内で協議していきたい。という答弁があった。

次に、介護保険特別会計について報告します。

小規模多機能居宅介護類似事業について

宝島で23年度作り始めるということで、皆、成功するよう期待している。一年間経過して、施設が無い所とある所に違いが生じてくる。出来るだけ早く、サービスが同じように受けられるシステムを作らなければならないと思う。今後の流れとして、ひとつの島ごとに多機能施設の整備を段階を踏んで進めていくのか。とただしたところ、今回の多機能施設が各島にないと、自分の島じゃないと、島を離れてどんどん施設に入ると言う考え方は、勿論自分の島を大事にしたい、自分の島じゃないとという考えは理解出来るが、その考えをずっとやっていく限りは介護給付費というのはなかなか下がっていかない。全島に大きい規模のものを造っていくのかというのも難しい話。建物も造ればそれで介護事業所が回っていくというものではない。ヘルパーのなり手がいない。ヘルパーのなり手がなければ、少しでも協力していただける方に介護研修等を行ってケアにあたってください。そういう周りの協力や、ケアの手伝いまではしなくても、島にいて認知症があっても、多少回りの方に迷惑をかけるかもしれないが、そういう方たちも「島にいて生活していいんだよ」というような、島の地域づくりがない限りは、居づらくなってしまい、いずれ島を出て行かれたりする。そういう地域づくりとも合わせて、考えていかないといけない問題である。という答弁があった。

介護基盤整備事業小規模多機能居宅介護事業所建設工事について

平成23年度一般会計予算の民生費の中の介護基盤整備事業小規模多機能居宅介護事業所建設工事について、本予算の対象となる地域以外の村内6島における介護基盤整備について、6月議会までに基盤整備に向けての現地調査を行った上で、村としての介護事業に対するソフト・ハード両面についての詳細な報告を求めたい。村としての考えは。とただしたところ、村長から、今まで議論してきた中で、村としての取組みは大変重要な問題。高齢化。宝島だけで済ませる問題ではない。当初の計画。宝島に小規模多機能施設を整備して、きちんと出来るかどうかを踏まえて、順次各島の整備をしようという計画だった。具体的なものを出していない。委員長申し添えの調査をする。計画をする。これは必要なこと。これから先の福祉行政のひとつの指針にしていく必要がある。指示の通り、調査計画を立てることを確約したいと言う答弁があった。また過去においても住民課で老人給食から、とからいきい教室に変更するとき、直接住民に関することでありながら、議会が知らない中で話が進んでいた。今回の宝島の小規模多機能施設の建設。当初の方向性と違うと認識した。議会に情報が提示されてない中での、予算の提示。議員のほとんどが予算執行は凍結すべきと議論がされた。方向性は示された。村の将来の介護サービスのビジョンを示すと言うことは理解する。宝島は本当に認可ではダメなのか。住民センター、コミセン、仮施設サイドの練り直しも図るべきではないか。どのように考えているか。とただしたところ、再度内部で協議して、取り計らっていききたい。という答弁であった。更に、建物の建設においても、再度議論しなোসということか。特区の考えについて、全く考えないということで進めるのか。ある程度メリットがあれば進めるべきではないか。特区の考え方については。とただしたところ、離島。山間へき地。介護保険法にのっとって事業していく。過疎、高齢化が激しい。十島村だけではない。十島村だけ適用することは難しいと言う答弁であった。さらに、介護サービスと合わせて、宝島の施設建設。原則は通いの施設。規模の縮小も合わせて、設計案がまとまり次第、議会のほうにも提示してほしい。とただしたところ、規模についても見直す。空き家も検討するとの村長の答弁であった。

次に簡易水道特別会計について報告します。

メーターの取替工事について

メーターの取替えは個人負担があるのか。再度使えるのか。とただしたところ、取替え個数は全島で601箇所。個人負担はない。計量法に基づき、耐用年数は8年。再利用はできないという答弁であった。また、どこが窓口。手続きは。とただしたところ、出張員、水道係と担当と話し合っ、作業に取り掛かることになる。という答弁であった。委員から 雇用は固定しないで、出来るだけ多くの人を雇ってやっていただきたい。という要望があった。

次に後期高齢者医療特別会計について報告します。

後期高齢者医療広域連合への職員派遣について

来年度からの後期広域連合への派遣は4月1日からと理解してよいのか。とただしたところ、そのとおり。期間は今の予定では2年間。場合によっては3年間になる可能性もある。人件費は村から出し、また、入ってくるので村の負担は出てこない。という答弁であった。

総括質疑について報告します。

花嫁対策について

23年度人口対策を図ろうとしている。花嫁対策は事業の中に入っていない。一つの課だけでは難しい。方策を立てなければいけないのでは。それぞれの課長の考えは。村長としての考えは。とただしたところ、まず、総務課長から、昭和57年当時、かなり報道関係で取り上げられた。三島村ではデート費用を取り組んだ。本村の中では積極的に取り入れようという気運はない。どういう形で出来るのか。庁内で集約が出来るのであれば予算でも考えていきたい。という答弁があった。次に教育長から右下下がり的人口の中で、山海留学、教職員の子弟、I Uターンの子弟に頼らざるを得ない。教職員とのコミュニケーションがうまく出来ていない。人口を増やす対策を確実にやっていく。地道にこつこつとやっていくことしか人を増やす方法はないのではないのか。地道に教職員に対して足を運びながらやっていくしかない。という答弁があった。次に経済課長から、当時困惑した。経済課だけでは対応できない。大々的にやっても難しい部分がある。プライバシーの問題もある。農家台帳そのものの事業はやっていない。という答弁があった。次に住民課村民室長から、資料把握は出来る。住民課では協議していきたい。という答弁があった。最後に村長から、大変難しい問題。三島の例をとっても身につかない。専属の花嫁対策課長を雇って対応するとか、仲人をやったことのある人が担当となるのが今の役場の状況でやるのは難しい。議員の知恵、アイデアもいただきたい。今の職員の体制では兼務兼務なので厳しい。地域づくりの中で話していく。こういうのがあるというようなものがあればお願いしたい。という答弁があった。委員から、住民の20代、30代を把握して、情報も共有し、独身世帯の生活も認識してほしい。村が取り組む重要な問題である。交流会。職員の知恵。住民の知恵。各課から知恵が上がってきたときには、前向きに取り組んでほしい。という意見が述べられた。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、別段、討論もなく採決に入りました。

採決は、簡易採決で行ないました。採決の結果、議案第50号から議案第55号までの6件については特段異議もなく、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査の経過と、結果の報告を終わります。

○議長（日高通君）

予算審査特別委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

<議案第50号採決>

○議長（日高通君）

それではこれから、議案第50号、平成23年度十島村一般会計予算についての件を採決します。

本件を含め、当初予算案の表決は全て申し合わせ事項により起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可とするものであります。

委員長報告の通り、原案可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（日高通君）

起立多数であります。

従って、議案第50号、平成23年度十島村一般会計予算についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

<議案第51号採決>

○議長（日高通君）

次に議案第51号、平成23年度十島村国民健康保険特別会計予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可とするものであります。

委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（日高通君）

起立多数であります。

従って、議案第51号、平成23年度十島村国民健康保険特別会計予算についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

<議案第52号採決>

○議長（日高通君）

次に議案第52号、平成23年度十島村船舶交通特別会計予算についての件を採決致します。

本件に対する委員長の報告は可とするものであります。

委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（日高通君）

起立多数であります。

従って、議案第52号、平成23年度十島村船舶交通特別会計予算についての件は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

<議案第53号採決>

○議長（日高通君）

次に議案第５３号、平成２３年度十島村介護保険特別会計予算についての件を採決いたします。
本件に対する、委員長の報告は可とするものであります。
委員長報告の通り、原案可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（日高通君）

起立多数であります。

従って、議案第５３号、平成２３年度十島村介護保険特別会計予算についての件は、原案の通り可決することに決定いたしました。

<議案第５４号採決>

○議長（日高通君）

次に議案第５４号、平成２３年度十島村簡易水道特別会計予算についての件を採決致します。
本件に対する委員長の報告は可とするものであります。
委員長報告の通り、原案可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（日高通君）

起立多数であります。

従って、議案第５４号、平成２３年度十島村簡易水道特別会計予算についての件は、原案の通り可決することに決定いたしました。

<議案第５５号採決>

○議長（日高通君）

次に議案第５５号、平成２３年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決致します。
本件に対する委員長の報告は可とするものであります。
委員長報告の通り、原案可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（日高通君）

起立多数であります。

従って、議案第５５号、平成２３年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件は、原案の通り可決することに決定いたしました。

△日程第７ 議案第５６号 小宝島港改修工事請負契約の締結についての件

○議長（日高通君）

日程第７、議案第５６号、小宝島港改修工事請負契約の締結についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第56号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、小宝島港改修工事請負契約の締結についてでございます。

入札につきましては、指名競争入札による電子入札で、6社により執行をしております。

指名業者は、本村の建設工事指名競争参加指名等の基準に基づきまして、選定をいたしております。

入札の結果につきましては、議案書の裏面の通り、契約書、仮契約書を添付してございますが、落札者、吉留建設株式会社・岩崎敏郎と、平成23年3月15日に、472,500千円で仮契約を締結しております。

工事内容につきましては、ケーソンの運搬据付が主なものでございまして、その他に基礎工で根固方塊や被覆ブロック据付等、さらに上部工のコンクリート打設となっております。

詳細につきましては、配布いたしました資料をもとに、経済課長に説明をいたさせます。

契約の期間は平成23年3月18日から、平成23年3月31日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

皆様のお手元に、資料1から資料2、3、4、と配布していると思います。

資料1が今回小宝島港改修工事の工事の内訳でございまして、資料2がその平面図、3が横断図、で、4が入札結果の執行の結果表となっております。

資料1のほうが、今回の工事内容でございます。

今回は鹿児島とそれから小宝島港で施工を予定しております。基礎工としまして、鹿児島で根固め方塊製作、運搬据付で63.1トン型を6個、それから被覆異型ブロック運搬据付8トン型を20個、それから6トン型を56個、小宝島に現地工事でございます。この工事が基礎工としまして、根固め方塊63.1トン型を24個。この内訳としましては、今まで仮置きをしておった分がございまして、これが撤去しまして、12個撤去しまして、そのうち10個を据付けます。そして、ケーソンが据わった後に、そのケーソンの全部に仮置きをまた2個する予定でございまして、

それから根固め方塊の撤去、仮置き、これは58トン型でございます。11個撤去しまして、これをまたケーソンが据えた後に仮置きをまた11個仮置きをいたします。

それから、被覆異型ブロック撤去据付6トンから75トン型でございます。75トンが26個、50トン型が24個、8トン型が24個、6トン型が24個、これは今まで下のほうに基礎工の上に基礎が飛ばないようにですね、仮置きをしていたものをそれぞれ1回はずしまして、ケーソンが据わった後に、そのまわりにそれぞれ異型ブロックを据付けるわけでございます。

本体工でケーソンの据付工、これがもうすでに鹿児島で一昨年ですかね、作っております。

この大きさとして、幅が34.7m、高さが16.2m、長さが20m、重さが5,600トンのやつを1函、これを鹿児島港から小宝島まで曳航しまして、それを据付ける予定でございまして、

そして据付けた後に、直ちに中詰工として割栗石を9,759㎡入れます。

その上に蓋をしまして、上部工のコンクリートを4,164㎡打設する予定でございまして、

資料3をお開けください。

資料3でもって、ここに横断図が、縦断図が示してあります。横断図の下のほうを見ていただければ、ここに赤い部分で着色したところに点線がございまして、これがどうしても、これまで点線したところまではどうしてもコンクリートを打設しないことには設計上の値がでませんので、これ以上の打設をします。大体これが、プラス8m。これ位まで打設をいたしております。

これが工事の内容でございまして、以上説明を終わります。

○議長（日高通君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

小宝島港の改修工事につきましては、かね日頃から平島南之浜港と小宝島港は絶えず条件付で運航されているという現実を踏まえまして、出来るだけ急いで静穏度の高い港を建設すべきというような

気持ちは皆さん一緒だろうと、そんな思いがいたします。

ただ、現在の財政状況からしまして、村の管理港ということで、一足飛びにはいかないという現実もあります。その中で、昨日平島の東之浜港の建設のあり方について、また将来について、少し担当職員と船長も交えて話をしたわけですが、その中で話しだと、港湾の担当とそれからフェリーとしまの船長、そしてまた、航路対策室との協議等が定期的に行われるべきなのかどうなのか、そこらへんはよくわかりませんが、どうも話が通じてないような、またその機会を設けて協議をしているようなふうにはとられないと。

そこで、なかなか船長がフェリーとしまの安全を確保というような離接岸におきまして、あるいはまた、住民が綱取りを行う際の危険度。あるいは荷役作業中に伴う危険度。静穏度の低い港での荷役作業の危険さ等もふまえて、もっともっと認識をしていく必要があるのかなと。やっと小宝島の今の本案件に出ている議案じゃなくて、綱取りをするときに裏から飛び越えてくる波の対策が今回の予算にもやっと組まれたような状況。そういうところも含めてみますと、財政的な面でもかなり厳しいものがあるかと思うんですが、対応がなかなか進まないのも、そこらへんの協議がきちんとされていないからのかなと。議会で質疑をした中でも、なかなか先へ進まないような状況もあったわけですが、そこら辺もひとつ問題があるのかなという思いもしますが、その点については今現在どのような横の連携と申しますか、されているのか、その点について伺いたい。

それと、小宝島港の場合には、裏港というものがありません。その中で、今の計画ですと、沖防あたりの計画はこの図面上の中では出てないわけですが、いずれにせよ全天候型を目指す港作りをしていかなければ、ランプウェイの使用制限、あるいは接岸の条件付と言うような、運航においての放送等がしょっちゅう流れるんじゃないかなろうかなというように思いがしますのでね、そこら辺の計画はどうなのか。

そしてまた、この海底の深さによって、この施工の費用がかかると。余計かかるという話もされましたので、この深さについてはそのどのような現実があるのか。現実深さがどれぐらいあるのか。南之浜港の場合には、深さが深すぎて、沖防を費用がかかりすぎて諦めたと言うような経緯もありますのでね。その点についてどのように認識をしているのか伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今、経済課のほうで航路対策室、それから整備室と一緒にしている関係上、横の連携は密に行わなくてはならないと思っていますけど、今回の場合は東之浜港の接岸につきまして、再三にわたって議員のほうから質問がございまして、経済課としまして何回か航路対策室と整備室と一緒に今後の東之浜港のあり方については検討しております。小宝島の全天候型ということでございますけど、本村には悪石島も裏港がございません。今無いのが中之島は七つ山港というのがありましたけど、既に経費の節減と言いますか、そういうことで七つ山港も今はもうありませんので、小宝島港も今後どういうふうにするかということで、とにかく今のところは裏港そのものじゃなくて、とにかく今の港を防波堤をまた東の今やっているところが東の防波堤でございまして、これを延伸しまして、どうにか一港でもって支えていくという形を思っております。

それから、海底の深さでございまして。通常は掘り込んで、工事設計等するんでございまして、海底のあまり深すぎると、今度はマウンド型というかたちでケーソンを据えなければなりません。その場合、そのマウンド型に対しては、今度は盛土というかたちがありますので、どうしてもその後に、被覆異型ブロックとか根固方塊とか、そういうのを施工しなくちゃならないということで、深くなればなるほどその事業費は膨大するということでございます。

通常といいますか、出来ればその地形に浚渫して、その上にならしをしてケーソンを据えるのが一番ベターな考えなんですけど、どうしても地形そのものがマウンド型になってしまうと、事業費がかかるということでございます。

以上です。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

小宝島の裏港対策ですけれども、この防波堤の両方を一応活用するべきだと、これは船のほうから

の要請もあります。現在、資料2に港の図面が出ておりますが、今この右側に接岸をしております、左側の防波堤が出来て、後にここにやはりもうひとつ接岸岸壁を作ったほうが、交互にこの風の向きによって船をつける方法を考えたほうが良かろうと。こういう提案を頂いております。

担当としてのここに大体予想図と言うものが今でておりませんが、おそらくやはりそうしたかたちでやらないと、ここを左の防波堤を伸ばしても、うまく活用は出来ないんじゃないのかと、そういうふうに考えております。

それはまあ今からの計画になろうかと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

港湾の担当でないのか、課長としては細かい細部にわたっては説明はできないというふうに理解いたします。村長の答弁でもありましたように、東の岸壁を作るんだと。防波堤に接岸するような方法はどうだろうかと言うようなお話も頂いているわけですが、と申しますのは、この沖防はやはり深くて、経費、時間がかかるというような捉え方をされているのかなと、そんな思いがいたします。

そしてこの、防波堤として、東の方へ接岸をするための港湾工事等は、現実的に大丈夫なのかなという思いもするんですが、そこらへんの見通しあたりはどのように認識しているか伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今としまが接岸しているときでも、私が時々出張した折にですね、小宝島のその東のほうを見るとだいぶ静穏度が高いと言うことは認識しております。

将来にわたって、この東のほうが延伸するにあたって、小宝島そのものが小さい港ですので、なかなか裏港をしても条件は一緒じゃないかと思っておりますので、今後こっちの今のところをですね、整備して、浚渫していけば、西のほうにつけられない時、東のほうの接岸も可能になってくるのではないかと、そういうふうに認識しておりますので、今後また東のほうが伸びた後、西のほうの浚渫も考えられるのではないかと思っております。

それはあくまでもまだ波浪とか、そういういろいろな設計条件を加味してですね、しなくてはならないかと思いますが、そういう考えも将来は考えなくてはならないかと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

私が一番危惧しているのは、静穏度の中に、うねりもその中にどうなのかなと。私の地域の南之浜港では、フェリーとしまが入港する、ロープを取って接岸するまではうねりっていうのは気がつかないんですね。そこへロープをとって接岸してしまうと、船がしゃくると言うようなかたちで、港全体にうねりが入ってくるんです。そこらへんを踏まえると、その沖防があることによって、うねりがどれだけ防げるか。その沖防そのものが深すぎて、経費がかかりすぎて、あるいはまた完成年度まで時間がかかると。かかるからこっちの東のほうに移行するのか。そこらへんは今後また慎重に、議論しながら、先ほど私が申しあげましたフェリーとしまの船長、あるいは航路対策室、そして港湾の担当とも、村長も含めて、よく協議をして方向付けをしていただきたいなというふうに考えます。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

小宝島改修工事につきましては、昨年の予算の折に、事業仕分け等において、ちょっと減額されたということで、工事が遅れるということだったんですが、それは一応22年度に行うということは、有難いというか良かったなと思うんですが、今度はその先ですね、23年度を続けてこのような事業をちゃんと行えるのかどうか、小宝島港においてですね。

そのあたりの、これから先の計画をちょっと教えていただけないか。お願いいたします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今、本港は、港湾の整備としまして3港あります。

それはだいたい2億1カ島。1港2億5000万。3カ島で7億5000万ということで、整備を進めておりますけれど、本年度は7億5000万に対して7億の事業決定しかきておりません。

23年度は一応、東之浜港がまたケーソン製作ということでありますので、大体3億円を考えております。

小宝島港は今度ケーソンを据えましたので、今回23年度は一応またコンクリート打設工を2億円ぐらい考えておりまして、元浦港が今度は今ケーソンは既につくっておりますので、そのケーソン運搬据付工、さら上部工がありまして、これが大体2億5000万ぐらいを考えています。

元浦港が大体平成24年度にすべて完了予定でございますので、元浦港が終われば今度はそれぞれ東之浜港、さらには小宝島港に集中投資出来るんじゃないかと思っております。

小宝島港は皆さんの手元に示してあるとおり、一応もう一函据付ける予定でありますので、このケーソン製作はそうすると、24年度以降になるのではないかと思います。以上です。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

補足しますけれども、平成22年度は事業仕分けで、これは全国的なことで、その減額をされた。要求に満たなかったと言うことで、おそらく詳しい配分の方法は分かりませんが、全国的なもので、それぞれの港湾で削減をしたと。そういうことになっておりまして、そういうようなことをされると、もう継続でやっているこの地方港湾は全く進まないじゃないのと、そういうようなことで、全国離島の中でも、私は強くそのことだけはあってはならないことじゃないのということで、異議を申し述べております。政府の機関についてもそうしたことで、事業仕分けが災いしてこういうことになっているんだということで、そのへんを強く要望しております。

ですから、23年度以降については、やはり大都會のその関係と、離島の関係はしっかり区別をして欲しいというようなことで、お願いをしておりますので、今年の関係については今からですが、要求どおり出来るような努力をしてまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

まあ、国からのそういう補助金に頼ってやるしかない、本村はやるしかないわけですけど、同じ日本国民なので、みんな同じようにサービスと言うか、受けることは一緒じゃないといけないと思うんですよね。やっぱりそのあたりを村として、大変でしょうけど、村長等がお願いして、少しでも小宝島、平島等も通常の接岸が、船が接岸出来るようにですね。努力していただきたいと思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第7、議案第56号、小宝島港改修工事請負契約の締結についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第7、議案第56号、小宝島港改修工事請負契約の締結についての件は、原案の通り可決することに決定いたしました。

△日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての議会の意見を求める件

○議長（日高通君）

日程第8、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての議会の意見を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

諮問第1号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村人権擁護委員候補者の推薦でございます。

この人権擁護委員につきましては、平成23年の6月30日付をもって、任期満了となるために、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるということをお願いをするものであります。

まず、候補者の住所、氏名ですけれども、議案書に示しておりますように、住所が十島村諏訪之瀬島84番地、山木保氏をお願いしてございます。生年月日は、昭和28年11月5日生まれであります。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本件につきましては、異議ない旨答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第8、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての議会の意見を求める件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

△日程第9 陳情第1号 環太平洋連携協定（TPP）交渉への対応に関する陳情書の件

○議長（日高通君）

日程第9、陳情第1号、環太平洋連携協定（TPP）交渉への対応に関する陳情書の件を議題いたします。

陳情書の朗読を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認め、陳情書の朗読を省略いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第9、陳情第1号、環太平洋連携協定(TPP)交渉への対応に関する陳情書の件を採決致します。

お諮りします。

陳情第1号を採決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

異議なしと認めます。

従って、日程第9、陳情第1号、環太平洋連携協定(TPP)交渉への対応に関する陳情書の件は、採決することに決定いたしました。

△日程第10 発議第2号 環太平洋連携協定(TPP)交渉参加への 慎重な対応を求める意見書の件

○議長(日高通君)

日程第10、発議第2号、環太平洋連携協定(TPP)交渉参加への慎重な対応を求める意見書の件を議題とします。

意見書の朗読及び発議の旨の趣旨説明は省略したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

異議なしと認め、意見書の朗読及び趣旨説明を省略いたします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから発議2号を採決致します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

異議なしと認めます。

従って、日程第10、発議第2号、環太平洋連携協定(TPP)交渉参加への慎重な対応を求める意見書の件は原案の通り可決することに決定いたしました。

△日程第 1 1 総務委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（日高通君）

日程第 1 1、総務委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務委員長から会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました「行政一般、財政、その他に関する本村の地域振興の取組み及び推進に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第 1 2 経済委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（日高通君）

日程第 1 2、経済委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

経済委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました「産業経済及び土木建設における村内の整備状況及び推進に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

△日程第 1 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（日高通君）

日程第 1 3、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△閉会

○議長（日高通君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成２３年第１回３月十島村議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

平成 23 年 3 月 18 日

十島村議会議長 日高 通 殿

予算審査特別委員長 永田和彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された 議案第 50 号、平成 23 年度十島村一般会計予算、議案第 51 号、平成 23 年度十島村国民健康保険特別会計予算、議案第 52 号、平成 23 年度十島村船舶交通特別会計予算、議案第 53 号、平成 23 年度十島村介護保険特別会計予算、議案第 54 号、平成 23 年度十島村簡易水道特別会計予算、議案第 55 号、平成 23 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算 は、審査の結果、下記のとおりと決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第 50 号	平成 23 年度十島村一般会計予算	原案可決
議案第 51 号	平成 23 年度十島村国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第 52 号	平成 23 年度十島村船舶交通特別会計予算	原案可決
議案第 53 号	平成 23 年度十島村介護保険特別会計予算	原案可決
議案第 54 号	平成 23 年度十島村簡易水道特別会計予算	原案可決
議案第 55 号	平成 23 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決